

は多くは醫者の仲間に起つた。其新マルサス主義と云ふのは何かと云ふと、餘り無暗と人口が殖えて困るから、好い加減な所で止めなければならぬと云ふ主義、好い加減な所で止めると云ふのは、主なる方法は避妊に依つて人口の増殖を止めた方が宜いと云ふことを、堂々と或る學會を拵へて研究した。發表することは本國で禁じて居ります。さう云ふやうに、一方には人口増殖を止めようと云ふ運動がありますけれども、本國はなか／＼さういかぬ。と云ふのは矢張それも一民族共通の現はれであるのでありますが、數多いからといつて必ずしも強いのでありませぬが、併し兎に角或る民族が大に發展し大に活動すると云ふことの爲には、どうしても其の民族が段々大きくなつて殖えて行くと云ふことでなければならぬ。佛蘭西が今度の戦争の如きは千八百七十年、七十一年の復讐戦でありますから、非常な勢で行かなければならぬのでありますけれども、それ程行きかねると云ふのは、佛蘭西の人口が足りない、それが爲に佛蘭西の今の軍隊などには十何箇國かの言葉が話されて居る、いろ／＼な植民地から兵隊を連れて來て居る。さう云ふ勢だからなか／＼旨くゆかない。其の一例を以て見ましても、千九百六年のモロッ

コ問題のやかましい時に、獨逸は佛蘭西に近い國境の軍隊を動員した。獨逸の方は人口が殖えて佛蘭西の方が人口が殖えない。獨逸は伸れば伸る程宜い。随つて獨逸は戦はずして勝つたと云ふやうな都合であつた。さう云ふやうに、民族が發展する爲には、どうしても民族の數が殖えて行かなければならぬ。でありますから、新マルサス主義と云ふ一種の運動があるに拘らず、列國は何處までも人口増殖の政策を執つて居る。それでありますから、人口の増殖と云ふことが顯著なる事實であつて、國內でどうしても之を安穩に養つて行くことが出来ないと云ふ所から、之を國外に出さなければならぬ。國外に自分の國で生んだ人間を出すと云ふことは、どう云ふことかと云ふと、植民地の競争であります。自分の人民を送つて遣る場所を求めなければならぬ。此の植民競争と云ふことが聽て民族競争を煽つた第四の事情であります。

斯う云ふやうに四つの事情からして、民族主義及それに基づく民族國家の競争は十九世紀に於て劇しくなつた。詰り今度の戦争の如きも、之を斯う云ふ風な思想方面から觀察致しますと云ふと、詰り此の民族主義及民族國家の競争の結果で

あると云ふやうに見られるのであります。

六 民族道德と文化

此の如くして此の各民族主義の主唱する所は各民族は銘々自分の國家を立て、さうして他の國家と競争すると云ふことでありますが、それならば此の民族主義及びそれに基ける民族國家と云ふものは單に競争するだけに止まるものであらうか、其處に何か競争もするが、又共に提携もすると云ふ要素が無いものであらうかと云ふことを考へて見なければならぬ。それが第六節の民族道德と文化と云ふ項目であります。

民族と云ふ言葉は是は自然論的の方面からと理想論的の方面からと此の兩方から考察せらるゝのであります。自然論的と言ひますのは——全く同じではないのですけれども——分り易くするために、他の言葉で言ひ現はしたならば、唯物論的と云ふても宜しいのであります。即ち民族と云ふものは全く動物の一種として見ての民族であります。自然論的若しくは唯物論的に民族と云ふものを見ます

れば、其の結果はどうなるかと申しますと、其の方面から見たところの民族に取つて、絶對的の價值を持つものは何であるかと云ふと、それは物質的の生存、即ち飽くまでも生物としての生存を全くしようと云ふのが、それが自然論的に見たところの絶對的の價值を持つて居るもので、其の以外の即ち物質的生命或は物質的生存以外の價值と云ふものは、皆な方便としての價值しか持たない。斯う云ふ風に見れば此の民族國家の競争と云ふものは、曩に言つたやうに、唯々自分の物質的生命の爲に競争すると云ふことになつて來なければならぬ。自然論的に見た民族と云ふ方からは、どうしても民族の反抗とか民族の競争とか云ふことは説明出來るけれども、民族の共同一致とか云ふ方の方面は説明が出來ないのであります。

次に民族を理想論的に見ると云ふのはどう云ふのであるかと云ふと、民族の民族たる所以の特徴は、唯動物として見たところの此の肉體の上にあるのにあらずして、精神の上にあるのである。精神の特徴が之が民族其もの、特徴である。随つて民族と云ふものは、民族の本質と云ふものは物質的生命に在るにあらずして、精神の生活に在る。斯う云ふやうに見て來る見方が理想論的の見方であります。

即ち此の精神的の特徴と云ふものに絶対の價値を認めて來ると云ふ見方が、之が理想論の見方であります。

曩に第四節で御話致しましたフイヒテであります。フイヒテは大に民族主義及民族國家と云ふことを鼓吹したと云ふことを申し上げましたが、其の時にフイヒテの理解して居つた民族主義と云ふものはどう云ふ風に理解して居つたであらうか。自然論的であつたか、理想論的であつたかと言ひますと、フイヒテは飽くまでも之を理想論的に解釋して居つたのである。それはどう云ふ事柄が云はれたか。曩に擧げましたところの彼の有名なる「獨逸民族に告ぐ」と云ふ大講演であります。此の中に於て、斯う云ふことを言つたと云ふことを曩に申しました。「吾々獨逸民族は日耳曼民族の本家本元である。日耳曼の文化文明を繼承し、それを振ひ興すべき運命を持つて生れて來た民族である。さう云ふ尊い天職を持つて生れて居る吾々獨逸民族だから、暗々とナポレオンの鐵蹄の下に蹂躪される筈がない。當に吾々はさう云ふ天職を果すべき素質を持つて生みつけられて現はれて來たのである。」斯う云ふことを言つた。

然らば其のフイヒテの言ふ「吾々の天職を果すべき素質を持つて生みつけられて居る」と云ふことは、どう云ふことかと云へば、フイヒテは第一に言語を擧げる。獨逸語と云ふものは世界に於ける昔から今日まで、ずっと連續して傳はつて來て居る唯一の國語である。希臘の國語あり、羅馬の國語があつて、昔は可なり高度の文化を持つて居つたけれども、併し乍ら彼等の國語は今に傳はらない。然るに我が獨逸語と云ふものは、吾々の原始以後の民族から連綿として絶えず今日まで傳はつて來た。其の言語が、吾々に傳はつて居ると云ふ事が何を意味するかと云ふと、原始の獨逸民族から次第々々に、段々と承繼がれて發展して來た文化を、其の儘に持つて居ると云ふ事である。それであるからして、今日昔から傳はつた獨逸語を持つて居ると云ふ事に依つて、吾々は昔から傳はつて居つた文化を持つて居ると云ふ事を標榜することが出来る。即ち昔から發達して來た獨逸の文化を繼承して、さうして其の繼承した文化を更に發展さすべき運命を持つて生れて來た民族である。即ちフイヒテの見てゐる民族は、唯斯う云ふ肉體的動物的なものになしに、獨逸文化と云ふものを見て居つたのであります。のみならず、フイヒテが死

にましたのが千八百十四年でありますが、千八百十三年に書いた「國家學」之が絶筆であります。此の「國家學」に更に明かに彼の民族とはどう云ふのであるかと云ふことが窺はれるのであります。其の「國家學」の中に見えて居る説明に依りますと、或る説に依れば吾々人間に取つて第一に大切なものは命である。生命は第一次的のもので絶對の價値を持つて居るものである。而して其の生命を維持し、且つ之を何處迄も存續させて行く爲には必ず財産と云ふものがなければならぬ。夫故に吾々人間に取つて第二次的に必要なものは財産である。而して財産があれば、其の財産を安全に保有して、それを安全に行使すると云ふことが出来なければならぬ。即ち所有權及使用權と云ふものが確立して居なければならぬ。所有權使用權の確立して居る爲には、是非國家と云ふものが必要である。國家の權力に依つて、各人の所有權使用權を保障して行かなければならぬ。其の故に國家は第三次的に吾々人間に取つて必要なものである。斯う云ふことを主張する人があるが、それは甚しき謬見である。なぜ謬つて居るかと云ふと、フイヒテの説明に依りますと、若しさう云ふやうに今の論者の説のやうに解釋するときは、國家と云ふ

ものは吾々人生から見て本來的の價値あるものでなく、唯々生命の維持を圖る方便としての財産、又其の財産の安全を圖る方便としての國家といふやうに、唯々方便としてのみ價値あるものになつて來なければならぬ。若し國家といふものが、此の如く單に方便としてのみ價値を持つと云ふものならば、其の方便としての國家に、吾々が絶對に服従して行かなければならぬと云ふ道理がどうなるか。説明が出来なくなるのである。

のみならず、右のやうに解釋すると、國家は財産を持つて居る者には必要である譯であるけれども、財産のない者には國家と云ふものは必要がないことになりはせぬか、即ち所謂國家と云ふものは有産階級の爲には必要だけれども、無産階級の人には國家と云ふものは不必要と云ふことになつて來なければならぬでないか。是亦甚だ道理に違つて居る。のみならず、左様に解釋致しますと、國家と云ふものは有産階級が自分の財産の安全を圖る方便として居るもの、國家を有産階級が自分の方便として所有して居るので、國家を自分で拵へて居るものと言はなければならぬ。有産階級が唯自己の財産の安全を圖る方便として國家を所有して居る

といふことゝなつて、國家がいろ／＼の人間から造られて居ると云ふことが言へなくなる。これも亦甚しき誤謬が生ずる。それであるからして、右様に生命の安全を圖るために財産、其の財産の安全を圖る爲に國家と云ふものがある、と云ふ説が成り立たないと言つて、先づ一般の個人主義的に見た國家論を駁して、今度は彼自身の考を現はして居ります。

彼の考に依りますと、國家は國民全體の國家で、有産階級の國家でもなければ、無産階級の國家でもない。有産無産を問はず、總て國民全體の國家である。而して其の國民と云ふものは、必ず自分を國家と云ふ形に現はして行かなければならぬ。それはどう云ふことであるかと云ふと、總てフイヒテは「神の姿」と云ふことを言つて居ります。國民が「神の姿」を國家と云ふ形の上に現はして行くより外になつて居ります。フイヒテの「神の姿」を現はして行くと云ふことはどう云ふことであるかと云ふと、一切の醜いもの、一切の汚れたるもの、一切の罪惡は神の中にはない。神はあらゆる善きものゝ結晶である。凡そ吾々が善いと考へ得るあらゆるものゝ結晶が神である。其の故に神の姿を國家に現はして行くと云ふ

ことは、總て一切の罪汚れをすつかり打拂つて、さうして清い尊い高い大きい善なる美なる姿を現はして行かうと云ふのが、總て神の姿を國民が國家の上に現はして行くと云ふのである。更に換言すると吾々凡夫の生活は所謂煩惱の生活、煩惱に十重二十重に縛られて、不自由な生活をして居るのが吾々凡夫の生活である。即ち吾々は相變らず罪汚れに附纏はれて居る、極めて不自由な窮屈な生活をして居る。其の一切の罪汚れを打拂つて、自分の天真を發揮して、所謂煩惱を解脱したる自由の境遇になることが、即ち神の姿の國家の上に現はすと云ふ事である。其の故にフイヒテは、吾々國民が國民として一切の邪惡から解脱して、眞個の自由なる境涯になり、眞個の自由なる生命を發揮することが、之が總て神の姿を國民が國家の上に現はす事だと云ふのである。即ち我が獨逸民族は獨逸民族の理想として居る所を辿つて、神の姿を現はして行くと云ふのが吾々獨逸民族の理想である。夫故にフイヒテから言ひますと、此の物質的生命と云ふものは、寧ろ第二次的の價値をしか持たない。吾々獨逸民族は神の姿を現はすと云ふ大なる天職を持つて居る。其の大なる天職を果すために、其の方便として此の物質的の命が必要で

ある。それであるから、前の自然論的の見方とは大に異つた見地に立つて居るのである。自然論的に見るときは生命が第一次的のものである。絶対價値を持つて居る。然るにフイヒテの見方では第一次的の絶対價値を持つて居るものは生命ではなくて理想だ。神の姿で、自由だ。さうして生命はそれを現はして行く爲に、必要な方便として第二次的の相對的の價値しか持たない。理想論的に民族を見ると云ふのは、さう云ふフイヒテのやうな見方であります。

さて其の方から言ひますと、各民族が曩に言ひました通り、非常な競争をするが、併しながら競争をする中に、更に共同一致相團結して行く道が生れて居る。即ち民族と云ふものが理想論的に考へられて、初めて一致團結と云ふものが存して來るのであります。それは詳しくは第八節に於て述べる考でありますから此邊で話は止めて置きますが、そこで吾々民族と云ふものは自然論的にも考へられ理想論的にも考へられる。自然論的の考で行くと、今のやうに強者の權利、勝てば官軍と云ふ結果になるけれども、理想論的に行くと、勝てば官軍でない、互に共同一致して行く必要が起るのであります。

そこで理想から見た民族國家はそれでは何をするかと言へば、所謂文化と云ふものを發達せしむるのであります。それならば文化——獨逸語でクルツア(Kultur)或は英吉利語でシヅイリゼーション(Civilization)——と云ふのは一體何であるか、文化と云ふ普通の解釋はどうであるかと云ふと、文化と云ふものは人力を以て自然を征服すること、之が文化である。之が極普通の解釋である。即ち此の文化がまだ幼稚であるとか、又文化が進んだとか云ふことはどう云ふことであるかと云ふと、文化が幼稚であるといふのは、人間が自然から壓迫されて居る状態が即ち文化が幼稚な時代である。之に反して人間が自然を征服するやうになると、文化が高くなつて來るといふのである。人間が自然の爲に征服されて居るといふのは、所謂野蠻人は川あればそれを渡ることを知らぬ。山あれば越えることも知らない、雨が降れば外へ出られない。何時でも自然から征服される。それが稍々進みますと、川があれば船を造つて旨く利用する。それだけ人間が自然を征服する。唯船を浮べて居るだけでは未だ自然の利用が足りない。今船を造れば風といふ自然を征服して、風を使つて船を遣る。さういふ風にして、段々人間が自然を征服す

ることが聽て文化が高くなるといふことである。今日に於ては昔は唯々怖れられて居つたところの雷も、之を電燈とし、或は電話として雷を征服して居る。即ち吾々はそれだけ自然を征服しつゝある。山があつても隧道を掘つてしまふ。隧道を掘るだけでない。鑛脈を掘當てたとか、石炭を掘當てたとかいつて、それを利用してしまふ。ありとあらゆる自然力を自分の藥籠中の物とせずんば已まずといふのが今日の有様である。即ち吾々人間の力が段々自然を征服することが聽て文化が高くなるといふことである。

極普通の文化の解釋であります。それならば文化といふのは、なぜ人間はさう自然を征服するか、なぜ人間は船を造るか、帆を張るか、帆で足りなくて、蒸汽機關を使ふか。なぜさうするかといふと、いやそれはさうする方が人間の生活に都合が好いからだ、川があつて渡れなかつたのを渡るやうになつた、便利になつた。渡る上にも帆を使つた、更に便利になつた。帆よりも蒸汽機關を使つた、更に便利となつた、詰り人間の生活を豊富にする爲に吾々は自然を征服して行くのだ。併しさう云ふ文化の説明と云ふものは、是は自然論的で、文化は人間の方で自然を征服し

たことである。何故に征服するか。それは人間の生活を豊富にするためであるといふやうな、斯う云ふ文化の説明は自然論的の説明である。それだから矢張國家になると、自分の國家は、自分の生存に利用せんが爲にいろ／＼競争しなければならぬ、衝突しなければならぬと云ふことが當然起つて来る。例へば今の獨佛の國境といふものは千八百七十年、七十一年の普佛戰爭の結果出來た國境で、其の當時はどういふ考であつたか。ビスマルクがちやんと考へた。其の當時技師を派遣して踏査させた。あの邊は鐵の産地であつて、大抵鐵は多く獨佛の國境に出る。そこで之を境にすると、獨逸領内に來る部分に、大抵其の當時三分の二ばかりの鐵鑛は自分の方に取れるといふ考であつた。それで一寸表面に現はれた面積で言ふと狭いけれども、中を掘つて見るとおそろしく鐵鑛があつたから、表面は狭い所へ線を引いて、之を國境にしようとした。佛蘭西が納得した後に測量して見ると、獨逸は三分の一ばかりしかなく、三分の二は依然として佛蘭西の方であつた。其等も詰り鐵を利用して此の獨逸民族の幸福を圖り、石炭を利用して獨逸民族の幸福を圖らうとしたといふことになります。

自然論的に文化といふことを解釋して來ますと、文化の爲に矢張列國は競争をしなければならぬ。斯ういふことになつて來ます。けれども、文化といふ意味は、右の自然論的の解釋では十分でない。他の解釋がある。それは矢張理想的の解釋で、人間が自然を征服して行くのは何の爲だ。人間を幸福にせんが爲である。然らば幸福にするといふのは何の爲だ。なぜ吾々は自分の生活を幸福にして行かなければならぬかといふことを問はなければならぬ。若し一切の文化といふものが幸福の方便であるならば、幸福の爲に文化を立てなければならぬ。保存しなければならぬといふものでありましたならば、自分の生存を賭してまでも其の文化を維持して行かなければならぬといふ必要がない。吾々日本人であれば吾々日本民族の生命を賭してまでも、日本の文化を存續して行かなければならぬといふ道理がない。なぜならばそれこそ命あつての物種、命が無くなつては幸福も何もあるものでない、けれども實際に於てどうかといふと、實際に於ては吾々は是れまで自分の三千年の歴史を鍛え上げて來た此の日本の文化を維持存續せしむる爲に、お互ひ生命を絶たなければならぬことがある。さうすると文化といふもの

は、唯々幸福の方便としてのみ存在して居るものといふ風にのみ考へることが出來ない。

それならば文化といふものを理想論的に考へるのは、どういふのであるかといふと、矢張理想といふものがある。どんなものか分らぬ。之は悟といふことがあつても、悟つた人間でなければ、悟が分らないと同じことでありませう。其の理想といふものが、いろ／＼の階段々々に應じて、自分の姿を現はして行くのが、之が文化といふものである。文化がまだ低い程度にあるといふことが、理想が自分自身を現はすことがまだ低いといふことになる。文化が高いといふことは、どういふことであるか。即ち自分の理想が自分自身を現はすことが段々廣くなつて來る。而して其の理想が自分自身を現はして行くのは、いろ／＼因縁が澤山あつて、其の因縁が段々備つて來れば、そこで段々自分の理想が立つて行くのであります。例へば此の道德の階段で言ひますと、アミーバから吾々人間といふ高等動物になる。それを自然論的に言へば、いろ／＼所謂自然淘汰であるとか、自由淘汰であるとか、いふやうなことで、所謂機械的に之を説明するものでありませう。けれどもアミ

「バから吾々高等動物にまで進化して来たといふことを理想的に言ふと、どうであるか。それは命……と云ふのは物質的の命でない、先年來日本で評價されて居るベルグソンであります。ベルグソンが生の躍進と言つた時に、其の生といふものは決して物質的に考へられた命ではない。ベルグソンが言つて居るやうに、生といふものを考へ、其の生といふものがいろ／＼の外的因縁によつて、自分を現はして来たといふ姿がアミーバから吾々人間になつて来た。ベルグソンの言ふ生といふものが、まだ因縁が和合しないときは、アミーバのやうなものである。外的の因縁が和合して、吾々高等の人間が出来る。即ち文化といふもの、其の理想が段々自分の姿を現出して行く。斯ういふ風に考へるのが、理想論的の考へ方でありませぬ。

「フイヒテが民族といふことを理想論的に解釋したといふことからして、随つて此の文化といふことも、理想論的に解釋し、それでフイヒテの考へて居る民族國家といふものは之を理性王國といふのであります。此の時のフイヒテの理性といふのは、カントの實踐理性のやうなものではありませぬ。極めて理想的のもので

あります。随つて此の獨逸文化を繼承して、日耳曼文化を繼承し、之を振起して行くのが吾々日耳曼民族の天職であると言つた時は、それを他の言葉で言ふと、吾々は理性王國を此の地上に實現して行くのが吾々獨逸民族の天職である。即ち獨逸文化を發展させて行くといふのが、理性王國を此の地上に建設する所以であると考へたのであります。

そこで文化といふのは、矢張自然論的に解釋すると、どうしても衝突を免かれないうが、理想論的には必ずしも衝突しない。其の文化といふものの中には、所謂精神文明があり、物質文明がある。本當を言ふとこんな區別がない。例へば産業とか、實業とかいふ方面は、是は物質文明で、宗教、法律、政治、道徳、是は精神的文明で、其の精神文化及物質文化を何處までも發達させる。そこで此の民族の持つて居る道徳といふものは、矢張り文化の一つである。所謂通俗の意味の精神文化の一つである。其の精神文化の一として吾々は、民族道徳といふものを有し、又それを發達させて行かなければならぬといふのは、以上述べたやうなことであります。

七 我民族道德の根本特徴

段々述べて参りましたやうに、各民族と云ふものが民族國家を持つ。其の民族國家は若し自然論的に解釋すると、お互に競争を免れないが理想論的に解釋すると、必ずしもさうでない。一致團結することが出来る。而して文化の如きものも同じく通例に解釋される所謂民族道德或は國民道德と言つて宜いか知りませぬが、本來この民族道德と云ふものは、其の民族國家の持つて居る一つの精神的文化の一種であると云ふことを申して来た。

そこでさう考へて見れば、曩に言つた通り、民族國家の根本特徴の第二に「特殊」と云ふことを言ひましたが、特殊のでありますから、我日本民族は日本民族の特別な道德があつて然るべきである。敢て國民と言はない。曩に申した通り、國民と云ふと少し困難になりますから、民族道德であります。即ち各民族にはそれぞれ特殊の道德があつて、さうして特殊々々の民族が其の道德を發揮することに依つて、各自分の民族の理想を實現することが出来る。即ち我が所謂大和民族にも、大

和民族の獨特なる道德があると云ふことは當然である。それが所謂曩 第一節に解釋を致して置きました普通に「國民道德」と言はれて居る所の所謂民族道德の問題であります。

それでありますから、國民道德と云ふと、直ぐ忠孝だとか、或は武士道だとか、或は儒教や佛教の日本に於ける影響であるとか云ふことを理解するものがあるが、併し國民道德と云ふのはさう云ふ譯のものでなしに、日本の大和民族には、大和民族の道德がある。英吉利民族ならば英吉利民族の道德があると云ふのであります。其の國民道德から、忠孝とか或は武士道が出る筈がない。それで文部省でも、國民道德と云ふ言葉は、私も記憶して居りますが、明治四十一年頃から使ひ始めました。丁度彼の幸徳等の大逆事件のあつた後に、こんな事ではいかぬと云ふので、大に國民道德を鼓吹しなければならぬと云ふ考から、國民道德をやかましく言つて、其の頃から國民道德と云ふ言葉を使つたのであります。ところで國民道德といふ言葉が面白くないと云ふので、中には我國道德と云ふ言葉を使つた。是ならば幾らか都合が好い。けれども如何にも語呂が悪い。國民道德と言ふと成語になつ

て、工合が好いけれども、我國道德と云ふと如何にも語呂が悪くて面白くない。是は一時傳はりましたけれども、好い加減にして止まつてしまつた。矢張り廣く國民道德と言ふ言葉を使つて居るのであります。兎に角此の國民道德と云ふ言葉自身は曩に段々御話した通り、適當でありませぬから、私は民族道德、而も日本で吾々の道德と云ふには我民族道德と云ふのが正確であると思ひます。

此の我民族道德、お互ひ大和民族——朝鮮はやつと屬いて來た儘で、吾々に同化したとは言へない。でありますから、我民族道德と云ふのは、本土内の大和民族の道德、それは從來いろ／＼の學者が研究して居る。文部省で國民道德を言出してからでも、前に申した通り、井上哲次郎博士の著述があり、深作安文氏の著述があり、亘理教授の著述があります。其の他にもあります。又其の前にも無論あつた。それは井上博士の著述の中に擧げてあります。其等の人の研究の結果を段々調べて見ると、井上博士は、一面我民族道德の根本になるものが國體である。其の國體と云ふのは、主權の状態に依つて定まる國の形と云ふ風に解釋して居る。丁度日本の國法學者が言つて居るところの國體論を其の儘容れた。露骨に言へば、穂積

八束博士などの唱へました國體論を其の儘取つて居ります。書物の初には、國法學者は斯様斯様に言つて居るけれども、なか／＼國體はさう云ふ風なものではないと言はれて居りますから、別の解釋かと思つて段々讀んで行くと、矢張り國法學者の國體論に行つて居る。であるから、國法學者の説と同様と見て宜からうと思ひます。其の國體と云ふのは、言ふまでもなく萬世一系の天皇、それに七つの附屬をしまして、第一は國體と政體との分離、之が日本人の特性。第二は忠君愛國の意思。第三は皇室は國民に先ちて存す。第四は祖先崇拜。第五は家族制度の大系。第六は君臣の分明なること。第七は國民の統一體。是等が根本の萬世一系の天皇と云ふものに附屬したところの——附屬性と博士は言つて居られますが、——七つの附屬性であります。

此の井上博士の御説も大變面白いと思ひます。こんな風でも、日本の我大和民族の根本特徴は解けないこともないかと思ひますが、併し例へば附屬性第一の國體と政體との分離と云ふやうなことは、是は國と云ふものは斯う云ふもの、政體と云ふものは斯う云ふものと、初から獨斷的に國法學者の決めたやうに、自分で斷定

して、それだから、日本では國體と政體とは決して一致して居ない。政體は幾ら變つても、國體は變らぬといふことが言へるのであります。

それから第七番目の國民の統一體と云ふ所、是にはいろ／＼の説明を加へられて居つたやうであります。國民の統一と云ふことは、凡そ國民であつて、それが一つの國民として見られる以上は、統一されないと云ふ國民があるものでない。併し外の國を新に領土に取つたと云ふ時は、其の領土内の新附の人民はなか／＼統一されない。曩に言つた通り、獨逸がアルサス、ロートリンゲンを取つても、なか／＼其の人間が獨逸化されない。随つて獨逸國民と云ふものが、尙ほ統一體に出來て居ないと云ふことが言はれるかも知らぬ。アルサス、ロートリンゲン或はポーランドを除いた所謂元からの獨逸國民になると、明かに統一と云ふことが出来る。日本で言つても、第一に朝鮮千五百萬の人間が、今日本人に同化して居ると云ふことはどうしたつて言ひ兼ねる。臺灣には現在生蕃が居つて反抗して居る。決して生蕃が大和民族に同化してしまつたと云ふことが出来ない。新附の人民はさうであるが、舊來の人民だけを言つて見ても、日本だけが國民の統一體と云ふこと

は如何かと思はれます。

其の他細かしく考へて見ると、いろ／＼考へられるのでありますが、それで、井上博士の國體は萬世一系の天皇、それに七つの附屬性と云ふ御説も私は大變面白い御考であるかと思ひますが、それより簡單に矢張彼の勅語にありますところの、

「克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ世々厥ノ美ヲ濟セルハ此レ我カ國體ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス」

と云ふ彼の忠孝と云ふことが、之が我が大和民族の民族道德の根本特徴であると云つた方が、最も簡にして要を得てゐるものでなからうかと思ひます。

素より忠と云ふことは、凡そ君主を立て、居る國家——君主を立て、居ない共和國、君主の無い國家は別として、君主の有る國家——國民が其の君主に對して忠を盡すことが國民の道德として居らない所は一國もない。であるから必ずしも忠義と云ふことが我大和民族の特徴にならぬと云ふやうにも考へられる。又凡そ親ある者、子として孝行を冀はない者はない。嘗に人間ばかりでない、禽獸に於て尙且然り。殊に孝と云ふ點に付きましては、支那の如きは至れり盡せりである。

恐らく孝行と云ふことだけを單に抽象して言ひましたならば、支那民族は吾々日本民族よりも、或は一步上だらうと思ひます。約四億の人口を有つて居る支那民族の中に、親殺しと云ふものが滅多にない。それは親を殺すと云ふやうな大逆を彼等は頭に考へることが出来ない。孝行と云ふことを非常に深く吹込まれて居る。それが人間として最も根本的な道德であると云ふことを昔から叩き付けられて居つたのである。日本でも、折々内務省や文部省から表彰されますけれども、あんなものでない。支那の孝行を表彰するのは、一村一郷で之を表彰し、さうして村の目貫の場所に大きな碑を立て、其の孝子の名を刻んで傳へると云ふことをやつて、表彰の道も至れり盡せりだ。であるから、單に孝行と云ふことだけを抽象して言つて見たならば、之が我が日本民族の根本特徴と云ふことが言へないかも知れぬ。

けれども忠と云ふこと、孝と云ふこと、を一つにして考へて見ると、是は臆て我が大和民族道德の根本特徴になる。某博士が忠君愛國の合致と云ふことを言つて居ります。或は忠君愛國の一本とか云ふことは昔から言つたことでありま

す。吉田松陰の書物の中にも忠孝一本と云ふことが見えて居る。其の忠孝一本とか或は忠君愛國の一致とか云ふことが、忠と孝とを離さずに、一つの特徴として考へて見ると、之が臆て我が大和民族の道德の根本特徴になるものと思ひます。

井上博士の第四番の祖先崇拜と云ふ中にある、祖先崇拜は只の崇拜ではない。井上博士の綜合家族制度、皇別、神別、諸蕃の差別があると云ふことを御話致しましたが、そればかりでない。尙ほ其の後になつてから、外國から來た者が澤山ある。極めて嚴格に言へば、決して一つの家族であると云ふことが言へないでありませうけれども、曩に申した意味に於ての大和民族、之が矢張井上博士の家族制度、皇室が總本家で吾々が分家であると云ふことになり得るだらうと思ひます。さうすれば、矢張祖先尊崇と云ふことが臆て自分の家の先祖を崇めると同時に、國家の總本家たる皇室をも尊崇する。即ち其の場合に於て、忠と孝と一致する。忠孝が一つのものとして考へられる。其の場合に於て最も能く此の日本の民族の根本特徴を現はすことが出来るかと思ひます。

若し支那流の徳のある者が、天に代つて王となると云ふ所謂有徳作王で、堯が徳があるから天子になる、堯の子が詰らない者で、舜が徳があるから天子になる。舜の子が詰らない者で、禹が徳があるから天子になる。夏后は立派な者が續いた。桀王に至つて徳が衰へたから殷の湯王が天子になる。紂王に至つて殷が亡びて、周の文王が起つて來た。是れ有徳作王である。それから西洋風の力の有る者が自然を征服して王となると云ふ有力作王。此の支那流の有徳作王にしても、西洋流の有力作王にしても、國民の間に忠義と云ふ念慮が非常に強かつたならば、斯う云ふ有徳作王とか有力作王とか云ふことになる筈がない。一たび總本家と崇め奉り、天に代つた自分の父と崇め奉つた以上、縦令それが徳が衰へたからどうだの斯うだのと云つて、それに對して弓を彎く筈がない。伯夷叔齊が馬を叩いて諫めたのは尤もである。いくら殷の徳が衰へたからと云つて、文王が紂王に對して弓を彎く筈がない。兎に角家來だ。即ち非常に忠義の心が厚かつたならば、有徳作王と云ふことがある筈がない。

又有力作王で、若し力がある者が天子となり、王となると云ふことでありました。

ならば、源平以後の日本の國民はどうであるか。殆ど兵馬の權は武家が握つて、朝廷は兵馬の權をお持ちにならなかつた。若し力のある者が王となることならば、北條、足利、織田、豊臣——織田、豊臣は譯が分らぬとしても、室町の足利はどうであるか。江戸の徳川はどうであるか。あれだけの力を持つて天下を席捲しようと思つたならば、席捲の出來ない筈がない。けれども有力作王は日本に於てはいけない。其處が日本の獨特である。決して力が有つたからと云うて、自分が取つて代ると云ふことがない。朝廷は矢張朝廷で崇め奉らねばならぬ。

我が皇室の御位置と云ふものは丁度一家の家長のやうなもので一家の家長と云ふものゝ位置は何であるか。親父は利口だから、家族が選舉するから、親父になつて下さい、あなたが徳があるから家長になつて下さいと云ふので家長になつて居る譯でありませぬ。それでは其の家長は力があるかと云ふとさうでない。力づくで言へば、息子がヨボ／＼な親父を撲り倒すことは譯はない。けれども力があると云つて、若い者が家長になれる譯のものでない。家長の位置と云ふものは自然にして絶對の位置である。誰かから選舉されて、お前が徳があるから、利口だ

から家長になつて呉れと云つてなつたのではない。力があるからと云つて力が家長になつたものでない。馬鹿でも親は親だ。不徳でも親だ。家長は家長だ。家長は絶対だ。それと同じ様に、我が皇室に於かせられても、自然にして絶対である。有徳作王、有力作王で、あなたは徳があるから、力があるから天子の御位に即いて戴きたいと云はれて、御位に御即きになつたのではない。周の古公亶父が徳を積んで居る。古公亶父が甲の所から乙の所に移ると、人民が徳を慕つて附いて行く。さうして殷の政が衰へて、紂王に至つて、亡びて周の武王が位に即いた。それは有徳作王だ。

其自然にして絶対なる皇室に對して、我が大和民族が總本家と仰ぎ奉ると云ふことが、我が大和民族の民族道德の根本特徴であります。

それで井上先生は七つの附屬性を擧げて居りますけれども、七つになるか八つになるか知りませぬ。それからいろ／＼なものが湧いて來るが、根本特徴は「克ク忠ニ克ク孝ニ」と云ふ御言葉あれであらうと思ひます。

八 文化國家と人道

最後の結論であります。曩にフイヒテの民族と云ふ意味を解釋して、フイヒテは自然論的に見て居つたのではない、理想論的に見て居つたのであると云ふことを御話いたしました。さうして其の場合に、此の物質的の命と云ふものは、是は第一次的の價值を持つて居るものでない。其の理想を實現する爲の方便として、第二次的の相對的の價值を持つて居るものであると云ふことを説いた。

斯う云ふ御話を致しました。

そこで其の考を此の自然論的に見たところの民族國家と、理想論的に見たところの民族國家とに適用しなければならぬと思ひます。吾々はどうしても理想論的に見た民族國家、即ち今言つたあらゆる文化、其の文化の一としては、忠孝道德を發揮して行く天職を持つて、吾々は生れて居る。それは大和民族に與へられた理想である。

吾々はさう云ふ理想を持つて生れて來て居るのでありますから、其の理想を實

現する爲に、其の方便としては矢張自然論的に見た民族國家と同じことで、即ち此の物質的生命、大和民族としての物質的生命と云ふものがなければ、吾々大和民族の理想を實現することが出来ないでありますから、大和民族の理想を實現する爲に、大和民族の物質的生命が必要であります。即ち吾々は飽くまでも大和民族の理想を實現して行くのであるけれども、其の爲には物質的文化が必要である。産業も必要、軍艦も必要、あらゆる物質的文化を發達させなければならぬ。さう云ふ強いものがあつて、それに依つて初めて我が大和民族の理想を實現して行くことが出来る。それだからして、忠孝道德も文化の一つであるが、忠孝道德及一般の大和民族の文化を發達させて行きさへすれば宜い、力は要りはないと云ふ議論に、私共は與することが出来ない。矢張力は必要であります。

世の中に所謂絶對平和論で、向ふが戦を仕掛けて来たならば、早速降参してしまへば宜い。簡単に言ふとさう云ふ論をする人がある。トルストイなどはさう云ふ論者であります。此トルストイの論は基督教から来て居る。基督教は左の頬を打ちに来たならば左の頬を打ちしてやれ、右の頬を打ちに来たならば右の頬を

打ちしてやれと云ふ絶對平和論である。ところがトルストイどころでない、戦争になつてから、今自分の國が一生懸命に戦争して居るに拘らず、尙ほ可なり極端な平和論を唱へた英吉利のラッセルと云ふ人があります。此の人は先づ今では英吉利第一流の哲學者と言つて宜い。可なり鋭い批評力を持つて居る。此のラッセルが獨逸が攻めて来たとして宜いではないか。倫敦が獨逸の總督政治の下に支配さるゝやうになつたとて宜いではないか。乃至英吉利全體が獨逸に取入れられるやうになつても宜いではないか。いくら獨逸が倫敦を取り乃至英吉利を取つて見たところが、吾々全體を皆な殺す譯にはゆかない。さうすると吾々英吉利民族は矢張生きて居る。吾々英吉利民族が生きて居れば、獨逸が支配しやうが、どうしやうが兎に角英吉利の文化が生残つて居るから、一向差支ないではないか。斯う云ふことをどん／＼言つて居る。さう云う議論をするのが英吉利人である。さう云ふやうな論者もありますが、併し果して此のラッセルの言ふやうな風に行けるものかどうかは問題であらうと思ふ。自分に國家を持つて、自分の勢力で、自分の生活を支配して行くことが出来る民族は眞直の性質の其の儘に發達して

行きますけれども、兎角外部の力で以て壓せられた人間は、繼母の下に育つた子供のやうに、兎角何處かねぢけたやうな薄暗いやうな曲つた性質を持つのであります。

猶太民族は何處へ行つても嫌はれものである。けれども彼等はウンと金を持つて居るから、其の金の勢で、露西亞でも、獨逸でも國民として取扱つて居るが、併しながら、實際に於ては猶太民族と云ふ者は何處へ行つても嫌はれる。日本の特殊部落に對するやうに、猶太民族に對する態度が、料理屋で飯を食つて居ると、何にもしないでも、猶太人が居ると馬鹿にしたりする。それ程何處へ行つても嫌はれる。さう云ふやうに嫌はれ者になつて居ると云ふことも、宗教が違ふとか、風俗が違ふと云ふやうなことが無論ありませうけれども、兎角矢張繼子扱ひにされて居るのである。猶太人は國が亡びて自分等の本國がない、世界に流浪して居る。其の國人から繼子扱ひにされる。愈々もつてひねくれる。愈々もつて繼子根性になつて居る。其の爲に愈々其の本國の人間から嫌がられる。嫌がられるから益々繼子根性になる。それで若し猶太民族でも、自分等自身に一國を有つて、一個の完全

なる獨立國を持つて、彼等の生命を維持して行きましたならば、彼等は段々時勢に應じて、彼等の獨特なる文明を發揮することが出來たであらうと思ひます。けれども、さう云ふ風に各國に分屬して繼子扱ひにされる爲に、猶太文化は史上に残つて居る殘骸であつて、それを繼承することが出來ない。

今のラッセルのやうに、英吉利の民族は皆な死にはしない、構はないと云ふことも、今當分死なゝいでありませうけれども、段々衰へて、段々繼子根性になると、さうすると、それで以て尙今日の英吉利の文化を進めて行くことが出來るかどうかが問題であります。それでありますから吾々は絶對平和論と云つたやうなものに耳を藉す必要がない。矢張りお互に民族の持つて居る理想を實現して行く爲に、力と云ふものを必要とするのであります。即ち軍艦も軍隊も必要とする。斯う思ひます。

併しながらそれならば唯々各民族が互に競争をして反抗をしてのみ行くべきものであるかと云ふと、決してさうでない。其處が所謂文化國家と人道と云ふ事に於て言はなければならぬのであります。曩に申しました如く、民族國家と云ふ

ものは統一的綜合的の現はれであつて、統一的綜合的に、獨逸がポーランドを併せる、或はアルサス、ロートリンゲンを取ると云ふやうに、段々自分の領土を擴げて行くと云ふことがありますけれども、本來は此の孤立的、分離的、反抗的、攘夷的である。民族國家と云ふものが起つて來ましたが、この民族國家と云ふものは、曩に言つた通り特殊國家であります。大和民族の國家と云ふと特殊のものでありますから、反抗的のものでありますから、分離的のものでありますから、自然外の國と競争しよう／＼と云ふ風に傾き易いのであります。然るに、十九世紀の後半に於ける世界の事實は、どう云ふ風なことを示して居るか、と云ふことを考へて見ますと、矢張り英吉利の學者でブランヌと云ふ人がありますが、此の人はこれまでの國家の考へ方は、今日の實際の事實が皆な間に合はなくなつて來て居る。殊に從來國家學者の間には、獨逸のヘーゲル流の國家學と云ふものが盛んであつたのであるけれども、ヘーゲル流の國家學はもう今日の時勢に當嵌まらなくなつて來て居る。なぜかと云へば、ヘーゲル流の國家學と云ふものは、ヘーゲルの死んだのは千八百三十二年でありますから、矢張り此のナポレオン戦争時代には大に活動して居つ

たが、即ち民族國家の獨立、民族國家の分離、民族主義と云ふことが世界の形勢になつて居つた時に出來たところの其のヘーゲルの拵へたところの國家學、是は千八百十八年に出來て居ります。其の國家學は、隨つて、どうしても矢張り分離的、孤立的な、反抗的、攘夷的なものに出來て居る。

然るに、十九世紀の下半分以後の世界の形勢が全く一變して來て居る。と云ふのは、それまでは十九世紀の眞半分位までは國家と云ふことを考へる時にも、一つの國家さへ考へれば、直ぐに他の國家、甲の國家を考へれば、直に乙の國家、丙の國家を考へる必要がなかつたけれども、十九世紀下半期後になつてはさうはいかぬ。甲の國家を考へると同時に、乙の國家、丙の國家を考へなければならぬやうになつて來て居る。と云ふのは、ブランヌの説明に依りますと、交通運輸の機關の發達に依りまして、各國家と國家との交渉と云ふものは、繼續的常態になつて居る。

昔は或る場合或る事件の起つた時に、甲の國家と乙の國家と或る交渉事件が起つたと云ふことである、其の事件が治つてしまへば又沒交渉になる。斷續的のものである。ところが、今日の國家、十九世紀下半分以後の國家はさういかぬ。絶え

す交渉して居る。さうして交渉して居ると云ふことのそれが常態であつて、變態でない。却て亞米利加と獨逸と國交斷絶したと云ふのが變態となつて居る。支那と獨逸と將に斷絶せんとして居ると云ふのは變態であります。それでありますから、一つの國家と云ふものを考へる場合に、他の甲乙丙丁の國家を考へないと云ふことはどうしても出来ない。即ちフランスの説明に依りますと、人道と云ふやうなことは十九世紀前半分までは唯々言葉だけに過ぎなかつたのであるけれども、十九世紀下半分以後にあつては、人道と云ふことが唯々言葉だけでなしに、それが段々と具體的に現はれるやうになつて來て居る。斯う見なければならぬと云ふのがフランスの説明であります。

そこで吾々は各々其の特殊の理想を以て、特殊の文化、—其の中に道德をも含んで居る、—文化を發揮して行かなければならぬ。又さうすることに依つてのみ、吾々は人道に貢獻することが出来る。自分の民族の獨特なる文化、其の中には道德を含んで居るが、文化を段々發達させる。自分の民族の理想を實現する事に依つてのみ、人道に寄與することが出来る。若し民族國家と云ふ階段を経ずに、直ちに

人道の爲と云ふことは、それは望遠鏡的人道、—望遠鏡的人道とは唯々望遠鏡で遠いところの星を見て居つて、自分の足元の地球を知らないと云ふ惡口であります。—さうして國家を通して人道に寄與することをしないのは、所謂望遠鏡的人道の爲に苦しめられて、それは到底出来る話でない。矢張り自分の國家を通して、人道に寄與しなければならぬ。而して自分の理想を實現し、文化を發達させて行くと云ふ其の時に、人道と云ふことを全く眼中に置かないと云ふことは出来ないのであります。

曩にマツヂニーの云つたことを引用致しましたが、マツヂニーは各民族が天職を持つてゐる。其の天職が民族性である。其の民族性は神聖なものである。此の各民族が民族性を發揮することに依つて、其處に人道の花が咲き、實が結ぶのだと云ふことを言つたと云ふことを引用致しましたが、吾々が大和民族の文化、忠孝道德を發揮すると云ふことは、其の道德を發揮することに依つて、人道に貢獻するのである。即ち人道と云ふものを大和民族は大和民族でやる、支那民族は支那民族でやる、それがかたまつて、それが人道の花となり實となる。而して唯々さう言

ふと、至つてボンヤリしてゐるやうでありますけれども、支那民族の文化、日本民族の文化、英吉利民族の文化、それが衝突なしに、花となり實となるであらうと云ふことは、曩に言ひました自然論的に考へられては、到底一致することが出来ないのではありません。けれども理想論的に文化と云ふことを解釋して行けば、日本の忠孝道徳を何處までも發達して、支那は支那の文明を發達する。獨逸は獨逸、英吉利は英吉利の文明を發達させて、其處に人道の花も實も結ばれると云ふやうな結論になるのであります。

曩に申しました通り、私の國民道徳の此の度の御話は、國民道徳を内から見た研究でなしに、外から見た研究であります。外から見て斯う云ふ風になる。それであるから、國民道徳を研究する場合は、是も多くの人々が所謂國民道徳研究をやつた如くに、内からの研究も必要であるが、今私の御話したやうに、外の方面から見て行くことも必要であらうかと思ひまして、而も其の外の方の研究は、未だ餘り出て居らぬやうに考へましたので、此の度は外の方の研究を御話したのであります。

三 所謂國民道徳と倫理學との關係

序 說

國民道徳といふ語は、學者によりて色々に解釋せられ、その意味が必ずしも一定して居らぬやうに見えるから、それ等のすべての意味を包括して表はさんが爲に、故らに「所謂」といふ語を添へたのである。それ故、爰に所謂國民道徳とは、今日世間に普通に理解せられて居る國民道徳といふ意味に用ゐるのである。

偕て此の所謂國民道徳と倫理學との關係如何といふ問題は、能く考へて見ると、餘程面白い問題である。此の問題は、一面からは純理上の問題ともなり、一面からは修身教育上の問題ともなり、又見方によつては、一國民族の道徳と、萬國通義のそれとの關係問題とも解せられるものであつて、甚だ複雑した、而かも興味ある問題

である。されば、此の問題は今日、我が國の道德問題を考察するものの必ず見逃すこと能はざる問題である。

私が今此の問題を取扱ふに當つて取らうと思ふ方法は、之を批判的方法にしたと思ふ。即ち是れまで世間に表はれたる各種の思想の代表的ものを擧げて、それを批判しながら、自然に此の問題を解釋しようと思ふ。さて私の知る所を以てすれば、是れまで表はれたる意見には、少くとも二種の大別があると思ふ。第一は、國民道德を事實とし、倫理學をそれに関する理論なりとして、兩者を關係せしめようとする意見であり、第二は、國民道德を實踐倫理とし、倫理學を理論倫理として關係せしめようとする見解である。それ故、私は此の二種の見解を批判しながら、漸次愚見を開陳しようと思ふ。

一 事實と理論

一

第一の見解は、序説に一寸述べたるが如く、國民道德とは或る特殊の國民間に行はるる、顯著なる道德事實其ものを指す語に外ならぬ。従つて我が日本に於て國民道德といへば、我が日本國民に重要な顯著なる道德といふ義になるのである。即ち忠孝及びその一致が、我が國民に重要徳義であるといふ意味である。斯うした意味の國民道德と、倫理學との關係は明瞭である。國民道德は事實である。倫理學は理論である。倫理學は我が日本の國民道德は勿論、その他各國の國民道德を研究の資料としてその間に一定の理論的系統を立て、以て之を説明するものである。此の關係は、恰も自然現象と、自然科学とのその如きものである。何等面倒なる關係のあるものではない。

二

之は森岡常藏君などの見らるゝ所であるが、今之について考ふるに、若し國民道德といふ語を上の如くに、ある國民に獨特なる道德事實といふやうに解すれば、その倫理學との關係についての意見は、此の國民道德の解釋より生ずる當然の論理的歸結であり、極めて明瞭なることであつて、毫も疑義を挟むべき餘地はない。例へば我が國民道德についていへば、我が國に於いては忠孝が重要な道德であり、武士道といふ一種の道德が發達したといふ事實だけを、國民道德といふ語でいひ表はしたとすれば、それは事實に過ぎぬ。そこでその理論上の説明を求むべく、何故に忠孝は我が國に於て重要な道德であるか、如何にして武士道といふが如き道德が發達したかを研究し、解釋したとすれば、それは既に倫理學又は倫理學の一部である。例へば我が日本の社會組織が族父制なるが故に忠孝が重要な道德であるといへば、既に忠孝道德と、族父制といふ社會組織とを聯結して、それは單に事實の記述にあらずして、既に一定の説明をその間に與へたものである。故に國民

道德を、單に事實を表明するの語となし、倫理學をその事實についての理論を示すの義と解すれば、國民道德と倫理學との關係は誠に簡單なるものである。

二 實踐倫理と理論倫理

三

然るに國民道德といふ語を、純粹に事實の記述を表明するの語となさず、多少の理論をも含蓄したるものと之を解して用ゐる人もある。斯うなると、國民道德と倫理學との關係は、餘程複雑になつて面倒なこととなるのである。さういふ見解を持して居る人人の意見によれば、我が國の建國の歴史と、我が國の社會組織とが、忠孝をして、我が國に重要な道德とならしめたのである。さうした國民道德が、我が三千年の歴史を通じて流れ來たつたのである。その事實を闡明するのが實踐倫理で、さうしてそれが國民の修身教育の大綱とならねばならぬのである。是れが、是等の人人の意見であつて、而かも最も廣く行はれて居るやうに思はれる見

解である。

四

さて右の見解について研究するに、我が國の建國の歴史といふは、記紀の神代記に見えたる、我が日本の建立及び統治に關する事實をいふのである。さて此の如き事實あるが故に、夙くも我が國には忠といふ道德が、重要なものとして現はれたのである。といへば、是は單に事實の記述にあらずして、忠道德の起源に、歴史的説明を與へたのである。換言すれば、忠道德に歴史的根據を與へたものである。又彼等の意見に従て、其の後の日本の社會組織の發達は、族父制をなして、連綿として今日に及んで居る。斯ういふ社會組織なるが故に、忠と孝とはその重要な道德となつて居るのであるといへば、是も單純なる事實の記述にあらずして、忠孝道德の社會的基礎を説明したものである。

五

さて、建國の歴史と忠道德との關係をいへば、是は既に「日本道德史」の研究ではないか。恰もレオポルド・シュミットが、希臘人の正義道德、自尊道德を、その民族性から説明し、マックス・ヴェーバーが、希臘倫理の由來を、その民族發展の歴史から説明し、フェステル・ドゥ・クランジが、羅馬の古代道德を、その族父制の社會組織から説明したと同じことである。若し果して以上の意味の國民道德てふ語は、道德史の研究を表はすものであると見ることが出来たとすれば、それが既に倫理學の一部である。さすれば、此の意味の國民道德は、それがやがて倫理學の一部であると謂はざるを得ない。

六

然りながら、更に進んで、我が國の如き建國の歴史を有するものには、何故に、忠の道德が發生し、發達せざるを得なかつたのであるか、又、族父制の社會組織を有する處には、何故に忠孝道德が重要とならざるを得ないのであるか。斯うした疑問も起り得るのであり、而して又、道德研究の上からは、此の疑問は必ず之を解釋せざる

を得ざる所の疑問である。何となれば、建國の歴史と忠徳の顯現とは、離れたる獨立したる二個の事實である。然るに今、此の離れたる二個の事實を結合して、此の如き建國の歴史なるが故に、忠徳は發生し、發達せざるべからずといへば、既に兩者の間に因果關係を認めたるものである。然り、兩者間に因果關係を認めたとして吾々の疑問は、此に止まるものではない、更に進んで然らば如何にして、此等兩者の間に因果を認むるを得べきか、といふ疑問も亦起らざるを得ないのである。此の疑問を解釋せんには、必ずや一面には人心内部の心理状態を研究し、他面には社會の成立、及び其人生に及ぼす所の意義を明かにして、此の疑問を解かねばなるまい。さすれば、然ういふ理論的研究に入らねばならぬ。それに、今一つ、此の建國の歴史と忠徳との關係について、最も重要な問題が生じて來るのである。それは何であるかなれば、忠といふ道德の權威は、那邊から來れるものなるか、といふ疑問である。此の疑問に對して、單にそれは歴史から來たものであるといつても、それは解釋にはならぬ。何となれば、歴史のものは、すべて權威を有するものといふ證據の擧げ難いと同時に、却つて吾々は時として、歴史的、傳説的の習慣に背いて、而

かも道德的に善といはるゝ行爲を爲し得るからである。即ち吾々は、常に歴史よりは寧ろ道理に訴へて、爲すべき事、爲すべからざることを分ち、權威を道理の上に置くやうである。さうすると、建國の歴史と忠徳とを聯結して説明せる以上、更に他の研究を必要とする。

七

次に、族父制の社會組織なるが故に、忠孝道德は重要なりといへば、更に進んで、族父制の社會組織は、何故に忠孝を重要なりとせざるを得ざるかとの疑問起る。此の疑問を解釋せんにも、必ず廣く人間精神の心理的研究と、又、人間社會の構成原理の研究とを要する。而して、是等の研究は、唯、日本人及び日本社會の研究のみで足れりとせず、更にそれ以外の材料を廣く取つて研究せざるを得ない。換言すればかういふことになる。日本社會は族父制の組織なるが故に、忠孝道德は重要なりといへば、此の斷案は、必ず、凡そ族父制の社會組織のある所には、忠孝は重要なる道德なりといふ大前提を豫想して居るもので、その豫想なしには、此の斷案は生れて

來るものでない。而して此の大前提を作るには、是非共、廣く人類社會の材料から歸納的に研究し上げたものでなくてはならぬ。

以上論じたる次第で、國民道德てふ語を、單に純粹に事實の記述のみでなく、多少の理論をもその中に含蓄する語であると解釋すれば、即ち比較的多くの人人の考へてゐるものと解釋すれば、その意味の國民道德と倫理學との關係は、倫理學の方からいへば、倫理學は此の意味の國民道德よりも、更に深く、而して更に廣い、一般命題を立てる様に研究せるものであるといへるのであるし、又國民道德の方からいへば、倫理學の一般命題を、日本といふ特殊の場合に應用したものともいへるのである。その意味からすれば、所謂倫理學は理論倫理であり、所謂國民道德は、實踐倫理、又は應用倫理といへるのであるやうに思はれる。

八

以上の論述も、右までに止めて置けば、抽象的にはそんなこともいへるのであるが、更に今日の倫理學の實狀に徴して考ふれば、さう一寸考へて見た程には簡單な

る問題でないことを見るのである。されば今日までの倫理學の進歩といふものが甚だ遅く、その内容は實に貧弱なものである。尤も多くの學者が一致して居る程の倫理的原理は、果して如何なるもので、又如何程あるであらうか。是れ程不完全な倫理學を基礎として、その應用などというても、それは、立論に於て甚だ薄弱なるものである。今日の工學が、物理學や、力學や、化學の應用學であるといふのと、その道理は一つでも、その確實さの程度に於ては餘程異つたものである。

九

レヴィーブルールなどの考へでは、純粹の理論倫理學などは、中々成り立ち得るものでない。随つて、その理論倫理學を應用して、生活を安全ならしめること、工學が物理學や、力學や、化學を應用するやうには行かず、又醫術が、生理學や解剖學や、病理學を應用するやうな譯には行かぬといふのであるが、今日の所謂倫理學の進歩の有様では此の如きブルールの考へも、決して不當でない。かういふことになれば、今、考察しつゝある意味の國民道德と倫理學との關係は、又別様に考へねばならぬ。

國民道德は實踐倫理で、倫理學は理論倫理であるとした處で、その實踐倫理といふ意味が曖昧である。此の實踐倫理といふ語には、私の考ふる所では、少くとも三つの異つた意味があると思ふ。第一は、既明の理論を、實際の人生に應用するといふ意味で、前第八節、第九節に亘つて述べた處のものである。第二は自己に何等かの信仰があつて、その信仰の基礎から、實際人生の問題を解釋し、且つ人をしてその解釋に依つて生活せしめて迷はざらしむる所の意味である。而してその信仰は、必ずしも理論的に證明された、又證明され得べきものでなくとも構はぬ。此の意味の實踐倫理は、宗教上の説教と同意味になる。宗教上の説教は、立派な一つの實踐倫理であると思ふ。

さて此の意味の實踐倫理と、倫理學との關係は如何であるかといへば、此等の兩者は必ずしも直接に關係したものでなく、又關係しなければならぬ道理のあるものでない。そはその信仰は、必ずしも倫理學から築き上げられたもの、又は築き上

げられねばならぬものとの約束がないからである。但し、その信仰の中に、多分に倫理學上の理論が含蓄されて居るにしても、その倫理學上の理論といふことが重要なことではない。倫理學上の理論といふことは、信仰そのものからいへば、寧ろ、偶然的要素に外ならぬ。

實踐倫理といふ語の第三の意味は、レヴィーブルの實踐倫理といふ意味であり、ハーバート・スペンサーの經驗的方法といふ意味である。ブルールの實踐倫理といふ意味は、例へば、病の治療などに於て、道理は能く分らぬけれども、此の病には此の薬が能く利く、彼の病は彼の薬で能く癒るといふことを、實地經驗の上から知つて居る。此等の多くの經驗を集めたものが、所謂實際醫學といふのである。是と同じやうに、道理は分らぬが、子は孝を行ひ、友は信を守る、その他日常經驗に道德として表はれたるものを守れば、社會は平安寧で、人々は幸福に生活する事が出来る。此等の多くの經驗を集めたものが、所謂實踐倫理といふものであるといふのが、ブルールの趣意である。スペンサーの經驗的方法といふのは、最大多數の最大幸福といふ、ベンザムやミルの倫理上の原理は、原理そのものとしては正しいので

あるが、彼等は之を證明するのに、何等理論的證明を與へずして、單に經驗上之を倫理の原則としなければならぬといふたまでである。即ち經驗的原理に過ぎぬのであるというた。是れがスペンサーの經驗的方法といふのである。

此の意味の實踐倫理と理論倫理との關係は明かである。前者は與へられたる事實であつて、後者は、その事實の理論を闡明したものである。即ち事實と理論との關係になる。即ち學問の未だ進歩せざる時代には、實踐科學であつて、進歩するに従つて、漸次理論科學となるのである。

三 國民の道德意識と倫理學

一一

國民道德といふ語には、以上論述した二つの意味の外に、更に第三の意味がある。是は大きく見れば以上の第二の意味の中に包含せられるのであるから、序説には態ざと之を省いて、二つとしたのであるが、細かにいへば第二の意味と異つた所の

ある第三の意味がある。それは如何なる意味か。

純粹に事實の記述のみをいふのでなく、その中に多少の理論をも含蓄せしめて意味すといふのが、第二の意義であつたが、その理論といふ意味に二種を區別することが出来る。第一は國民道德といふことを説く所の人が、意識的に思ひ浮べたる所の理論をいひ、第二は國民そのものの間に漠然と、或は殆んど無意識的に含蓄されて居る所の理論をいふのである。前に述べた所のものは、右の中の第一の意味の理論を指したもので、今爰に論ぜんとするものは、第二の意味の理論をいふものである。固より此の第一の意味の理論と、第二のそれは無關係のものではなく、或る意味に於ては同一のものともいへるのである。何となれば國民道德を説く所の人が、或る理論を意識したりとせば、その理論は、多くは國民の間に無意識に含蓄せられたるものを、意識的に思ひ浮べたるものなるが故である。

一二

忠孝は我が國の重要な道德であるといへば、色々の人人は色々の機會に於て、

之を説明しようとするのである。聖徳太子、道眞、日蓮、親房、光圀、素行等、その他人々が、色々の説明と記述とをする。心あるものは之を讀む、會得する、人に傳へる、そこで、國民意識の中には、常に忠孝は日本臣民として必ず守るべき大切の道德であるといふのみならず、何故に大切であるかの理論もその事實に纏綿して、國民精神の中に入つて居るのである。是れが國民の道德意識であつて、さういふ道德を稱して國民道德といふのである。此が國民道德てふ意味の第三のものである。

一三

井上博士の「國民道德概論」に見えたる國民道德の意味は、正に此の第三の意味のものやうに解せられる。さて此の意味の國民道德と、倫理學との關係は、博士は同著の中に於いては仔細に論述せられて居る。倫理學の意味如何によつては、博士の論述せられて居る箇條は、大概同意せられ得るのであるが、倫理學といふ語の意味を極く嚴密な科學の意味にすれば、右と別様の關係あるとも説くことを得るのである。

此の第三義の國民道德は、そのまゝ與へられたる道德的事實である。此の事實の中に含蓄せられて居る事實と、理論とを分解し、その理論を多少系統的のものに編み成せば、それが一種の倫理研究で、倫理學を構成する一要素となるものであり、次にはその日本の事實を研究したものを、更に廣く他民族の中に存在する所の事實に照し合せて研究して、そこに倫理學が構成せられるのである。

結 論

以上論述し來つた所を綜合すれば、國民道德と倫理學との關係は、兩語の意味如何によつて色々になるのである。又修身教育上の問題として見れば、學校の程度の如何によつて、所謂國民道德だけで適當の處もあり、又それ以上、道德の理論的研究といふ程の極めて廣い倫理學を必要とする所もある。總じて中學の四五年級以上の程度に於いては、その程度に應じたる理論が必要である。

四 家族制度に就いて

—

私の今晚申上げる題は家族制度といふことに致して置きましたが、その家族制度の起源とか、或は發達とか謂ふことの事實及び其れに關する理論等を申し上げるのではありませぬ。それ等は一切之を假定しまして、此處に日本に家族制度があるに致しまして、それに對して私が豫々有つて居る疑問を申上げて、諸君の御批評を仰ぎたい考なのであります。此事に就きましては、いづぞや井上先生などに申上げまして、いろ／＼御話を承はつたのであります。未だ徹底しない所もある様でありますから、其事を申し上げたいと思ふのであります。

近頃日本の國民道德の問題として、家族制度が其問題の中心を成して論議せら

れて居るかの如く見えるのでありますが、それ等の論諍の中に就いて、私の見た限りに於ては、自ら二大説があつて諍うて居るやうであります。その二説と申しますのは、一は、家族制度は日本の社會組織の特色であるからして、是非之を現在及び將來に向つて存續させなければならぬ。家族制度がある爲に、一方に於いては共同一致及び服従といふことが生れて來るし、一方に於いては又之を大きくすると忠と孝との一本主義が其處から生ずる。然るに忠孝一本及び共同一致、服従は日本の國民道德として大切な事柄である。此の道德は實に大切な道德であつて、是非之を永く子孫に傳へて行かねばならぬ。然るに此の精神を傳へて行くにはその精神の社會的基礎たる家族制度を將來に存續させねばならぬ。斯く論ずるのが第一説であります。之に對して第二説は、家族制度は必ずしも日本の社會の特色と見る事は出來ない。西洋にも矢張り家族制度といふ事がある。西洋に於いても、社會の單位は個人でなくして一つの家族である。よく西洋は個人制度の國であるなどとい概に人が言ふけれども、決してさうでない、個人が社會組織の單位を成して居ると云ふ様なものではない。殊に基督の教を見ると、孔子の教より

も、釋尊の教よりも、どれよりもより多く家族の事を説いて居る。それであるからして、家族制度は決して日本社會の特色ではない。又孝行なども、人によりては日本の特有の如く言ふけれども、決してさうでない。歐羅巴、亞米利加等に於いても、孝行を獎勵しないことは決して無いのである。又一部の日本人は、西洋諸國では親が子を可愛がらない様に言ふけれども、之も決して然うではない。やはり彼等の間に於いても親は随分子供を可愛がつて居る。それであるからして、孝は必ずしも日本の特色ではない。之が第二説である様に思はれるのであります。

右の兩説の中で、右申し述べただけではまだ問題にならないと思ふ。日本の家族制度と、西洋の家族制度とは、言葉は等しく家族制度でありますけれども、併しながら其の形式に於いて、其の内容に於いて異つて居る所がある。第一形式に於いて異つて居ると云ふのは、西洋の家族制度は夫婦本位である。夫婦と子供とを以て組織せられて居る。さうして其の夫婦がなくなると、其の家といふものがなくなつて了ふ。尤も是れは取除けがありまして、貴族に於いては、矢張り家の存續と謂ふことが歐羅巴にもあります。殊に英吉利の貴族の家は、其の存續といふこと

は、日本の今の貴族の家の存続といふことよりは、寧ろ嚴密な程の意味に於いて、其の家の繼承といふことが見えて居ります。それから大陸に於きましても、例へば獨逸の如きは、矢張り貴族にあつては家の存続があつて、爵位の繼承と云ふこともあるのであります。それでありますから、取除けはあります。取除けはありますけれども、併しながら總じて之を申しますると、歐羅巴、亞米利加あたりの家族は、夫婦本位である。それに附加へて子供がある。随つて夫婦がなくなると、同時にその家といふものもなくなつて了ふ。それでありますからして、若し之に名を與へて申さうならば、歐米の家と申しますものは、横に統一せられた家であると謂ふて、宜からうとおもひます。之に反して日本の家は、西洋の横の統一であるのに對して、縦に統一せられたる家であると謂ふことが出来る。即ち日本の家は、親子本位である。夫婦といふよりは、寧ろ親子の關係になつて居る。随つて親が死んでも、其の家といふものはなくならない。所謂家督相續といふことがあるのであります。現在の民法にも、チャンと家督相續といふことが規定されて居る。所が、この家督相續は、前に申しました通り、歐米では貴族を除いては平民にはない。たゞ

歐米には財産相續といふことがある。日本にも只の財産相續が無いことはないが、併しながら、それは民法の規定に依りますと、財産相續は、只家のメンバーがなくなつた場合に於て行はれるのである。それであるから、形式に於ては、歐米の家族制度は、横の家族制度であり、日本の家族制度は、縦の家族制度である、といふ様になつて居ります。

それから實質において、どう云ふ風に異つて居るか、と云ふと、實質に於ては、歐米で家と謂ひますのは、前申しました通り、夫婦即ち夫と妻及び子供が家を構成すると云ふことが原則になつて居る。之に反して日本の家と謂ふものは、是は家といふ意味が、時代に依つて段々變つて居りますからして、その意味の如何によりては、大きな家もあり、小さな家もある。即ち大氏小氏などいふことになりますと、それも凡て家といふ言葉で包含して了ふと、大變廣くなつて來ますが、今日日本で家族といふのは、どう云ふのを謂ふかといふと、これは民法に規定があります。「戸主ノ親族ニシテ其家ニ在ル者及ヒ其配偶者ハ之ヲ家族トス」といふ規定があります。而して親族と謂ふのは、民法の規定に依りますと、「六親等内ノ血族、配偶者、三親等内

ノ姻族」之を稱する。其等の人人にして戸主の家に在る者は家族である。斯う云ふのです。それでありますからして、家の實質に於いては、日本の家は西洋のよりも、餘程澤山になつて居るのであります。即ち一軒の家に戸主があり、それから戸主の親もあり得るから、若し隠居して居れば其れも矢張り家族になる。それから伯父伯母と謂ふやうな者もあり得るのである。都會に於ては、さう云ふ形式の家は、日本に於ても近頃餘り見難くなつたのでありますけれども、田舎の地方に入つて見ますと、現在大勢の人間が一家に住居して居ることが見らるゝのであります。確かに實質に於ても、歐羅巴の普通の家と、日本の家とは異つて居るのであります。

右の次第でありますから、第二説の家族制度は日本にもあり、西洋にもあるから必ずしも日本の特色と見る事は出来ぬと言ふのはこれは唯家といふ言葉の上に捉はれた考であつて、甚だ感服しないのであります。そこで、私の問題の中心は、斯う云ふことになる。形式に於ては夫婦及び子供といふものを本位とした、即ち横の家族制度でなく、縦の家族制度であつて、而して又實質に於ては、六親等の親族及

び配偶者、及び三親等内の姻族といふものゝメンバーズを包含して居る家といふものが、今後果して日本の社會に存在し得るであらうか、どうか、又それと聯關して、その家族制度が永久存在しなければ、日本の國民道德に非常な不都合があらうかどうか。是が私の問題になるのであります。斯の如く問題の範圍を限定して参りました、其れに對して私の有つて居る疑問があるのでありますから、その疑問を申し述べて、諸君の御高批を得たい考なのであります。其疑問を提出致す前に、其の因つて起つた次第を、少しお話しなければならぬと思ふのであります。

右の如く限定した意味の家族制度は、どう云ふ結び付けの繩に依つて結合されて居るか。換言すれば、さう云ふ意味の家族制度、即ち日本の社會に於ける家の各メンバーズを結び付けて居る所のコンネクティング・タイズは、何かと云ふことから考へなければならぬと思ふ。私は其各家族のメンバーズを結び付けて居る所の紐は、之を四つに別けて考へることが出来ると思ひます。第一は男女の性欲である。第二は私有財産。第三は孝順慈愛とでも謂ひませうか、子が親に對する感情と、及び親が子を愛する感情、祖先崇拜及びその他の宗教的思想、第四には社會の制

度。此四つが、日本の意味の家の各員を結び付けて居る紐ではないかと思ふのであります。

第一の性欲と謂ふのは、男女の相愛の情を指すのでありますが、これは私が今此處で説明する迄もなく、男女の性欲が無かつたならば、夫婦といふ關係が或は生じないかも知れぬ。随つて又性欲が無かつたならば、子孫の繼續と謂ふことも無いのであるからして、家を構成する上に於て、性欲が必要であると云ふことは申す迄もない。併しながら性欲は、只單に男女間を結び付けるだけの力があるのみであつて、まだ今謂ふ所の家といふものを起すだけの因子にはならぬのであります。即ち男女の性欲がありましても、所謂離婚とか、或は一妻多夫とか、一夫多妻とか、いろ／＼な關係が生れて來るのであります。必ずしも家族制度といふもののみが生れて來ると、限つた譯でない。それであるからして、所謂家族制度てふものが生れて來るのには、此の性欲の外に、尙他の因子がなければならぬ。他の因子とは何かと云ふと、私有財産であります。

所がこの私有財産と謂ふのは、どうして起つたか、どうして發展して來たもので

あるかと云ふことは、これは問題が別になつて來ますからして、暫く其れは省きまして、兎に角男といふ者は、體力が強壯であるといふことがある。随つて外敵を覆へしたり、或は有害なる猛獸毒蛇と闘つたり、或は一定の場所に居つて、牧畜をやつたりする様な事に適する性格を有つて居る。其故に最初若し私有財産があり得たとしたならば、先づ男子が之を有つたものではないかと思ふ。ヒルデブランドなどは此説を取つて居るのであります。所で女子の方は、體力に於て或は其他懷妊とか分娩とか云ふ生理上の條件に於て、始終働いて居ることが出來ないと云ふ不便なることがある。そこで、どうしても男子に従つて、自分の生命を維持しなければならぬと云ふ必要もあつたらうと思はれる。そこで一定の牧場とか、或は一定の家畜とか、或は一定の農具とかいふものを有つて居るところの男子と一定處に住して、さうして初めて定婚といふものが起つた。それが亦母系時代から父系時代に移つて行つた所の移り變りぢやないかと思ふ。そこで父系時代になりまして、初めて一定の血筋といふものが發達した。即ち原始時代には、母を知つて父を知らずと謂ふ有様であつたのが、今度は母も父も分つた。母も父も分つて來た

のみならず、一方に於ては母と父と相聯合して子供を育てると云ふことが出来る。子供を母系時代に於て育て、居つた時よりは、より多く、又より容易く、又より便利に養育することが出来る。斯ういふ譯合で、子供も暫く父母の處に居るといふので、所謂父系時代といふものが生れて來た。その父系時代といふものが生れて來た爲に、段々將來確定したる家といふものが生れて來るといふ所の端緒を開いたのであります。しかし御斷りをおきますが、此の母系時代から父系時代に移つて行く筋道は、右申し述べたやうな簡単な事情のものでなく、もつと複雑した事情のあるものであります。今は唯當面の問題に必要な限り申し述べたのであります。是丈け御斷りをおきます。

併しながら其れだけあつても、まだ十分に家を繼承すると云ふ迄には至らぬ。夫婦はある、子供はある。併しながら家を繼承すると云ふ事には、もう少し道行がある様に思はれる。といふのは、その父母が死んでも、矢張り家が傳はるといふ考には、もつと他の考がある。それは子供が父母に對して孝順を表すると云ふ事である。子たるものが、その所生を愛し、之を慕ひ、之に服するのは自然の情で、孝順の

道は、此の自然の心理上の基礎から出るのであります。此の孝順の心は、又親の志を繼ぐと謂ふことにもなるのであつて、親のやつた事を猶子供が繼承して、それを完成するといふことになるのであります。斯ういふことがあれば、子供は家の一代の親といふ考から離れて、家其者を繼承することも出来るのであつたと思ふ。又それに伴ふて起きますのは、職業の繼承といふことなのであります。之も多く、の民族種族又は氏族の間にも見えることでありまして、或家に屬して居るところの職業がある。甲の家には甲の家の職業があり、乙の家には乙の家の職業があると云ふことになつたのであります。つまり親の遺した事を子供が繼承するといふ形に於て、家は存續して來たものであらうと思ふ。

もう一つ、同じく第三點の中に附加しておくべき者がありますが、若し假りに名をつけて云へば、宗教的思想といふものがある。これに實際のものもあり、空想のものもあるのであります。つまり家と謂ふものを繼承して來る間に、何か精靈があつて、その精靈が其家を保護して居る。斯う云ふ様な考が生れて來る。即ちかのトートテム・グループ杯といふのは其邊のことであらうと思はれます。又羅馬の

家族制度に於ける彼の聖火と謂ふのも、右の思想の表はれかと思ひます。即ち一軒の家には、自分の家は蛇の守つて居る家だとか、或は自分の家は狼の守つて居る家だとか云ふ様に、動物に求めたり、或は自分の家には、先祖以來断えな所火が燃えて居る、吾々子孫は何處迄も、其火を消やさない様にして行かなければならぬといふ思想が出来て居る。それを私は、宗教的思想と名を附けたのであります。それと同時に祖先崇拜といふことも、一つは親の親、又その親と段々溯つて代々の親、即ち祖先を愛し、之を敬し、之を崇ふといふこともあるのであります。即ち祖先崇拜は、孝の擴大したものと、一面からはいはるるのであります。他面からいへば、一種の宗教心から生れたものと見る事が出来るのであります。其祖先崇拜は眞實のものでありませうとも、只想像上のものでありませうとも、兎に角事實であるか、或は想像であるかは別問題として、自分の家には、どう云ふ系統がある、どう云ふ起源があるといふことを誇つて、さうして其祖先の意志を繼承して行くのが自分の務である、と云ふ思想が、代々の人人に出て來たのであります。此の祖先崇拜や、孝行や、職業の繼承等が、家といふことには極めて重要な旨趣を形造つて居るのであります。

であります。

右申しました様になつて、右の三つの點で以て初めて、先づ今日の所謂日本の意味に於ての家といふものが成立つて、繼承せられることになつたものと思はれます。之に附加して第四に、私は社會組織といふことを説きましたが、それはどういふことであるかなれば、右の三つの事情で家といふものが成立ち、且つ繼承せられましても、社會の組織若しくは政治、若しくは法律等の制度の上に於て、其存在を認めないか、若しくは家の存續に不適當な社會組織に於きましては、その家の存續は難いのであります。日本の如く、或は家督相續を認め、或は戸主權を認めて居る社會に於ては、家が存續するのに極めて恰好なる社會であります。が、さういふことのない西洋の社會に於ては、困難であります。固よりこれは原因、結果を顛倒した様なことになつて、日本には現在家があるからして、右のやうな法律があり、西洋にはそれがないのでありますから、さる法律がないといふのであります。が、しかし兎に角其の法律の生れた後では、相関作用で行くのであります。やはり右のやうにははれるのであります。而かも私の第四に社會組織と申ししたのは、單に法

律ばかりを申す積りでなく、猶他にもあるのでありますから、やはり此の第四の點を主張するのであります。猶又法律若しくは政治といふものは、現實活きて居るところの社會の組織の上に、只形式を與へたに外ならぬのでありますから、之は、實は餘程變り得る所のコンディションであつて、例へば日本に於きましても、日本の人情風俗が、假に今日の家族制度の存續を不必要と認め、若しくは實際事實に於て、さう云ふものが存在して居らぬと云ふ曉になりましたならば、日本の政治も法律も其方針に依つて變るものと思ひますから、この第四の因子は無論變り得る因子であると思ひます。

私は、大要右申しました四つが、家族と謂ふものを構成して居るところの各員を結び付け、之を永く存續せしむる所のコンネクティング・タイスであると考へて居ります。従つて此の四つのコンネクティング・タイスが強ければ、家の存續は確實であります。若し之に反して其の四つのすべてが、若しくは其の中のある結繩が弛んだなれば、家の存續は困難になつて來るのは當然であります。然らば現在の日本に於ては果してどう云ふ有様に於てあるか、それが問題になつて來ると思ひま

す。果して此四つのコンネクティング・タイスを十分に強く存續させる様になつて居るか、但しは其れに對して不利益なる事情に於てあるか。是れが家族制度の將來を決定するのに、極めて重要なことになつて來るのであらうと思はれます。それにおいて私の疑問と致しますのは、私の見ました所では、此等の諸々のコンネクティング・タイスに就いて、どうも不利益なる事が多々見えて居りはしないかと云ふ風に考へるのであります。

第一には、交通及居住の自由といふことであります。この交通及び居住の自由といふ事は、私が説明する迄もなく、今日は昔の藩々が割據して居つた時代と違ひまして、吾々は何處へでも行つて居住することが出來ますし、其交通も大變便利になつて居る。隨つて吾々が祖先の墳墓の地を離れて何處にでも行けるやうな事情になつて居る。これは所謂子孫の祖先に對する孝順に對しては、甚だ不利益ではないか。祖先の墳墓の地に居りますれば、所謂菩提所もあり、向ふ三軒兩隣が數代前からの交際を有つて居る。また家には立派な佛壇がある。それには或は戒名も刻まれてある。また菩提所に行つて見れば、先祖以來の石碑があるといふ様

に、いろ／＼なコンディションが子供の孝順を刺戟する上に於て、力が有ると思ひますが、今日の交通自由なる時に於きましては、さう云ふ事が餘程困難になつて居る。斯う云ふことが一つであります。

第二には職業の選擇の自由と謂ふことであります。前に申しました通り、子供の孝順或は家の職業といふものは、家を存続させる上に於て大切である。所謂父の志を成すといふ様なことも、同じ職業であれば比較的其事が爲し易いけれども、それが今日は、職業の選擇が甚だ自由になつて居りまして、之も元の様な有様ではない。全く父と子と其執る所の職業が異つて居ると云ふ様な形になつて居る。

第三には別居の制度と謂ふことであります。日本の今日の家族制度は、前申上げました通り、六親等内の親族、配偶者及三親等内の姻族を以て家族とすると云ふことになつて居りますが、それは、今日都會生活に於ては比較的見られないが、田舎の生活に於て、さう云ふことが稍々見られると云ふことを申しました。所が都會の發達と謂ふことは、是は蔽ふ可からざる事實である。都會の發達と謂ふことは、段々と農業時代から商工時代に移りつゝあると云ふことを示して居るでありま

せう。兎に角今迄十萬以上の人口の都會は少なかつたが、近頃は十萬以上の人口を有する都會は餘程殖えて居る。さう云ふ様に都會は段々發達して來て居る。随つて大勢の人間が一家の内に住して居るといふことが、少くなつて來たと云ふことは争はれぬ事實ぢやないかと思ふ。それから又實際職業を執る上に於て、前に申しました如く、職業の選擇が自由になつて來て居りますからして、親の爲せる職業と子供の爲す所の職業とが異つて居る。職業が異ふために自ら住居を異にしなければならぬと云ふ様な必要がある。若し大勢の家族のメンバーが一ヶ處に居住して、家長の下に服従して居れば、自ら其家風と謂ふものが各メンバーの間に行渡つて、さうして相愛の精神とか、相敬の精神と謂ふものも養はれるべき筈でありますけれども、併しながら今申しました通り、別居といふ事になりますと云ふと、どうしても家風と謂ふものゝ繼承が甚だ困難になつて來る。某の家の家風といふものは、親父の代迄はあつたけれども、息子の時代には旨く染み渡らぬ、といふことも生じて來る。其爲矢張り子孫の父母及び其以上の祖先に對する孝順が多少減殺されると云ふことになつて來るのであります。

第四には、養子と云ふことが段々少くなる傾きがあると云ふことであります。今日の所で見ますと云ふと、次男でも三男でも、みな多くは新に一家を起します。婿養子に這入つて、他家を相續すると云ふことが比較的少ない。尤もこれは統計の上から十分の根據を有つて居る譯ではないが、私の知る限りに於ては少くなつて居ると云ふ風に思はれます。これも矢張り家と謂ふものゝ繼承には、少しく不便なものではなからうかと思ふ。といふのは、養子であつても、兎に角他家に入つて、さうして自分は其家を繼承した者であると云ふことになりますると、其家のメンバースになつたといふ氣味になつて、其家の家風なり、其家の精神なりを飽迄も傳へようと云ふことになるのでありますが、それが、自分が獨立したと云ふことになりますれば、自分が祖先であるからして、自分々々の氣風で以て、家庭を構成すると云ふことになりましますから、之も多少今の意味の家族制度を存續せしむる上に於て、不便な條件であらうと思ひます。

それから第五には人口の増殖と謂ふことであります。日本の人口増殖の激烈であることは蔽ふべからざる事實であります。尤も判然とした統計は分らぬ様

でありますけれども、大體のところ、千分の十一位の比例で増加するといふやうに今日の統計は見えて居ります。この千分の十一といふ増加の比例はなか／＼大きいのであります。世界の中で第二位に在る譯であります。此の人口の増殖といふことが、何故家といふものゝ存續に不便があるかと云ふと、段々人口が増殖して参りますと云ふと、一ヶ處に居つて自分の口を糊するといふことが困難になつて來る。今日大きな家族を有つて居る所のものは、多くは農家であります。それから地方の漁業家なども、大分大きな家族の組織のやうになつて居りますけれども、是れは殆ど家族と謂ふよりは、寧ろ雇人と雇主と謂ふ様な關係になつて居つて、名は、養子とか貰ひ子とか云ふ風に、戸籍の上では家族になつて居りますけれども、多くは雇人と雇主といふ關係になつて居る。兎に角多くは農業者が大きなメンバースを有つて居るのであります。所が耕地の増反別といふものが非常に少ない。それは大藏省の統計では、少しづつは段々殖えて居るやうになつて居ることは事實である。殊に近頃各地方で耕地整理をやつた爲めに、耕地は少しく殖えて居るといふことも事實である。又肥料の改良とか、或は耕作法や種子の選擇によつて

多少の収入が増して居ると云ふことも事實である。併しながら其耕地反別の増して居る事や、産額の増して居ると云ふことゝ、人口の増加と云ふことゝがどうしても伴はない。それであるから、前申しました通り、段々都會が膨脹すると云ふのは、其處から來るのでありまして、農家が多く、メンバースを有つて居る、人口増加の割合の激しい代りに、耕地が少ない。そこで子供等が外へ出て、何か職業を見付けて自分で働いて衣食しなければならぬ。斯ういふのが、今日の日本の經濟上の状態であり、又益々然かなりつゝあると見て、大過ない考であらうと思ひます。それには日本内地は無論、或は樺太なり、或は臺灣なり、朝鮮なり、滿洲なり、其他何處にでも出て行かなければならぬと云ふ有様になつて居るのであらうと思ふ。そこで祖先の墳墓の地を離れて諸方に出て行くといふことになりますると、それが矢張り子孫の、父母及び祖先を憶ふの情が段々薄らぐといふ傾向を生するのであります。

それから第十には法律及び政治の状態であります。是れはどうであるかと云ふと、矢張り社會の法律制度の組織が、家族のメンバースをコンネクトして居る紐

である。然るに今日の民法では、家族の財産といふものを認めて居る。夫の財産、妻の財産、子の財産といふものを認めて居る。之は、元は無かつたことである。殊に所謂パトリアーカル・システムの初からは、今の小さな意味に於ての家族どころぢやない、大抵土地とか何とかいふものは、其一族一門の共有物であると云ふ様なことであつたやうに見えますが、さう云ふ風に、若し家族の誰某の物ではない、家族全體か、若しくは一家一門の物といふ事になつて居りますれば、無論彼等を結び付ける所の力が非常に強いのでありますけれども、今日の如く妻の財産まで認めるやうな制度になりますと云ふと、多少其間に、所謂一つの物として認めることには不利益なことではないかと思ふ。尤も民法には、所有主の知れない物は、戸主の所有と看做すといふことになつて居りまして、譬へば愈々一家を構成してから買入れた所の膳椀だとか、或は寢具だとか、日用の器具器械といふものは、夫の物か妻の物か分らない。さう云ふ所有主の分らない物は、之を戸主の所有と看做すと斯う云ふことでありまして、それ等は無論多少のコンネクティング・タイズになりませうけれども、兎に角民法では、明かに家族のメンバースの財産と謂ふことを認めた。

随つて財産相続と謂ふことを認めて居る。それは民法上でありませんが併しながら尙其外の法律ではどうか。其外の法律では無論のこと、殊に刑法の如きに於ては明かに家族といふものを、一つのユニットと見ると云ふことは不都合な事となつて居る。元は連坐刑と申しまして、家族の或メンバーが悪い事をする、其戸主も責任を取らなければならぬ、又戸主が悪い事をする、其家族たる他の者も責任を取らなければならぬと云ふこともあつたが、今日は其連坐法は全然認めない。飽迄も罰を受ける主體は、犯罪者に限るといふ原理の上に立つて居る。さうして其れが正當であると考へられる。であるから、刑法の上から見ましても、やはり今日のファミリーといふものを、一つのユニットと見ることに、第四の條件に對して不利益なことになつて居るのであります。

それから尙外に、これは此前井上先生から御注意を受けたことでもあります。或る大きな條件がもう二つあります。それは、一つは文學であります。今日の文學はむしろ非常に極端なインディビデュアルスチックな傾向を帯びたもので、さういふ小説は大に喜んで讀まれて居る。しかもその勢力は侮られないやうなことが

ある。之も矢張りファミリーが一つのユニットである、お前はファミリーを離れては獨立したものではないと云ふ考を繼承する上に於ては、矢張り不利益な條件であると云ふことがある。乃ち之を第七の條件に數へることが出来ると思ふ。

もう一つは之も井上先生の御話ですが、第八としまして宗教であります。宗教は、これは成程前に申しました如くに、基督教で見ましても大に家族の事を説いて居る。それはそれに違ひないのでありますけれども、併しながら要する所、神の前では、人間は一人々々の人格であつて、差別のない者であると云ふことが、根本の精神になつて居る。即ち個人主義の傾向を帯びた所のものである。其宗教が今日に於て段々擴まりつゝある。殊に基督教の如きは、死者をして死者を葬らしめよと云ふ様に、親や何かの事は構ひ付けない、死んだ者はどうでも宜い、現在生きて居る者の健康を祈ることが大事であると云ふ風に説かれてある。是れは如何にも家といふものゝ存續に不利益なことになつて居る。それから又家を離れなければ、所謂出家しなければ救へないと云ふやうな考。之も矢張り不利益な考である。さう云ふ不利益な考を有つて居る宗教が、今日擴まりつゝある。これは無論五千

萬人の上から見ればまだ大数といふことは云へますまいけれども、兎に角其れがあること云ふことは事實であります。

以上八つの條件は、私の見限りに於ては、前の家族制度をはつきりデフイニトな形にするに於て必要である所の、第二の私有財産、第三の子孫の孝順、祖先崇拜及び宗教思想、それから職業の繼承、次ぎに第四の社會の政治及び法律の状態、此肝要な三つの條件に對して、すべて不利益なものとなる。即ちそれ等の結び付けの繩を弛緩せしめるもので、従つて家族制度其者を動搖せしめる所の條件だと思ひます。そこで私の疑問は、斯う云ふ不利益な家族制度を存續させるのには、極めて不利益なる條件が現在事實として、日本の社會に現はれて居る。而も日本の家族制度は、此等の不利益な條件があるのにも拘らず、如何様かして將來必ず永く存續するであらうか、否や。又國民道德の上から見て、萬難を排しても、必ず存續させなければならぬか、否や。といふことが私の疑問とする所であります。

尙附加へて申上げたいことは、これは井上先生の御説でもあり、又有賀博士の如きも、やはり同じ様な御説の如く、是迄御書きになつたもの、或は著述等に於て承知

して居るのであります。それは、日本は只一家々々が一つのファミリイであること云ふ考だけでなしに、日本民族全體が一つの大きなファミリイである。此處に日本の家族制度の強い所がある。又此處に日本の長所がある。忠孝一本と謂ふことも全くそこから生れて居るのである。この日本全體が大なる家族を造つて居るといふ點を見通がしては、家族制度の論は出來ないといふ御説のやうに承つて居ります。有賀博士の御論に依りますと、日本の制度は氏の制度である。氏の制度であつて、支那の様に姓と謂ふものは無い。其氏も皇室から段々別れる。別れると謂ふのは、一つの天孫民族が來て、其天孫民族が段々繁殖した。四面海であつて他の侵略するに不便である。隨つて内地に初めて來たところの天孫民族の繁殖には、却つて都合が好かつた。それであるから日本の國民全體が、大きな家族を造つて居ると云ふことであります。それから加藤博士も矢張り同じ御考であります。加藤博士は道德及び法律進化論の中に、族長政治を申されたところがあります。が、博士は、族長政治は西洋人は、これは野蠻未開の政治であつて、文明の政治でない、是れは發達階段の途中にあるもので、必ずや早晚それ以上に發達するものに違ひな

いなどと言ふけれども、それは、西洋の學者は日本の事を知らないからそんなことをいふのである。族長政治は必ずしも幼稚な、發達しない政治ではない、立派に日本は立憲的族長政治になつて居る、誠に立派なものになつて居る。是が日本の特色だと申さぬ許りに書かれて居ります。諸家の見る所大抵さう云ふ點でありませんが、其點に於ては私も異存はありませぬ。併しそれは日本の是迄の歴史、及び是迄の政治、是迄の社會組織を説明する上に於ては右の様に説明するのが極めて適切であり、又事實に基いた説明であらうと思はれますが、しかし今後の國運發展の問題としては如何であらうか。日本は既に臺灣、樺太、朝鮮等を領して居る。従つて此等の民族には一大家族の論法は當てはまるまい。朝鮮とは或は多少の關係をつけ得るかも知れないが、是れも甚だ容易ではあるまい。さうして見ると、一大家族主義で、此等の民族をも統一して日本の爲めに、共に努力せしめる譯に行かぬ。且つ一家々々の小家族制度が動搖した時において、猶大家族制度のみその影響を受けずして已むであらうか。唯だ大家族といふ信念の上に、日本の國家を隆昌ならしむる所以でないとおもふ。

それで私の疑問は了へたのでありますが、もう一つ附加へて置きます。國民道徳の問題として、例へば忠孝とか、忠孝一本とか謂ふことは、無論理窟の造つたものではない、歴史の造つたものである。これは飽迄も證明する、必ずさうなければならぬ。私の言葉で行きますと云ふと、所謂客觀道徳であるが、客觀道徳は人間の空想で拵へたものでない。であるから、若し日本の家族制度といふものが、小さな家族及國家全體の家族といふことが、歴史の決めて來たものであるならば、今日それを悪いの善いのかといふ議論をする餘地はない。悪いも善いもない。若しそれが事實であれば、必ず吾々は絶対に服従し、絶対に守つて行かなければならぬと云ふことは明かでありますが、只將來右申した八箇條のやうな事がある場合に當つて、此精神を存續せしむるのに、どう云ふ風にして行つたら宜からうかと云ふことが、問題にならうかと思ひますのであります。私の疑問だけを提出致して諸君の御批評を願ひたいと思ひます。

—東亞協會編纂「國民教育と家族制度」(明治四十四年七月)所載—

五 家族制度の倫理

一 家族制度の問題は今や世界の倫理問題となれり

西洋の「ファミリー」と日本の「家」 我日本の社會に於ける「家」と西洋の社會に於ける「ファミリー」とは、其の組織、其の性質が異つて居る。西洋に於ける「ファミリー」とは、夫婦と其の子供との協同生活を指すのであつて、夫婦がその本位をなし、實體をなしてゐる。それ故に夫婦あつての「ファミリー」であつて、夫婦なくして「ファミリー」あることはない。夫婦の成立以前に「ファミリー」あることなく、又夫婦の死後に「ファミリー」あることはない。子供の親の家にあるのは、彼等がまだ幼弱未熟であつて、獨立を營むこと能はず、必ず親の養育扶助を必要とする

間のことであつて、彼等が漸次成長し強壯になつて、如何にしてか獨立の生活を営むことが出来るやうになれば、親の家から分れ出でて新たに一家を構成するのである。故に西洋の「ファミリー」には、戸主権といふものなく、従つて子孫が相繼ぎてその戸主権を繼承するといふことはない。即ち家督の相續といふことはない。かういふ譯であるから、親の家から分れ出た所の息子共の家は、その息子共が獨立して起した、しかして親とは全く別個獨立した「ファミリー」であつて、親の家の繼承といふのではない。此の如く西洋の「ファミリー」は、その繼承といふことなく、息子共が皆それ／＼別個の家を起すものであるから、夫婦を本位としたる、家の聯結の團體なりといふことが出来る。然るに日本の社會に於ける「家」は、此の「ファミリー」とその組織體制を異にしてゐる。「家」は親子相續不斷の實體を指すものであつて、現在の家族が存在するに依つて而して後始めて存在するものでなく、現在の家族以上に超越して存在する實體である。現在の家族ある前に「家」は既に存在して居り、又現在の家族の死後にも、猶依然として存續するのである。故に日本社會に於いて、「家」と稱するものそのその内容からいへば、常に現在の家族のみな

らず、廣く過去の祖先も、未來の子孫も、皆その中に包含せられるのである。而してその「家」には戸主といふものがあつて、家族はすべてその統率の下に立たねばならぬものである。家族(民法第七三二條)は、その居所を定むる上に於いても(民法第七四九條)婚姻又は養子縁組を爲すに於いても(民法第七五〇條)その庶子及び私生兒をその家に入るゝに於いても(民法第七三五條)他家を相續したり、分家したり、又は廢絶したる本家、分家、同家、その他親族の家を再興せんが爲にも(民法第七四三條)すべて戸主の同意を得なければならぬのである。而も戸主は、家族に對して一定の義務を負ふもの(民法第七四七條)である。而して此の戸主の位は、家督相續といふ名に於いて世世繼承せられるもの(民法第六四條)であつて、家族の中心、家族の基礎、家族の樞軸となつて、「家」といふ實體の縦貫した骨髓を形成してゐるものである。故に一代一代の戸主は、「家」又は戸主の位から見れば、それを代表して、そのものの爲に現存の家族を統率し、彼等をして家の品性と名譽と、幸福との爲に活動せしめ、之を祖先に承けて之を子孫に傳ふる一個の代官の如きものである。故に西洋の「ファミリー」を、夫婦の横の聯結の族制といへるに對して、日本社會の「家」は、これを親子相續の縦の連續の族制といふことが出来るのである。

る。

西洋に於ける「ファミリー」問題の由來及び性質 西洋の社會に於ける「ファミリー」と日本の社會に於ける「家」とは、その組織體制が右の如くに異つて居るが、西洋には西洋の「ファミリー」の問題が起り、日本には日本の「家」の問題が現れて來てゐる。つまり家族制度は一の倫理問題として、社會問題として、今や世界の倫理學者、經濟學者、社會學者、乃至經世家、宗教家等が、その腦漿を絞つて解決しようと努めてゐる問題となつたのである。

然らば西洋の「ファミリー」問題、日本の「家」問題とは、抑如何なる性質の問題であり、又如何にして斯かる問題が起つて來るやうになつたか、西洋に於ける「ファミリー」は、輒近の西洋社會に於ける經濟上、社會上の變動の爲に「ファミリー」の構成が著しくその必要を減殺せられ且つ困難にせられるやうになり、爲に「ファミリー」を構成せざる所の青年壯年の男女が著しくその數を増加するやうになり、それが爲に道德上、社會上に幾多の惡弊が現れて來るやうになつた。之についてパウエルゼン教授は次の如く論述してゐる。「大工業と大都市的生活とは、漸次に家政と

稱する婦人の經濟的職業を奪ふやうな傾向を生じた。紡織、裁縫、刺繡等、婦人自慢の技藝も、此の方向に於いて非常に便利に製造する所の工場勞働の爲に、全く古風なものとなせられるやうになつた。(中略)然らば斯くの如くにして爲すことなき時間と勞力とを有つやうになつた所の家庭に於ける婦人は、果して何を爲すべきであらうか。此の問題は、嘗に都會に於ける婦人に對する問題であるばかりでなく、田舎に於ける婦人にも同様問題なのである。而も大都市に於ける事情は、更に困つたものである。そは大都市に於いては、殆んどあらゆる家政といふものが不用蛇足のものとなつたといふことである。その次第は、田舎の家政ではまだ、家庭に於ける妻といふものが必要である。農家にしても、工家にしても、乃至日傭人にしても、家屋や、園圃や、家畜やの事を心配したり、料理割烹をやつたり、洗濯裁縫取等をしたりする所の家庭の妻といふものがなくては、到底家といふものを支持して行くことが出來ぬのである。然るに都會に於いては、事情が全く之と異つてゐる。都會の人人は、多くは自分の家屋といふものも有たなければ、また園圃などいふものも有たない。加之、めしや、料理屋、衣服屋等は、市中の至る所にある。自分

の意のまゝに何時でも用を辨することが出来る。従つて家庭に於ける妻の爲すべき格別の職務とてあるなく、所謂家庭經濟などといふことは、殆んど廢滅に歸せんとするの狀態になつてゐる。そこで大都市に於ける労働者などが妻を娶れば、その妻は、若し子供でも出来て、それに妨げられるやうなことの無い限りは、夫と共に労働場に行くのである。又子供があつても、之を「幼兒預所」に託して行くのである。而してこは、常に労働者階級にのみ當嵌まる所の事情であるばかりでなく、又、中流・上流の階級にも當嵌まる所の事情である。學校の教員、醫師、官吏、軍人、商人、書記等は、縦令家庭の妻がなくとも、大都市に於いては、可なり便利に愉快に生活してゐる。田舎や小都會に於いては、此等の階級の人人は、家庭の妻を必要とするのであるけれども、大都會に於いては、所謂青年組として可なり愉快に生活する。所謂「ジャンブル・ガルニー」(一切必要な調度物を具へた室といふ義)に住み、料理屋で食事をする。而して彼等は妻を必要とせざるのみならず、實にそれを娶ることが出来ないものである。それは彼等は、それを養つてゆくことが出来ないからである。工場労働者や、日傭人や、農家の婦人達ならば、自分自らでも生活してゆけるのであるけれども、所謂「教育を享け

たる」婦人達は、どうしても他から養はれなければならぬのである。彼等は自ら勞作するやうに躰けられて居らぬから、自分で勞作することが出来ない。否、そんな勞作することを學ぶことが出来ない、何となれば、そんなことの爲めに大切な教育を享ける時間を損する恐があるからである。又、彼等は自分自らで身の廻りの仕末をすることが出来ない。どうしても所謂「教育ある」婦人として生活せんには、下婢を必要とするのである。而もそれが子供でも出来ると、下婢は二人にもしなければならぬ。處が斯うなると男の收入がなかなかそれを支へて行くことは出来ない。唯月給で生活して行く所の教員や、官吏や、軍人や、四十歳以前に結婚することは殆んど難い。そこで男の方では、成可く財産を有つてゐる女を捜さうとする。日々の新聞紙上にさうした求婚廣告が澤山見ゆるではないか。しかし一定の財産を有つた女などは、むしろ稀にあるので、さうざらにあるものでない。そこで結婚せずにある所の壯年男女が多く現れて來るのである。(倫理學。卷二。二六六―二六七頁)

パウゼン教授は斯くの如くに「ファミリー」の崩潰を論述してゐる。此の論述は、如上の譯出によつて分るが如くに、如何にも簡明に要領を得た所の論述であ

る。こはパウlsen教授の著述のあらゆる方面に亘りあらゆる問題について見られ得る所の教授の特長である。しかし此の論述は「ファミリー」崩潰の原因を偏に經濟上に歸せんとするのであつて、偏見たることは免れない。「ファミリー」の崩潰には更に他の思想上の原因がある。しかし本第一節は、事實上に表はれたる家族制度の問題の性質と、その由來とを明にせんとするのを目的としてゐるのであるから、以上の原因論は後の節に譲つて、此處では唯、西洋の社會に於て「ファミリー」の崩潰、又は崩潰せんとする傾向は事實であつて、而してその事實は道德上、社會上に幾多の悪弊を現出しつつあることを記述し、さへすればそれで宜いのである。

然らば「ファミリー」の崩潰、又はその傾向は、如何なる弊害を道德上、社會上に及ぼしてゐるかといふに、ゾンバルト教授は、其著「貧民」に於いて、貧民階級の人人は、殆んど故國郷土といふものを有たず、又殆んど意義ある「ファミリー」を有たぬ。「ファミリー」は、營養の協同團體であり、住居の協同團體であり、又更に教育若しくは生命の協同團體である。然るに今日の貧民階級の人人は、生活の逼迫、窘窮の爲

に到底右の三の意義を有する「ファミリー」を有つことが出来ぬ状態になつてゐる。而してゾンバルトは種々の材料によつてその事實なることを立證してゐる。而してこれが爲に、その貧民階級中に各種の弊害が発生してゐると説いてゐるが、ゾンバルトの此の説に依らざるも、今日西洋の都會に於ける幾多の犯罪や、幾多の不道德なる習慣や、幾多の善良なる風俗に反する營業やは「ファミリー」の崩潰が原因となつて起つてゐることの多いのは事實である。此の如く「ファミリー」の崩潰は道德上、社會上に悪影響を及ぼしてゐるので、そこで社會の綱紀を維持し、彝倫を正さんとするに志あるものは、到底黙してゐることは出来ず、何とか此の「ファミリー」問題を解決して、道德上、社會上の悪弊を救はうとしたのである。是れが西洋に於いて各種の方面から「ファミリー」問題の盛に論究せられつゝある所以である。

日本の「家」の問題の由來及び性質 「ファミリー」といふ概念と「家」といふ概念とは、概念としては前述の如くに異つてはゐるが、「家」問題の日本社會に於ける性質、意義、由來は「ファミリー」問題の西洋社會に於けるそれ等と、略相近似してゐる。

るのである。即ち「家」は我が日本社會を組織してゐる基礎であつて、又我が國體の骨子を爲してゐるものである。何となれば、此の「家」があるが爲に、隣保郷黨の團結が親密となり、社會の團結が鞏固となり、又、忠や、孝やが、此の「家」の制度の行はれて居らぬ所に於けるよりも、更に重要な意義を有することになるのである。故に忠孝が我が國體の精華である以上、「家」の制度は日本に取つては、その國體の上から非常に重要なものとなるのである。(しかし、「家」の制度の日本社會に於ける重要な所以は、更に次節に述べる積であるから、今は略して置く)然るに此の重要な家の制度が、近時經濟上、政治上、思想上等の原因から、漸次に破壊せられんとしつゝある。此の事實を觀たる一派の人人は、是れ我が國家の綱紀に關し、社會の彝倫より見て、實に由々しき大事である。今にして此の趨勢を阻止するにあらざれば、到底我が國家の健全と隆昌とを期することは出來るものでないと、或は之を筆に書き、口に論じ、或は之を色々の教育手段によつて彼等の見る所を實現しようといふ政策を取つたりしたものである。然るに他の一派の人人は、此の事實を以て、さまで悲觀すべき事實ではない。此の如き趨勢になるのは、社會進歩の當然の徑路であつて、その事自身はさう心配すべき程の事ではない。何を今

更周章狼狽の體を以てその大勢に抗すべき理由があらうかと説くのである。我が國に於ける「家」問題の性質、由來は大概右の如きものである。以て如何に、それが西洋の「ファミリー」問題と近似して居るかを見るに足りるであらう。

二 我が國の家の道德上の意義 に關する一方の見解

犠牲的協同一致 我が國の「家」の道德上に於ける意義に關して、一方から見れば次の如く考へられる。我が國の「家」は前第一節に陳述したるが如く、現在の家族以上に超越したる實在であつて、世代を通じて存在する者である故に、代々の家族の各員の間には、自分等は横には、「家」といふ大なる實在を構成してゐる一員であら、縦には之を祖先に承けて子孫に傳へる所の大なる連鎖中の一環であるといふ意識が甚だ強勢になつてゐる。又たとひ明瞭な意識なしとするも、副意識の中に於いては確に強く働いてゐるのである。彼等は此の如き顯識・隱識の強い力に支配せられてゐるから、自然、「家」といふものを中心として、親密な、而して力強い協

同生活をなすことが出来るのである。而してその協同生活は、決して個々獨立した個人が、その獨立を保持し主張しつつ、各の利益と權利との便宜の爲にする所の、謂はゞ聯邦組織の協同生活でなくして、個々の利害得喪などをば全く念頭に置かず、一意に家運の隆昌と幸福とを目的としたる所の美はしい犠牲的精神を基としたる所の協同生活である。而して此の精神は戸主といはず、その家族といはず、すべてに瀰漫してゐる精神であるが、殊に戸主はその現在の家族を統率しつつ、「家位」を祖先に承けて子孫に傳ふべき當の責任者として、一層その責任の重大なるを感じ、家族と共に此の精神を砥礪して、一は以て家名を辱しめず、一は以て益之を顯揚せん事を努むるのである。他の家族の各員は、戸主の此の精神に激勵せられて、益「家」の爲に粉骨碎身する氣分にもなるのである。實に此の犠牲的協同生活は、我が「家」の制度に伴うて來る所の一大美德である。

秩序慈愛愛敬服從 又我が國の「家」の制度に於いては、「家位」が最高權力の發動の源として、家務の萬端を處理して行くのであるが、然し其の「家位」は具體的の個人を得ざれば、その活動を實現する事が出来ぬ。その家位に居る所の具體的の個

人はやがて戸主である。即ち戸主は現在家族の長としてその首位に居り、その以外の家族は、それを標準として尊卑の分に從つて順序次第を立つるのである。斯かる次第なるが故に、「家」には上下の分、長幼の序、井然として具はり、上なるもの長なるものは、慈愛以て下幼を勉はり、之を導き、下なるものは、愛敬以て上長に從ひ、之に服するやうになる。例へば父母がその子女を愛するが如きは、動物以來の天性に本づくものであつて、敢て異とするに足らざることであるが、しかし我が國に於て父母がその子女を愛するは、單に自分等の子女として之を愛するのみでなく、「家」の子孫として、大切なるものとするのである。そこで父母は、若し自分等の子女の中に、無賴不逞の徒でも出來て、家名を汚すやうな事でも出來すれば、先祖に對して申し譯けがないといふ考から、子女等には祖先の名を汚さぬやう、家門を辱しめぬやうと、誠告を與へて彼等の教育を慎むのである。従つて「家」に於ける父母の慈愛は、單に父母としての慈愛ばかりでなく、「家」に於ける寶として子女を敬重するのである。また其下幼なるものも、井然たる秩序の雰圍氣の中に生れて、上長の深切なる慈愛と指導とを受けるが故に、彼等に對して自然、心からの服

従を表するやうになるのである。それ故に「家」に於いては、一面には、上下の分、長幼の序が甚だ嚴格なるものあるに拘らず、一面には、親愛の情能く上下に疏通して和氣霽靄たるものがあるのである。

祖先尊崇 「家」は世代を縦貫したる存在體である。されば、代々の家族は、大なる連鎖の一環であるとも、又、「家」を輪切にしたるその切斷面であるともいふ事が出来る。果して然らば現在の家族のあるは、祖先のある爲であつて、祖先なかりせば、現在の家族あることは出来ぬ。現在の家族の繼承してゐる「家」は、祖先が經營して現在に傳へたる「家」であつて見れば、「家」を尊ぶといふことは、やがて祖先を尊ぶといふことであつて、「尊家」と「尊祖」とは離れて成り立つことの出来ないものである。故に我が國に「家」の制度のあるといふことは、やがて我が國に祖先尊崇の俗のあることを暗示するものである。祖先尊崇には祖先の靈を崇めて之を祀り、それに祈禱を捧げて、現在及び將來の加護を仰ぐといふやうな宗教的精神と形式とも加はつて來ることもあるが、道徳上から見てもそれよりも大切なことは、現在の家族が祖先の心を以てその心となし、協同一致、奮發勉勵してその「家」を經營

し、家運を振興し、彼等が之を祖先に承けたる時よりも、幾分たりとも善於の状態にて之を子孫に傳ふるを以て、祖先に對する反始報本の道なりとする孝の精神にある。身を立て道を行つて、名を後世に揚ぐるは父母の名を顯はし、家門の名を顯はし、祖先の名を顯はす所以の孝道であると信じてゐる點にある。故に我が國に於ける孝は、常に一代の父母に對する子たるものの道であるのみならず、數代、數十代の父母に對する道なのである。又常に現在の家族子女等の道たるのみならず、現代の家族の父母等の祖先に對する道でもあるのである。故に孝は家族の全員の當さに務むべき道なのであつて、此の點に於ては、我が國の「孝」は「死者をして死者を葬らしめよ」といふ思想で化されてゐる。歐米の社會に於けるそれとは、多分にその趣を異にしてゐるのである。

隣保郷黨の團結 加之、隣保郷黨の團結は、此の「家」の制度のあるが爲めに、甚だ鞏固にせられてゐる。それは例へば交際にしても、單に人と人、——一代の人と一代の人——とすれば、その人人の間の交際は、如何に親密で濃厚であるにしても、その一方の人が死んで終へば、それ切りその交際は終つて了ふのであるが、若しそれが「家」

と「家」との交際になると、たとひ一方乃至雙方とも代更りとなつても、その交際は依然として繼續するのである。斯くして交際は數代にも亘り、十數代にも及ぶことがあるのである。かうなれば、その交際は非常に親密になつて、現在家族中の或る一員又は二員の間のみの交際でなく、家族の全員と全員との交際になつて來るのである。又、婚嫁縁組などもさうである。「家」の制度のある我が國に於ける婚嫁は、個人と個人との結婚ではない。甲某男と、乙某女との結婚でなく、甲某「家」と乙某「家」との結婚である。故に我が國に於ける婚嫁は男女二人のみの結合でなくして、甲乙二「家」の結合である。従つて婚嫁は「家」の制度の上に重大なる意義を有つてゐる。斯んな有様であるから、隣保郷黨の團結は極めて緊密なもので、その情合甚だ濃なるものである。従つて吉凶相慶弔し、艱難相救ひ、窮乏互に相通することとも出來る。又斯の如く、家家相識り、戸戸相交るの状態なるを以て、相互の制裁もよく行き届くのである。長老は幼少を指導し、幼少は長老に服従して、互に相戒め、互に相勵まして行くのである。郷黨の風俗の敦厚は斯の如くにして起つて來るのである。

綜合家族制度 のみならず、我が國の「家」の制度は、嘗に一家一家の私の家に於いて行はれてゐるのみならず、廣く我が國民全體の上にも行はれてゐるのである。我が日本民族は之を全體として考察する時には、彼等自ら一大家族をなしてゐるのである。我が日本民族は、神別皇別諸蕃の目に分れるけれども、之を大體から見れば一本の血統から分れて來た一族であつて、恰も一本の幹から分れてゐる枝條のやうな状態をなしてゐる。而してその一本の幹といふのが、即ち皇室であつて、我が日本民族はその皇室から分れ出でたる末流である。この故に、我が日本國は、君民同祖の國であるといつて宜いのである。かういふ理由なのであるから、天皇が我が國家に君臨させ給ふのは、一面には國法學上でいふ君主の性質を具へさせ給ふが上に、更に、我が民族の大宗家の當主として、一切分家のもの共を統治せさせ給ふ意味も籠つてゐるのである。雄略天皇の御遺詔中に見えてゐる、「義乃君臣情兼父子」といふ御言葉は、正しく我が大君の特質を明にせられ給ひし御言葉と拜することが出來る。乃ち御歴代の天皇は、皆斯民を戀はすこと、猶親のその子を見るが如くにあらせられ、無限無量の慈愛を垂れさせ給うたのである。又従つて

我等臣民が皇室に仕へまつるにも、唯支那の君臣有義的に、義のみを以て仕へ奉つてゐるのではない、分家末家のものが本家宗家に仕へまつる心を以て仕へて居り、又子供のその生みの親に仕ふる心を以て仕へ奉つてゐるのである。是を以て我等臣民の天皇に對する本務は申すまでもなく忠であるが、その忠はやがて分家の本家に對する道といふ意味から、そのまま孝となるのである。我が國に於ける忠孝一本とか又は一致とかいふことは、此の邊から生れ出した思想である。此の如く我が國に於ける君民關係は、單に一主權者と臣民との間に於ける命令服從の權力關係であるばかりでなく、實に美はしい本末の關係でもあり、親子の關係でもあるのである。是を以て天皇に於かせられては、勿體なくも我等臣民をその御子の如くに慈み惠ませ給ひ、我等臣民も亦、全く己を空しうし、己を犠牲として忠誠を抽んでしようとするのである。是れ我が國柄が君民同祖の一大綜合家族をなしてゐるから出來て來たのであつて、西洋學者の所謂父權制パトリアル・システムの極めて醇なるものである。以上の道理であるから、忠と孝とは我が國に於いては最も重要な徳義、則ち徳義中の徳義であつて、我等は造次にも顛沛にも之を忘れてはならぬのである。教育

に關する勅語の中に、忠孝を以て我が國體の精華であるとなし、教育の淵源であると仰せ出でさせ給ひしことは、中々尋常一樣の意味ではなく甚だ深遠なるものである。

我が國の「家」の制度は、實に如上の重大なる道德的旨趣を含蓄してゐるもので、我が國柄の上から甚だ重要なものである。然るに此の「家」の制度が今や動搖崩潰の徴を顯はしてゐる。是れ實に我が國民生活上、由々しき大事件ではないか。是れが一派の人人の見解である。

三 家の制度と道德

我が國の「家」は西洋の「ファミリー」を含んで、それよりも更に大なる所の概念である。それは第一節に述べたるが如くに、西洋の「ファミリー」は單に現在の家族の協同團體を指すものであるのに、我が國の「家」は常に現在の家族のみならず、過去の祖先及び未來の子孫をも包含しての協同團體をいふものなるが故である。

それ故に、若し西洋の「ファミリー」といふものに一定の道德的旨趣があるものならば、その道德的旨趣は、すべて我が「家」にも必ず随伴して居るものであらねばならぬ。而して我が「家」は更にそれ以上の道德的旨趣を有するものであらねばならぬ。そこで、本第三節に於いて、「家」の制度と道德との交渉を論述せんとするに當つて、先づその「ファミリー」と共通に有する所の道德的旨趣を論じ、次に「家」に特殊なるそれを述ぶるを以て至當の順序であると考へる。

「ファミリー」と「家」との共通の道德 「ファミリー」は之を發生學的に考察しても、又之を分析的に考察しても、殆んど人間に於ける道德の搖籃であるといへるのである。人間に亂婚の状態があつたかなかつたかといふ事は、一時民俗學者の問題であつたのであるが、エスターマルクなどが強くその亂婚状態の存在を否定してから、その後多くその方の説に傾いてゐるやうである。すでに夫婦あれば子供がある。そこで自然にある血族團が生れて來るのである。その血族團體の組織・大小は各民族に亘りて必ずしも同一ではなく、随分異つた形態もあるのであるが、兎に角ある形態の血族團體は各民族を通じて存在してゐるのである。さうして

そこに道德は發生する。血族團體は道德を培養する苗床である。斯くの如くにして道德は發生成長するのであるが、之を今日の我等開明民族の「ファミリー」について見るも、同様なる事情の存在してゐることが發見せられるのである。此の「ファミリー」の道德的旨趣は本問題には重要なことであるから、項目を分けて少しく論じて見よう。

一 「ファミリー」は社會構成の單位である。一部の人人は、我が國柄は家族制度の國柄であつて、社會を構成する究竟の單位は「家」であるが、之に反して西洋の社會は個人制度の社會であつて、社會構成の單位は個人であると、斯やうに彼等の社會組織の差異を了解してゐるやうであるが、是は唯我の社會組織を知つて、彼のそれを知らざるの語である。彼に於いても、社會組織の單位は「ファミリー」であつて個人でない。「ファミリー」として交際し、「ファミリー」として吉凶の際に相慶弔するのである。かやうに「ファミリー」は、外部に向つて統一體として對立し、活動するばかりでなく、内部に於いても、夫婦・親子・兄弟が、恰も大きな一社會に於いて、人人一面には相獨立してゐると同時に、他面には相依相助の關係をなして、一の有

機的生活をなしてゐる様に、それぞれ分業として家務を分擔し、最も密接に、又直接に、統一的相依相助の生活をやつてゐるのである。それ故に「ファミリー」の内部から見ても、それは一つの社會的統一體であるといふことが出来る。

二 「ファミリー」は一つの經濟的統一體である。前項にも一寸接觸して置いた通り、「ファミリー」の各員は、各その自然の性の命ずる所に従つて、家務を分擔して分業をやつてゐる。大體の上からいへば、夫は多く外に出て活動し、妻は内にあつて、割烹裁縫掃除洗濯及び子女の教育を司つてゐる。而して子供等は、その年齢に應じ、その男女の性に従ひ、皆それ〴〵家務を助けてゐる。男子は多く父を助け、女子は重に母を助ける。彼等は生産に於いても、分配に於いても、協同的にやつてゐるのであつて、或る意味に於いては、殆んど理想的の共產主義的生活をやつてゐるのである。「ファミリー」の各員の働いて儲けた金は、皆之を「ファミリー」に提供して私するといふことはなく、又「ファミリー」のある一員が病氣その他の事情の爲にその「ファミリー」の生産活動に従事することの出来ぬやうなことがあつても、それが爲に生活の資糧に事缺くやうなことはない。否、却て「ファミリー」の

他の各員は一層奮勵してその缺陷を補ひ、以て彼を慰め、彼を安んじて、毫も自分ばかり働かされてつまらないなどいふ感情を起さぬのである。固より西洋の「ファミリー」に於いては、夫婦の間の財産上の區別は確然としてゐるやうであるけれども、それでも日常生活に必要な程度のもは別にそれ程峻別されてゐないのである。それ故「ファミリー」は、經濟的親和團體の例として甚だ適切なるものである。

三 「ファミリー」の道德的旨趣。パウルゼンは「ファミリー」は三重の道德的旨趣を有つてゐると説いてゐる。その三重の道德的旨趣とは、(一)平等なる者の間に於ける道德(夫婦間の道德と、兄弟姉妹間のそれを含む)(二)上なるものの下なるものに對する道德(親の子に對する)及び(三)下なるものの上なるものに對する道德(子の親に對する)是れである。而して此の對等關係と二種の上下關係とは社會生活そのものの中に存在してゐる道德であつて、社會生活の道德は、之を分類すれば、すべて此の三様の生活中のいづれかに歸してしまふのである。それ故に「ファミリー」の道德生活は、それ自身でも大なる價值を有つてゐるものであるが、猶大なる社會に入つて、他の多くの人人と種々の

道徳的關係に立つ時の豫備的訓練としても亦重要な意義を有つてゐるのである。パウルゼンは實に此の如く説いてゐる。さういふ説き方は固よりパウルゼンが初めて説いたのでなく、昔からあつたところの説き方である。唯、茲には極めて平明なそして、分り易い説き方の一例として氏の説を挙げたるまでのことである。

(い)平等關係——其の一、夫婦の關係。夫婦間の關係を規定する所の道徳は、多くの民族の間に、又多くの時代に通じて存在してゐる所のものであつて詳細に之を述ぶる事は容易でない。のみならず、今私の當面の問題には必ずしも之を詳しく論ずる必要がないのである。そこで極めて簡単に之を述べれば、夫婦相互の道徳としては、互に眞實の愛と敬とを捧ぐることにある。夫婦間の愛情は種々の關係から起つて非常に深厚なるものである。タフツ氏はその愛情の起きる事情を四種に分類して説いてゐる。それに依ると、第一には情緒としての愛情である。一定成熟したる動物は、異性互に相慕ひ互に相愛するものであつて、従つて夫婦關係の様なものゝ鳥以上の動物には立派に見られるのである。人間の男

女が互に相戀ひ慕ひ合ふのもつまりは此の動物の本能から漸次發達し來つたものであつて、極めて強烈なるものである。斯くの如く人間の愛情は動物の本能から發達して來たものであるから、之を自然的本能的愛情と名をつけても宜いのである。タフツの説いてゐる第二の事情は夫婦間の協同目的である。既に男女が相合して茲に夫婦といふものが成立すれば、それと同時にその夫婦の間に共同目的が生ずるのである。その協同目的は眞に協同目的であつて、決して夫一人の目的にもあらねば、猶更ら以て妻一人の目的でもない。而して全く夫婦相互の目的なのである。その協同目的とはどんなものかといへば、その種類が随分澤山あつて、一々之を列挙することは出来ないが、その二三を擧げて見れば、夫婦互にその品性を練磨して完成せしめ、内に對しても外に對しても、互に惡聲あらしめじとするが如き、或は夫婦の協同して作つた處のその家の發達を期するが如き、或は子女を養育し、教育して、立派な人間を作らんとするが如きものである。夫婦は此等の協同目的の爲に又互に相愛するやうになるのである。第三の事情は親となつての後の夫婦の愛情である。夫婦の間に子供が出來ると親としての夫婦の愛情は一

層濃厚となるものである。親としての夫婦は、眞に其の共有物として、その最も高尚なる嚴肅なる意味に於いて、子供を愛するのである。夫婦は共に子供の日々の成長を楽しみ、彼等に不幸なことがあれば共に之を悲しみ、幸福なことがあれば之を喜ぶのである。親が子を愛するその中には、多分に親としての夫婦の愛情そのものが含蓄せられてゐるものである。日本の社會に於いて、新夫新婦の間に、子供が出來ると、その夫側の父母も、又殊には妻側の兩親が胸を撫で下して安心の態あるのは、嘗に子供の愛情に惹かされて、夫婦相互に無理なことが出來なくなるといふ間接の爲ばかりでなく、その子供に對する愛情そのものの中に、親としての夫婦の愛情が直接に加はり來つて、夫婦そのものの愛情が一層強くなるといふが爲ではあるまいか。果して然りとせば、是れ又以て親となつての夫婦の愛の一例中に數へることが出來る譯である。第四の事情は社會的基礎としての夫婦の愛情である。夫婦はある意味に於いて社會を構成する單位であるといふことが出來る。従つて社會は、一定の年齢に達して猶結婚せず、獨身生活をなすものをば、何となしに當さに完成すべくして未だ完成するに至らざる所の片輪者の如くに感じて、そ

れに應じたる待遇をなすのである。彼の結婚期を失して、長く好配偶を見出さざりし所の老嬢などが、或は強いヒステリーを起したり、或は如何にもねぢけたやうな素直でない質になつたりするのは、つまり適當の時期に於いて夫婦としての愛情を發露することが出來ないといふことばかりから來るのでなく、一つは又社會生活をなす上に於いて、常に何等かの孤獨と缺陷とを感ずることから起るものであらう。又男にしても同様であつて、獨身でゐた時分には、眞ほんの書生扱にせられてゐたものでも、一旦結婚して夫人を迎へると急に一人の紳士として取扱はれるやうになるのである。斯ういふ風に社會は既に結婚すべき一定の時期に達して、而も未だ結婚せざる所の男女をば、何だか未だ完成せざる未成品として取扱ひ、之に反して、既に夫婦の一體を爲せるものをば完成せるものとして取扱ふが故に、自然人は一定の時期に達すれば結婚せんとするのであるし、既に結婚せるものは、その間の愛情が益濃かになるのである。

以上はタフツの分析を借りて夫婦の愛情を述べたるものであるが、此の愛情は夫婦の間に於ける徳義の最も重いものである。しかしながら夫婦間の道は、嘗に

愛のみで盡きたるものではない。愛に加ふるに敬を以てしなければならぬ。唯、愛のみで敬之に加はらなければ、動もすれば淫に陥り、亂に終ることがある。さうなつては夫婦の道は立つものではない。そこで夫婦の道は愛と敬とを兼ね具へなければならぬのである。論語に詩經關雎章を讚せられてあるのは、全くその敬の點を稱せられたものである。

夫婦は各その性の異なるに従ひ、その自然の命を度つて、家務を執る上に於いて之を分けて擔任するのは、最も自然な行き方で、而もその効果が顯著である。夫は専ら外を務め、妻は主に内を守るといふのが最も自然である。若しそれが反對に、妻が外を務めて、夫が内を守るといふやうなことであつて見ると、それが男女の性情の上から極めて不自然であつて、従つて效果の擧り方も甚だ少ないのである。男女の間の分業は實に自然に起つて來たもので、野蠻人の生活にさへ既にそれが現はれてゐるのである。分業は必ずなくてはならぬのであるが、しかし兩者互に相敬することがなくてはならぬのである。此の點に於いては西洋の「ファミリー」に於ける夫婦と、我が國の「家」に於けるそれとの間に可なり大なる逕庭があるやうである。

西洋の夫婦は比較的所謂同權的氣分が多くあつて、夫としてさう無理な我儘もせず、妻として唯屈從ばかりしてゐず、互に相敬することが多いのである。固より西洋の夫婦として決して文字通りに同權のものではなく、矢張り夫は上に、妻は下にゐる上下關係はあるのであるが、それが日本の現在の多くの「家」に於ける夫婦の關係程に甚しくないのである。日本の多くの「家」に於いては所謂父權族制パトリアル・システムの氣分が多分に漲つて居つて、夫は一户の主權者として絶對の權力を有し、子供は勿論妻までもその夫の命令には絶對に服從しなければならぬやうになつてゐる。殊に「家」から見て最も重要な位置にあるものは、男たる夫であつて、妻は單にその「家」を繼承するに必要な道具であると見られるやうになるのである。後にも述ぶる機會があるやうに、「子なきは去る」などといふ風習は此の「家」を重んずるより起つた現象である。かういふ理由であるから、我が國の「家」に於ける夫婦は、所謂同權法などは固より思ひも寄らぬことであつて、夫と妻との位置は甚しく懸隔してゐるものである。そこで、夫の方には無理が出て我儘が起り、妻の方には屈從、自卑が起つて來たのである。さて以上に述べたる所の所謂西洋式の夫婦

同權といふことも、日本式乃至東洋式の夫唱婦隨といふことも、皆それの歴史を以てそれぞれの社會に順應して起つて來た現象であるが故に、強ちに、彼我の間に優劣を付することは出來ぬのである。しかしいづれにしても、所謂夫婦同權式も極端に行ふべきものでなく、又行はれぬものであると同時に、夫唱婦隨式も亦極端に行ふべきものでなく、又行はれるものでないと思ふ。若し同權式が極端になれば、一家の中心がなくなり、最高の權威がなくなり、各員の團結力が少しく弱くなるを免れない。是に反して唱隨式が餘り極端に走ると、夫の擅恣となり、妻の卑屈となる。それが一家經營の上に於いて喜ぶべきことにあらざるのみでなく、又子女の教育上甚だ面白からざることである。故に同權式も唱隨式もそれ相當の歴史を以て發達し來り、それ相當の理由を以て各その特殊の社會に行はれてゐる以上は、濫りに彼を以て此を蔑り、此を以て彼を罵ることは出來ぬ。此の項の末に當つて斷り置かねばならぬことは、夫婦の關係を平等の關係と見たる處のパウルの意見は、只今論述したる譯によつて、西洋の「ファミリー」に於ける夫婦には當嵌まるけれども、我が日本の「家」に於けるそれには、その嚴密な意味に於いては

當嵌まらないといふことである。

平等關係——その二、兄弟の關係。平等關係の第二種は、兄弟姉妹のそれである。斷つて置くが、是も夫婦の關係と同じやうに、西洋の「ファミリー」に於いては、平等と見做されてゐるけれども、我が日本の「家」に於いてはさうでない。やはり上下關係であると思做されてゐる。しかし日本の「家」にした處が、親子の關係が上下關係であるといふのに比較すれば、此の兄弟姉妹の關係は、餘程平等の關係に近いものである。今は平等關係の第二種として説かうと思ふ。

兄弟姉妹の關係に於ける道德の重大なるものは、友愛であつて、最も相互に親み合ひ、吉につけ凶につけて共に喜んだり、共に弔したりし、又最も嚴密なる意義に於いて互に相助け合ふのが兄弟の道である。而も兄弟は能く弟妹を愛して之を善導し、弟妹は能く兄弟を敬して之に服従しなければならぬ。是亦兄弟の道である。而も我が日本の「家」の組織中にあつては、男子と女子とは自ら異なり、又同じ男子の内でも長男と二男以下とは「家」に對する責任の上に於いて輕重の差異がある。長男は將來その「家」を繼承して「家」の代表者となり、先祖の遺業を擴大し、その「家」

の中心となつて一切の家族を統率して、行かねばならぬ直接の責任を有つてゐるものである。此の點に於いて二男以下とは異つてゐる。又「家」といふ制度があれば此の如く長男と二男以下のものとの責任が異つて來るばかりでなく、一切の子供はその「家」に對して共同の責任を有つてゐる、即ち子供が猶幼稚にして父母の膝下にあり「家」の中にある時は勿論將來成長して分れて各一家をなすか、或は他家へ婚嫁しても、猶その本家又は生家の一門の繁榮幸福を企圖しなければならぬのである。此等の事情は西洋の「ファミリー」に於けると、日本の「家」に於けるとで自ら異つてゐる。

(ろ)上なるものの下なるものに對する關係、家族生活に於ける此の種の關係の代表的のものは、謂ふまでもなく親の子に對する關係である。親の子を養育し、教育するのはその義務である。親たるものはその最善を盡くして彼等を養育し、教育しなければならぬ。親のその子を愛するのは、夫婦間の愛情に於けると同じやうに、動物以來の進化に本づいてゐる自然の性情であつて、自己の利害得失などをば毫末も加味せざる所の實に純粹無垢の愛情である。親には此の純粹無垢の愛

情があるので、全く献身的の養育も教育も出来るのである。西洋の「ファミリー」に於ける親の子に對する關係は専ら右の點から來るのであるが、我が國の「家」の制度中に於ける親は、常に右の動物的本能的關係ばかりに本づいて親たるの行動をしてゐるのでなく、更に子供をば自分等の子供として見るばかりでなく之を「家」の子供としても見るのである。そこである意味に於いては、自分等の直接實際の子供をも祖先からの預りものとし、之を大切なるものとして見る傾向があるのである。而して母の方にはさういふ傾向が殊に顯著なやうである。又西洋の親と日本の親とを比較すれば、彼等は我等日本人の眼から見れば或は冷酷に失せずやと思はれる程に子供を抛り離しにして、彼等の獨立心を養成することを努めるやうであるし、之に反して我が日本の親は餘りに柔弱に流れずやと思はれる程にまで子供を可愛がつて養育する様である、是も亦、双方共に極端に走ることは宜しくない。西洋のは西洋流なりに中庸を得ねばならず、日本のは日本式なりに是亦その中庸を得なければならぬ。又親は愛を以て子供等に接するといふところから、嚴父慈母というて男親はむしろ嚴なるを可とし、女親は専ら寛ならんと欲する

のである。五風十雨とて、植物の成長開花結實には常に日光空氣ばかり必要であるのではなく、適度の雨も必要であり適度の風も亦必要であるやうに、又刀を鍛へるのに灼熱しては水を加へ、又灼熱しては水に浸すが如く、人間の花を發かしめ實を結ばしむるのにも、一寛一嚴相俟たねばならぬものである。嚴父慈母とはその父たり母たる人人の特性上當さに然るべきことである。

親はその子供を教育すると同時に、彼等自らも亦その子女等の爲めに大なる教育を受けつつあるのである。親は子女のあるが爲めに、それ等に對して養育教育の大なる責任を感じるばかりでなく、一朝自分等が彼等を後に遺して歸らぬ旅に赴くやうなことがあつた場合に、その日から彼等をして路頭に迷はしめるやうなことはしまいといふ責任をも感ずるのである。かういふ責任を感じる所から、親には非常な勇氣も出て、奮發心も起り、努力活動も現はれて來るのである。又親は自分等夫婦きりの場合には、思ひもかけなかつたやうなことまで先き／＼のことを心配するのである。斯くて子供のない夫婦ものよりは子供のいる親の方が先見の徳に富んでゐる。

親の子を教育する上に於いて、最も重要なことの一つは、彼等が子供の模範となるといふことである。口や筆の上の千百の教訓よりも、實地の一舉一動の方が被教育者には却つてその効果を與へるものであるが、日夕寢食を俱にしてゐる父母の一舉一動は不言不語の間に重大なる感化を子女に與へるものである。此の點に於いては、親たるものは實に非常に重大なる責任を荷うてゐるのである。不良の少年や或は犯罪者などは家庭の教育、殊に親の模範が宜しくなかつたといふ處に多く見出されるやうである。されば親たるものが自己の言動を慎しんでその子女に良感化を與へようとするのは直接には善良な子女を育て上げようといふことなのであるが、又一面からいへばそれによつて間接には彼等の社會に對する本務をも果すことになるのである。

(は)下なるものの上なるものに對する關係。この關係の代表的のものは、子の親に對する關係である。その外、妻の夫に對するが如き、若きものの老いたるものに對するが如き、或は幼者即ち弟妹の如きが長者即ち兄姉に對するが如き、皆下なる者が上なる者に對する關係ともいへばいはれるのであるが、しかし此等は子の親

に對する關係に較ぶれば、それ程顯著でない。それ故此處ではやはり子の親に對する關係を下なる者が上なる者に對する關係の代表的のものとする事が出来る。子の親に對する道德は能く父母を愛敬してその命に服し、長じては篤くその父母の志を見て之を成し、以て彼等の心を安んじ慰むる所にある。之を孝道といふのである。孔夫子が或は色難しといひ、或は父母は子の病を之れ憂ふといへるは、その人人によつて孝の一斑を教へられたるものであつて、その一つ／＼が孝の全豹ではない。而もその精神は以上に述べたるものに相違ない。しかし此の孝については、忠と相並べて更に項を改めて説かうと思ふが故に、此處には是丈けで止めて置く。

さて以上に述べたるが如くに「ファミリー」又は「家」はその全體として、及びその内部の組織に於いて重要な道德的旨趣を帯びてゐるものであるが、我が國の「家」に於いては、孝は殊更に重要な意味を有つてゐるが故に、次に特にそれについて述ぶる所があらうと思ふ。

「家」と孝

(一) 社會的要件。孝道は子たるものの親に對する道であるが故に、親たり子たるの關係が分明に確然としてゐなければ、孝といふ萌芽があつても十分に發達するの機會を得ぬ譯である。然し凡そ人間の關係に於いて親子の關係は最も直接のもの、又最も確然たるもので、親子の關係が曖昧であるなどといふことはあるべき筈のものでないやうに思はれるが、しかし實際、それについても多少疑ひの餘地がないでもないやうに思はれる。それは前にも述べたやうに亂婚プロミスキューチ又は不定婚、即ち男女の間の定まれる夫、定まれる妻といふものなく、夫婦關係が全く不定の状態にある有様の事實として果してあつたかなかといふことは曾て人類學者社會學者の間に諍はれた問題なのであつたが、エスターマルクの著「婚姻の歴史」に由れば各種の方面から見て亂婚状態はなかつたのである。是まで亂婚の蹤跡、又は遺俗として擧げられたる幾多の事例は決して事實亂婚の存在の證明となるものでなく、それ等は皆他の點から説明の出来るものであると論證してから、その後此の説に左袒するものが多く出来て来て、亂婚否定説が事實に近い説であるやうに思はれるやうになつた。しかし此等の點は猶研究の餘地があるとしてそれ等

の研究は之を人類學者、社會學者等に委せ、唯之を倫理的方面から考察しよう。若し此の亂婚状態が事實あつたものとすれば、子はその母を知ることが出来よう、しかし父を知ることが出来ぬ譯である。それだけ親子の關係が不定な譯である。それからエスターマルク等の唱へるやうに亂婚状態は事實なかつたにしても、夫婦の關係は初めから今日多くの開明民族の間に見るが如き確然たる一夫一婦のものでなく、それから見れば随分亂雜なものであることは今日自然民族、半開民族の間に行はれてゐる婚姻事實に徴して的確に知ることが出来る。一夫多妻、一妻多夫、數夫數妻等の事實は今日に於いても容易に見るところの事實なのである。加之、結婚に對する離婚といふことも随分不確實なものであつて、今日の開明民族のそれに比すれば甚だ容易に行はれてゐるのである。すべて斯ういふ場合に於いては親子の關係が十分確然たるものであるとはいへぬ。親子の關係が確然としてゐなければ、親としては親たるの感情本務を十分に發揮させることが出来ず、同様に子としては子たるの感情本務を十分に發揮させることが出来ないのである。然るに婚姻の制度も漸次進化して一夫一婦となるに至り、又さう無暗に離婚

なども出来ぬやうになれば、親としても子としても十分その各の感情と本務とを發揮させることが出来るやうになつて、孝道は子の親に對する道德として極めて重要なものとなるに至つたのである。故に孝の社會的要件の第一としては一夫一婦の制度が必要であるといへるのである。

一夫一婦の制は西洋の「ファミリー」にも行はれてゐるばかりでなく、此點に於いては或は我が日本などよりもつと嚴格であるともいへるのである。此の如く一夫一婦の制は「ファミリー」にも行はれてゐるが故に、「ファミリー」でも孝は子たるものの道として大切なものであるとして、家庭に於いても學校に於いても十分之を教へ之を奨勵してゐる。されば孝は我が國に獨特な子の道であつて、西洋などでは餘り之を重んじてゐないなどといふのは皮相の見解である。只我が國にはその「ファミリー」以上、更に「家」といふものがあるので孝の意義が更に重大となつて來るのである。然らば、「家」と孝とは如何なる必然の關係を有つのであるか。

西洋の「ファミリー」に於いては、第一節に述べたやうに、子女が成長して獨立の

生計を営むことが出来るやうになれば、親の家を出でて一家を起すのである。斯く親の家と子の家と分離してしまふと、親も成可く子供の事には干渉せず、彼等の意思の通りに爲させるのであるし、子も亦成可く親の厄介にならずに獨立の生活を營まうとするのである。かうなると自然に親の家と子の家とは、他人關係の分子が加はつて來て對等關係となる。爲に親たるの感情も自然に薄らぐと同時に、子たるの感情も弱くなつて來る。即ち子供の方には孝道の動機が次第に弱くなつて來る。それが爲にその極端のものになると、子供は物質的に殆んど奢侈費澤とも見ゆる生活をしてゐながら、その親は養育院に養はれろといふやうな殆んど我等から見れば眞實とも思へぬ様な事さへ現れて來るのである。然るに我が國の「家」の制度のある處では、親は其の身を終ふるまで親であり、子は親のあらゆる限りは子である。四十になつても五十になつても子は子であつて、親はその不惑知名になつた立派な親爺おぢをも、矢張り昔の心許ない危なかしい子供と見て、それぞれ世話もし、干渉もするのである。かういふ譯であるから、親の子に對する情合、子の親に對する懐かしみといふものはいつまで経ても薄くなり、弱くなるといふこ

とはなく、却つて益々濃厚となるのである。最も女子は相當年齢に達すれば家を出でて他に嫁するのであつて、而してその嫁する時には、再び親の家の敷居を跨たがぬといふ決心で出て行き、又親の方でも再び家に歸るなど誠めて遣り、所謂親子の縁切り、又はその「家」との縁切りの儀式と見らるべき風俗が今猶我が日本の各地の結婚の式に遺つてゐて、従つて女子の親子の關係は男子のそれとは少しく異つてゐるやうに思はれるが、しかしながらそれにしても「生家」「里方」に何等か事があれば、その女むすめ及び女の夫は片身を焦がして心配するのである。又同じ男の子にしても長男と次男以下とは異つてゐる。前に述べたやうな場合は長男の場合なのであつて、次男以下のもは相當年齢に達すれば或は掎養子として他家に入るか、或は分家して別に一家を起すのであつて、一生親子同居するといふこととはすくないのである。他家に掎養子となれるものの親子の關係は、前に述べたる女のそれに似て來るのであるが、分家したものはそれとは違ふ。たとひ分家して親と同じ屋根の下に棲はぬやうになつても、常に「本家」「宗家」を彼等の根幹となし、その根幹の培養には自分の「新家」の經營を心配するのと同様に心配するのである。

又親は親としてそれに對して奉養を盡し、その心を慰安することを怠らぬのである。それ故「家」の制度のある所に於いては、分家した次男以下のものでも親に對して孝道を盡すことは長男と異ならぬのである。

「家」と孝との關係は右のみに止まらない。西洋の「ファミリー」に於いては、子たるものが親を送つてしまへばそれで孝道は止んでしまふのである。固より親の志を成すといふが如きことは彼等の間にもあるであらう。しかし單にそれだけで孝道を盡すべき對象がなくなつてゐるのである。然るに祖先から子孫に亘つて存續してゐる「家」といふものがあるといふことになる。孝道を盡すべき對象が常に存在してゐるのである。先づ第一に家長が現在の家族を統率して、一家の繁榮幸福の爲に勤勉努力するのは家長その人のその「家」に對しその「家」を經營し來りし祖先に對する孝道なりと思つてやるのである。而して家長の爲す所は家族一統の傲ふ所となるのである。家族の各員は皆「家」の爲め祖先の爲め粉骨碎身するのであるが、彼等は之がやがて「家」乃至祖先に對する孝道なりと思つてやるのである。たとひそこに既に所謂隱居したる現在の家長の親がゐても、彼

にもやはり「家」に盡す孝道はあるのである。故に「家」に於ける孝は、常に現實子たるものの位置にあるもののみのものであるばかりでなく、家族全員の道なのであるし、又現實の生みの親のある時ばかりの道でなく、彼が終つた後にもやはり依然として存在してゐるのである。つまり孝は家族全員の盡すべき道であり、又「家」の存續せん限り、常住不斷に努むべき道なのである。此の點が「家」と孝との關係に於いて大切な關係であつて、孝の社會的要件としては、一夫一婦制の「ファミリー」組織よりも「家」は更に重要な意義を有つてゐると謂ふことが出来る。

(ろ)孝の心理的要素。孝は種々の心理的要素を含蓄してゐるが、大要之を五つに分析することが出来る。第一は愛情、第二は倚賴、第三は畏敬、第四は謝恩、第五は完成である。第一の愛情といふのは子たるものの親を戀ひ慕ふ心を指すのであつて、是は必ずしも人間に限つたことではなく動物以來ある所の性情である。助なき子供の親を戀ひ慕ふのは鳥類以上には明瞭に認めらるゝ事實であつて、人間の子の親を慕ふのはその進化したるものである。ことに人間は多くの潜在的能力を有つて生れて來てはゐるが、しかしその生れたては極めて助のないものであつ

て、餘程長歲月の間親の世話にならなければ獨立することの出來ぬものである。單に此の點からいへば動物などよりも餘程劣つてゐるともいへる。動物は生れて後、餘り長からざる間に獨立の生活を營むことが出來るのである。しかし人間に於いて子供は長い間獨立することが出來ず、親の厄介になるといふことに大なる意味があるやうである。即ち親は長い間子供を養うてゐるので親としての愛が一層濃厚になるのであるし、又子供は長い間親の厄介になるが爲めに子としての愛情が益濃厚になるのである。

第二の倚頼の情といふのは子の親に頼り縋る情である。子供は上述の如くに助けのない者で到底自らでは獨立することの出來ぬ者である。然るに子供から見た親は殆んど絶對の力を有つてゐるものである。そこで子供等は自分の助けのないことを覺つて絶對の親に頼り縋るのである。他力教に於いて信者が或は神や阿彌陀に御頼み申すとか、御縋り申すとかいふのは、所詮はこの子供の親に頼み縋る心の直接の經驗から出たのである。子供から見ると親の絶對であることは次のことによつて分るのである。子供が漸次成長して理智の分別が明になるや

うになり、色々庶物の比較考察を始めるやうになつてからでも、自分の親をば他の親と比較して色々の點に於いて輕重を附するやうなことをせぬのである。若し第三者の眼から見たならばその智識の點に於いて、その才能の點に於いて、その趣味の點に於いて、その意思力の點に於いて、到底某々の人には敵はないと判斷せられる親でも子供は飽迄之を親とし絶對視して何等の比較もせず優劣をも定めない。否子供は毫頭そんなことをしようとも思はぬのである。親は比較なしの親であり、優劣なしの親であり、相對なしの親である。自分の親はつまらないとか、他人の親と取り換へて欲しいとかいふ心は眞實な心には決して起り來らざるものである。子供は斯くの如く親をば絶對のものとして自分の助けない身をそれに頼り倚らせるのである。又親の方からいへば、子供が親をば絶對のものと見てゐるので親たるの權威を保つことが出來るのである。是が子供の倚頼の心である。

第三の畏敬の情といふのは、既に子供は親をば絶對のものと見るが故に、又之を畏敬するといふ情を起すのである。畏敬は壯嚴・雄大・高遠・悠久なる状態、又は活動に接したる場合に起きる處の崇高又は壯美などと稱する美的感情と密接に近似

してゐるもので、その本質は自分を全く力無いもの、極小のもの、可憐なものとなし、その絶大絶強なるものの前に屈服して、全くその威力に服する所の感情である。人間の子供は此の感情あるが爲に、人間の孝といふものが唯動物以來の愛情と異つて來るのである。動物の意識中にも子が親を戀ひ慕ふ心はある。しかし此の畏敬といふことが缺けてゐる。故に孔夫子も孝を説いて敬せずんば何を以て分たんや」と述べられてゐる。即ち孔夫子は唯厚く親を奉養するのみでは孝といふことは出來ぬ。さういふことならば飼うてゐる犬や馬を可愛がつて厚く養ふのと擇ぶ所はない。人間の孝にはその外に敬といふものが大切であると説かれたのである。如何にもこれが大切なことである。

さて此の點について特に孝と「家」との關係を述べなければならぬ。子は親を絶對者として之に倚賴し、之を畏敬するのであるが、絶對者といふものは謂ふまでもなく最高至上のものであらねばならぬ。然るに此の絶對者といふ點に於いては、父と母とは多少その趣を異にしてゐるのである。「家」に於いては、父は一家の戸主として家長として最高至上の位置を占めてゐるのであるが、母の方はそれに従

屬したものである。而して「家」の制度は嚴重であればある程、家長たる父の權威は愈強く、母の從屬的關係は益顯著となるのである。斯くの如く母親は妻として、家長たる夫に服従しなければならぬが故に、それだけ母の絶對性は減殺せられることになる。是は「家」といふ制度上、否たとひ「家」の制度なくとも、絶對平等ならざる夫婦關係のある以上は、到底避くべからざる結果である。是が子供に如何なる影響を與へるかといふに、子供は如上の事實に接して、知らず識らずの間に、母は父の下に屬して居つて決して絶對のものにあらざることを感得するのである。極めて頑是ない子供の間には、斯かる複雑したる關係などを看取することは出來ぬのであるが、しかし漸次成長するに従つて、這般の消息を窺知するのである。そこで大抵の場合に於いては、子供は漸次成長するに従つて母親の方をば輕蔑してその節制掣肘に服さぬやうになるのである。是れ固より必ずしも母を輕蔑せんが爲に輕蔑するのではなくして、唯不知不識の間に感得したる母の非絶對といふ觀念から來たのである。子供が成長の後、母を輕蔑するやうになつて、母の方では母たるの權威が保てないやうになるといふのは、以上の事實からのみ起さるのでなく、

母の人格、修養如何等によるのであるが、しかし以上の事實はまた甚だ大切なことである。

第四の謝恩は説明するまでもなく、子供は父母が自分等の爲に千萬無量の艱難辛苦をして、自分等を養育し教育してくれるその大恩を有難しと感じて、それに報謝せんとする念慮を起すことをいふのである。

最後の完成といふは以上の謝恩や、畏敬からして自然に生じて来る所の子たるものの親に對する感情である。即ち子が奮發勉勵して身を立て道を行つて名を天下に揚げようと志すのは一は以て父母を顯はし、一は以て父母の志を完うせんが爲である。更に謂へば自分と父母とを一體として考へてその一體を完成せんとする志である。かういふ意味で完成といふ語を用ゐたのである。がこの完成といふ語は甚だ妥當を缺いてゐるのであるが、今急に妥當な語を案出しないので假りにさう名づけて置くのである。是は孝經にも孝の終なりといつてゐるやうに餘程理智の分別が出てからでなければ起らぬものであるが、孝の心理的要素としては最も重要なものの一つである。此の點は又「家」の制度に於いて一層の

重要を加へ來るのである。即ち「ファミリー」に於いては、一體となるものは唯子供と實際の生みの親とのみであるが、「家」の制度中に於いては子たる自分と「家」とが一體となるのである。換言すれば、自分と過去の祖先と未來の子孫とが一體となるのである。故に自分の一榮一辱は直に祖先と子孫とにその影響を與へるのである。従つて子供の一舉一動は一「家」の榮辱に關して實に重大なる旨趣を有つのである。そこで、「家」の制度のある所では、祖先の名を汚さぬやう、家門の譽を傷けぬやうにと、心を込めて子女を教育するのである。又子女にも自然その心掛が厚いのである。以上が孝の心理的要素といふのである。

「家」と忠

(一)忠の社會的基礎。忠とは臣民の君主に對する道德をいふのであるが、その兩者の關係の如何によつてそれに色々の種類乃至強弱が生ずるのである。

第一の種類は被征服者たる臣民が征服者側の統領に對して服従を誓ひ、忠誠を誓ふが如き類である。斯かる場合に於いては被征服者は、自分等の内心からして征服者に服従してゐるのでなく、力の弱いが爲めに已むを得ず屈服してゐるやう

な譯であるから、その忠誠の心も甚だ薄弱なもので、時には唯自分等の存在を圖らんが爲の方便として考へられるやうなこともある。勿論征服者は、自己の權威を永く維持しようといふ考から、被征服者に向つて或は威壓を加へ、或は德澤を施し、以て彼等の悦服と歡心とを得ん事を努めるであらうが、根が征服から出て來てゐては、中々その悦服と歡心とを得ることは容易でない。況んや若しその被征服者が征服者と言語風俗習慣人情歴史を異にしてゐるやうな場合には、殊更それが困難である。かういふ場合には、是等被征服者は心からの忠誠を致すといふことをせざるばかりでなく、時としては、私かに征服者の羈軛を脱して、その獨立を恢復しようなどと謀るのである。それ故君主と臣民とが、單に斯ういふ征服者と被征服者といふ關係では、臣民側の忠誠は甚だ弱いものであつて、又甚だ頼もしいものではないのである。

第二は臣民が一人の有徳者に歸して、是非自分等を治めて頂きたいと願ひ、有徳者の方はその願に應じて天に代つて斯民を治むといふ關係で出來た所の君臣關係である。支那の上古には斯ういふ事情で君臣關係が成立つたやうに見えてゐる。

しかしそれは眞實の歴史的事實として、如何程信憑すべきものなりや否やは確實でないが、兎に角斯かる事情で成立つた所の君臣關係に於いて臣民の忠誠は如何なるものかと思れば、斯かる場合に於いては、民は自ら進んである一人を君と崇め、之に服従したものであるから、それに對する忠誠心は自然強からざるを得ない。しかしながら此の如き體制に於いては、その忠誠は幾代にも亘り幾十年幾百年にも通じて渝らないものであることは出來ぬ。何となれば如上の體制に於いては、民はある特殊の有徳の人間に歸服したのである。故にその人のある間は、それに忠誠を表すのは當然な譯であるが、その人がなくなれば更に他に有徳な人を見出して來ようとするものである。その有徳者の子孫であるからとて、必ずしも之に忠誠を表し歸服を敢てせぬのである。又治者側からいふも、徳のあるものが天に代つて斯民を治めるのであるから、たとひ自分の子であるからとて不徳のものを天子とすることは出來ぬ。そこで堯は之を他人の舜に傳へ、舜は之を禹に傳へたのである。又夏の徳衰へては殷起り、殷の徳衰へては周が起つたのである。斯やうに有徳のものが斯民を治めるといふのであるから、徳既に衰へ、天意夙に去

つてしまつても、猶嚴然として天位に居るやうなことがあれば、取つて代るべき有徳のものは自然彼に對して叛旗を翻さねばならぬことになる。これ所謂湯武攻伐の起つて來た次第で、孟子をして奇矯なる言をなさしめる所以である。故に有徳のものが天に代つて斯民を治むといふ體制は、或は一代、或は數代の間には民の忠誠を厚からしめ、從續せしめることが出来るのであるが、しかし永く之を從續せしめることは出来ないばかりでなく、時としては以上の湯武の攻伐のやうな事態をも惹起すことになるのである。

五倫の一つに君臣有義といふことがある。是は支那に於いては餘程古い時代からある處のものであるが、最も有徳の者が天に代つて斯民を治むといふ思想と密接に結合してゐる思想である。即ち天子は自ら徳を修め、その徳を以て天下の民を治むといふ制約の下に天子の位に居るのであり、民はその有徳の天子に懷いて、天子が有徳である限りは、それを君として忠誠を致すといふ制約の下に臣民となつてゐるのである。即ち天子も臣民も、共にある制約の下にその位置に居り、互に結び付けられてゐるのであつて、その一定の制約の下に結び付けられるといふ

事が、やがて君臣有義といふのであるまいか。そこで若し天子にして徳薄く斯民を治むる資格のない場合には、その人はその位に居るべきでなく、又天下の民はその人に對して忠誠を致す理由がないのである。是れ君臣有義といふ事は有徳のもの、天に代つて斯民を治むといふ制度、及びその思想と密接に結合するといふ所以である。しかし君臣有義は君が有徳である限りに於いてのみ通用するのであつて、その君が有徳でなかつたり、薄徳であつたり、又は甚しきは不徳であつたりする場合に於いては、臣は之に對して忠誠を致すといふ理由がないといふ説なるが故に、その君臣有義は一方からいへば甚だ冷淡な、美しい處のない、奥床しい處のない、面白味のない、而して一方からいへば、その君臣有義から出でたる忠誠は甚だ頼み難い、時には随分危険なものといはねばならぬ。

第三は封建制度に於ける君臣の關係である。封建の時代に於いて諸侯互に相割據して互に攻伐を事としてゐた時代に當つては、諸侯は常に兵を練り、軍を整へて攻撃せられる隙を敵に與へざるやうにしなればならぬのみならず、一方には、又他に隙さへあればそれに乗じて他を攻撃することをしなればならぬ。かう

いふ際には、諸侯は身に一藝一能あるものは、成可く廣く之を天下に求めて、一面には積極的に自分の軍を強め、一面には敵の軍を強めないやうにしなければならぬ。是に於て諸侯は争うて辭を卑うし、禮を厚うし、祿を豊にして天下の士を招かうとする。又既に一旦招いた以上は、その有爲の人材を逃がすまいと思ふから、成可く厚くその人に祿する様になるのである。そこでその厚く祿せられ、禮せられた所の臣等は君のその深い情の義理に縊まれて、之に對して忠誠を致すやうになるのである。又君の方では一旦得た人材を出来るだけ利用しようと思ふから、出来るだけ厚く祿するのみならず、その人の死んだ後でも、遺つた妻子などが少しも食ふに困らぬやうにまでしてやる。即ち臣等をして、身後の事を心配せず、一心に忠誠を抽んずることの出来るやうにしてやる。そこで世襲の食祿といふものが起つて來た。かうなれば、臣等は幾代も連續して君の祿を食むといふことになるから、その義理といふものは愈重くなつて、益忠誠を抽んでなければならぬやうになる。しかし此の封建制度に於ける臣下の忠誠は、素とく君から養はれた義理に對する忠誠なのであるから、若し臣下にして君の待遇が意に満たぬとか、又は君が

暗愚であつてその下では到底自分の才能を十分に發揮することが出来ないといふやうに考へた際には、その君を棄てて他に明君を求めるといふことをするのである。我が封建時代にはかういふことが隨分行はれたのである。故に此の君主に養はれたといふ義理に縊まれて致す所の忠誠はその義理に縊まれてゐる間は隨分強いものに相違ないのであるが、しかし非常に堅實で長く續くものであるとはいへぬのである。

前述の第三項に述べた處の有徳のものが斯民を治めるといふ制度が支那の上代に行はれた際には、その當時の有様は矢張り一種封建制の様なものでなかつたかと察せられる。それで有徳のものが斯民を治めるとはいひながら、その傍には伯夷叔齊のやうな議論もあつた處を見ると、矢張り一種の攻伐主義がその當時に行はれて居つたものではないかと察せられる。而してさういふやうな實際の狀態であつたから、君臣有義といふこともその當時には十分の意味があつたのではなかつたかと察せられる。湯王が商には臣三千しかないがその三千が唯一心である、桀には臣億萬あるけれどもその心は億萬である、故に少數でも彼等の多數に

勝つことが出来るといつてゐるのは私の以上の假説を助けるものであると思ふ。最後に第四には父權制度といふものがある。この父權制度といふは父が一家の長としてその家族の各員に對して絶對者の地位に立ち、生殺與奪の權までをも握つて居り、家族の各員はその家長には絶對に服従しなければならぬことになつてゐた族制につけられた名であつて、西洋に於いては、羅馬の或る時代の族制がその好代表者とせられてゐる。然るに後にはその一家の人々が漸次増殖して幾多の分家が生れ、その分家が更に膨張して第二次の分家を生じ、それが又第三次の分家を生じ、かくの如くにして第四次第五次の分家を生じ、それ等集りて邑をなし、郡をなし、國をなすに至つたとすれば、最初の本家は其の一邑一郡一國に瀰漫してゐるすべての分家の總本家であり、大宗家であつて、而してその總本家又は大宗家の家長は直接その本家の主人であると同時に、それ等の分家末家の長でもあり得るのである。斯く漸次にその大を致して一國となり、而してその總本家の家長たると同時にその一國の大家長の位に居れば、此の如き體制を具へてゐる一國をも父權制度の國家と名づけることが出来るのである。

さてかういふ國家に於ける君主と臣民との關係を考察して見るに、君主は此の如き場合に於いては自分の武力によつて他を征服してその位を取つたのである。けれども、又徳があるによつて萬民から立てられて君となつたのである。即ち何等人爲的に立つた所のものでなく、その物があると同時にその物に即して立つた所のものである。解り易く之を一家についていへば、一家の父はその力により、その徳によつて父たるの位を得たるものではなく、妻があり、子があるといふ關係から自然に且つ當然に父となつたのである。自分が父といふ位置を取らうと思つて父となつたのではなく、又他人から父と立てられて父となつたのである。父權制の國家に於ける君主の位置もそれと同様である。それで若し武力で征服して君主になつたものや、或は有徳なるが爲に他から立てられて君主となつたものを人爲的後天的と名づけ得るとすれば、父權制の國家の君主の位は之を自然的本具的と稱しても宜いと思ふ。

かういふ理由であるから父權制度の國家に於ける君主の位は人爲で之を作らうとしても作ること出来ず、代へようとしても代へること出来ず、絶對不動の

ものである譯である。又一家の家長がその家の繼承者として、家といふ連續不斷の實體中に於ける一環として家の存続と、その繁榮幸福といふ點に於いて上祖先に對し、下子孫に對して責任を有するが如く、從つて又家長は夙に起き夜に寝ね汝々としてその責任を完うせんことを圖るやうに、父權制のある國家の君主はその國の繼承者としてその國を存続し、且之を益隆昌ならしむべく上祖先に對し下子孫に對して責任を負うてゐるのである。又その責任を果たすべく銳意治を圖るのである。

次にかゝる制度に於いて臣民の君主に對する關係如何を顧みるに、彼等は家族の一員として自然に且つ當然に家長たる君主に服従し、その命に從つて一家たる一國の興隆を以て任とすべきものと意識するのである。君臣の分は人爲によつて出來たものではなく、全く物そのもの人その人に即したるものと信じてそこに何等の疑念をも起さぬのである。否、かゝる疑は理論上起り得ぬものである。從つて非望を覬覦し、變革を試むるといふことは絶對に起り得ぬのである。全く父を慕ふの心を以て君を慕ひ、父を敬するの心を以て君を敬し、父に服するの心を以

て君に服し、父を助くるの心を以て君を助くるのである。この故にかゝる體制の國に於いては、君臣の分は儼として萬古に渝りなく、君臣の情は親子のそれの如く濃であつて、臣民そのものの忠誠は被征服者の征服者に對するが如き、民草の唯有徳なるが故にその人に歸すといふ理智の判斷より出でたるが如き、又封建時代の士がその君に對するが如き、冷淡薄情な利害の打算的なものでない。從つていつ何時變化あるかと疑懼の念を以て見てゐなければならぬやうなものではなく、極めて信賴の出來る、安心の出來るものである。

以上述べたことから、次の如き結論を得ることが出来る。忠誠の社會的基礎として父權制の體制を具へたる國家といふことは必ずしも必要ではないが、しかし父權制の體制のある國家には最も濃厚な最も強烈な、而して最も信賴の出來る忠誠が現はれてゐるといふ事が出來るのである。しかし以上の父權體制の國家に於ける君臣の位置及びその關係は理論を解り易くせんが爲に、唯想像的に、圖式的に述べたものであつて、さういふ國家が歴史の事實として、又現實の事實として確かに存在してゐるか否かには觸れたのではない。恐らく歴史及現在の事實とし

て、その純粹なる形に於けるかゝる國家を見出すことは困難であらう。

(ろ)忠の心理的要素。忠の心理的要素は、以上述べたる所の君主と臣民との關係如何によつて、その主とする所を異にしてゐると見るのは正當であらう。前項の第一の征服者との關係であるとか、第二の有徳者と斯民の關係であるとか、第三の封建制度に於ける君主と臣下との關係であるとか、是等に於いては君臣有義の義が最も重大なる要素であり、第四の父權制度の體制ある國家の君主と臣民との關係に至つては義よりも寧ろ愛敬・服従といふことがその緊要とする要素を形成してゐる。かくの如く制度の如何によつてその主とする所の要素に異同ありと思ふが、今それ等の特殊なる差異に拘らず、凡そ忠誠といふ心的現象を分析して見れば、所詮は義理・親愛・畏敬・服従・謝恩・献身・及歴史を愛する心等の七つに歸すると思ふ。義理といふのは茲では極めて通俗の意に用ゐるのであるが、例へば前述第二の場合に於けるが如く、臣民たるものがある一人の徳を慕つてそれに歸服し、而してその有徳者は身を以て臣民を治めてゐる限り、臣民たるものは義理としてその人に服従し、その人に對して忠誠を致さねばならぬといふことになる。勿論、その有

徳者を慕ふ處にその人を愛慕するの情の含蓄せられてゐるのは當然である。しかし素と或る人が徳あるが故にその人に服すべしと理智の判斷から出でたるものなれば、その人の徳のあらん限り、厚からん限りは臣民たる自分等はその人に忠誠を表せざるべからずといふのであつて、所謂義理による所の忠誠である。又封建制度に於ける臣下の君主に對する忠誠もそれであつて、君主は臣下たる自分を斯くの如く厚く遇せられるに由つて自分は義としてその恩に報るねばならぬといふ所の忠誠である。とに角、君臣有義の義はある關係に於ける臣民の忠誠心を構成してゐる一要素である。

親愛・畏敬は子の親に對する心であつて、やがて臣民の君主に對する心である。有徳者を慕うてその人に歸服するといふ民草の心の中にも、封建制度の君主に仕へた臣下の心の中にも、此の親愛・畏敬はある。しかしそれ等よりも父權制度の體制に於ける國家の君主に對する臣民の心の中には、それが一層顯著なる、又有力なる要素として存在してゐるのである。何となれば、その君主は君主であると同時に民族乃至はその國民一統の大家長であつて、父たるの位に居らるゝが故である。

殊に畏敬するといふ點に於いては、父權制の國家に於いて殊に著しい譯である。それは既に述べたるが如く、子が父を敬するのは他の父と比較して偉いと思ふが故に敬するのではなく、比較商量を許さぬ絶對者として父を敬するのである。それと同じやうに自分等の民族の大家長を敬するのは、その大家長たるものが有徳であるとか不徳であるとか、又他の君主に比較して優れてゐるとかゝらないとか、そのやうなことには毫頭頓着なく唯大家長なるが故に服従し、畏敬するのである。故にこの畏敬は父權制の國家に於いて殊に著しいといはれ得るのである。

服従・謝恩・献身は國家の體制、君臣の關係の如何に拘はらず、忠誠の中に存在してゐる要素である。而して謝恩・献身などは、封建制度に於ける臣下の行動中にも、その壯絶美絶なる例を見出すことが出来る。唯封建制度、代天制度等の君臣關係は、本來義に本づいてゐるものなるが故に、その謝恩・献身も君その人を得、臣その人あつて、而して後出来ることであつて、何時でも同じやうな状態が繼續すべしとの保證が得難い。のみならず、君一代臣一代の間は能く右の關係が持續せられるにしても、雙方共に代がはりになつてしまつた時には、右の關係も亦變るか、又は少し微

弱となるかも知れないとの疑懼の念が挟まれる。少くともその疑懼の念を起す必要はないといふ保證は出来ぬ。然るに父權制の國家に於いては、謝恩・献身の情熱の熾であることは他に優ることあつても決して劣ることなく、而かも將來の保證に向つてのプロパピッチの程度に至つては、他のものよりも遙に多いのである。されば忠の心理的要素としては、その他一切の制度よりも父權制の制度が多くなる。さすれば忠の長所を有つてゐることは理論上に於いて承認され得ることである。只果して事實上斯かる制度の國家ありや否やは問題である。故に我が日本に於いて所謂綜合家族制といふことが事實の上に論證せられるならば、實に幸な譯であるが、しかしそれは困難なことである。又事實の上でなく、傳説的に、想像的に從來はしか信ぜられてゐたといふことを事實だとしても、今や「家」の制度が問題になつたといふことはやがてその傳説想像が破れつゝあることを證明してゐるのではあるまいか。

最後に歴史を感ずるの心といふのは、次のことを指すのである。之を小なる一家に見るも、一家が永く一定所に止住し、幾代も幾代も經過して來ると、順々に新し

生れて来る家族の心には一方では祖先から傳へ來た「家」の傳説習慣、年中行事等を懐しい慕はしい、而して美はしいものと思ふ心が生れ、又一方ではその家屋、その庭園の一木一草にも懐しみがつき、執着心が起るものである。是は「家」を愛する心に附加してその有力なる要素となるものである。それと同じやうに、一國民が永い歴史を有つて舊い山河の間に住してゐると、而して殊に事實であれ唯一片の信仰であれ、自分等の歴史は美はしいもの、秀でたものであるとの信念を有つてゐれば、その國民の間には自らその歴史を美しいもののやうに、尊いもののやうに、従つて無論その光榮を汚してはならぬもののやうに、更にその光榮をして一層光榮あるものにならなければならぬもののやうに感じて來るのであるし、更にその千古に渝りない山河に對しても亦「ホーム」「我の物」「我」といふ感じが起るのである。即ち一國文化の歴史の生み出した所の制度文物を愛し、それを發展させようとし、祖先以來住み來た國土には五分たりとも他人の指はさせまいとするのは國民の心、殊に永い歴史を有つてゐる國民の心であつて、之が愛國心の一つの主なる要素である。然るに一家に於いて家族の各員等が家長を愛敬し、それに服従

して各その分を致すのは、一面にはその家長に對して従順忠義を示す所以であり、他面にはその「家」の爲めに盡す所以である。是と同じ道理で、父權制の國家に於いては、臣民がその君主に對して忠順を表すといふのは、やがて君主の統治せられる國を愛するといふことになる。故に此の體制のある國家に於いては、忠君と愛國とが二途でなくして一致である。而してその歴史を愛し、國土を懐しむ所の臣民の心は、やがて愛國心の重要なる一部をなすものなれば、その心は又、それに緣りて忠君の一要素なりといへるのである。

四 我が「家」の將に崩潰せんとするに至りし原因と見るべき事情

一 經濟上の原因

(い)「家産」の破壊。一家が一家として存在せんが爲には、色々の條件を充たさねばならぬのである。その條件の第一は經濟的條件である。茲に經濟的條件とは、次のことをいふのである。家に於いては家族のある一員若しくは二員などが死

んでもその「家」の品格を續けることの出来るやうに、その現在の家族に難儀・辛苦を持ち來さぬやうに、而して「家」としての存在をつゞけて行くことの出来るやうな財産といふものが必要である。さうしてその財産は一家全體に屬してゐてその中の誰のものでもない、家長のものでさへない所の財産であらねばならぬ。かういふ財産をば、之を「家産」というてゐる。「家」の制度の確立してゐる社會には多くこの家産制度があつたのである。然るにその財産的基礎が漸次に破壊せられるやうになれば、「家」といふ制度も漸次に破壊せられるのである。

さて此の點から我が國の實際の有様を觀よう。最近一百年この方西洋に見えた所のキャピタリズムの弊害は漸次我が國にも見えて來た。資本と労働との分離は、年一年と烈しくなり、貧と富との懸隔は年と共に著しく、七八人の第四級團が現はれると同時に二三人の大資本家が出で、中産階級者が漸次倒れて單に労働力のみを有つ階級の人となる有様は各生産業者の間に見られるところのものとなつた。所謂「家産」として相續せられる祖先傳來の田畑も漸次大地主の手に兼併せられて、純然たる小作百姓になりつゝある状態は殆んど全國到る處の農村に見ら

れ得るのではないか。經濟上のみから見れば、「家産」あつての「家」である。「家産」なくして何の「家」ぞである。而かも實際此「家産」は「家」の存續には非常に重要な條件であつて、西洋の或る國々に於いては彼の「ファミリー」の崩潰を防がんが爲に、今や家産法を既に實行し、若しくは將さに實行せんとしつゝある。以て「家産」が「家」の存續に如何に重大なものであるかを知るべきではないか。然るに今や我が國に於いてもキャピタリズムの冷い、情のない、而かも非常に力強い大鐵槌は何等の假借も思ひ遣りもなく、「家産」を打ち壊しつゝある。是が「家」の崩潰を來した原因の一つである。

(ろ)人口の増殖。つぎには人口の増殖である。「家」の地盤たる「家産」を破壊せられ、「家」にあつても經濟的に活動する多くの餘地を有たぬ所の人人は、「家」の中に存在しなければならぬ多くの理由を失つた。そこで彼等はむしろ、「家」を捨てて、そこに於いてよりもより多く經濟的に活動することの出来る地を擇んで飛んで行くことになつた。しかしそればかりではない。我が日本は人口増殖の率に於いては世界文明國中有數の國である。最近の統計に徴するに、近頃は漸次出生率

が減ずる傾向があるが、しかし死亡率も漸次低下するの傾向があるので、絶対に増殖して行く率は一向に低下せざるのみならず、以前よりも少しく多い方になつてゐる。即ち増加率は略千分の十二位若しくは少しくそれ以上になつてゐる。この率は世界でも中々多い方である。即ち現在の日本の人口は六千萬とすれば一ケ年に約七十二萬人位づゝ増殖して行くのである。かういふ激烈な増殖の仕方であるから、たとひ「家産」の破壊がなく、そのまゝに傳はつてゐたに似た處が、唯そのまゝ「家」にあつては生活を維持して行くことの出来ぬやうになつてゐる。即ち各家ともにその「口」を減らさねばならぬといふ状態になつて來た。そこでその減らされる選に當つた人々は、何處かで彼の口を充たす計を立てねばならぬ。乃ち彼等は「家」を出で、日本國中は言ふまでもなく、外國までも股にかけて、經濟上の低氣壓の地に殺到することになるのである。

(は)居住・移轉の自由。而かも今日は此の經濟上の低氣壓の地をねらつてそこに殺到するのに何等の故障もないのである。それは即ち居住・移轉の自由である。昔封建時代に於いて各藩割據の時代に於いては、地理上・交通上のことは姑く言は

ず、唯之を制度の上に見るも、藩領の境界にある關所關所を超えて一時旅行するといふことさへ容易でなかつたのである。況んや甲藩より乙藩へ、乙藩から丙藩へ自由に移轉して自分の意に適した處に居を定めるなどといふことは、中々容易に出來たことではなかつたのである。殊に士階級に於いては、何等か非常のことで仕を致して自ら他に轉するか、又は主君が封土を更へられて他に轉するかといふ場合の以外には、必ず一定所に止住せざるを得なかつたのである。さて右の如く永く一定所に止住すれば、「家」が具體的の家ハウスと一致し、宅地と一致して固い觀念となるのである。家の中には佛壇があり、佛壇には祖先以來の位牌がある。家は祖先の住み來つた家、宅地も亦祖先以來住み來た宅地、その庭、その園、すべて祖先以來の手がかざされたもの、周圍の一切が愛著の心を起させる種とならぬはない。自分の「家」が此の如くであると共に、他人の「家」も亦同様である。そこで「家」と「家」との交際も親密になる。又そこには祖先以來の檀那寺若しくは菩提所がある。その寺チヤーチヤド庭には祖先以來の石碑が建てられてある。是等のもののすべては「家」の觀念を明確にし、その情操を濃厚ならしめる力を有つてゐる。かういふ

理由であるから、永く一定所に止住し、幾代も／＼ひき續いて同一の場所に居住することは「家」の存続には極めて効驗多い條件なのであつた。然るに今や一面には生活上の必要に逼られ、一面には居住移轉自由の權利の發達につれて、人は東西南北に移動するやうになつたのである。斯く移動するには、移動するに都合の宜いやうに身輕にして置かなければならぬ。身輕にするのには、生活上差當つて必要なものの外は、成可く之を身邊に置かぬやう、又持たぬ様にしなければならぬ。此處に於いて「家」を憶ひ、祖先を憶ふに恰好なる記念物も先づ之を捨てて置かねばならぬ。而して移轉の度毎に周囲のすべてが新しくなつて來る。新しくなるにつれて、周圍に親しみがなく、懷しみがなくなる。懷しみがなければ、他に對して「自己」を守り、「自己」を立てねばならぬ。「自己」を守り、「自己」を立てるに急なれば、「家」を憶ひ、祖先を憶ふの心の漸次に薄らぎ行くことを防ぐことは出來ぬ。居住移轉の必要とその自由とは「家」の存続に取つて不利なる事情である。(二)交通運輸機關の發達。又今日は居住移轉が甚だ便利に行はれるのである。昔時に於いてはよし法制上の面倒がなかつたにした處が、交通運輸の便が開けて

あなかつたから、動かうと思つても事實上容易に動くことが出來なかつたのである。然るに今日では、陸には汽車、海には汽船があつて、百里の遠きも一夜にして通ることが出來、又電信電話があつて、千里の間も一瞬にしてその消息を通ずることが出來るのである。交通運輸は昔時とは全く比較にならぬ程に安全に、便利に、愉快に、迅速に、而かも甚だ廉價に出來ることになつたのである。従つて人人は旅に出ることをさう億劫にしなくなつたのである。必要なくてさへ此の交通運輸の便を利用して見たいと思ふのが人情であるのに、後から生活の火が焚き付けられて、人間は何條此の便を見逃すべき。此處に於いて國內、國外の出稼人なる人口移動の状態が起るのである。而してその人口移動の「家」に及ぼす結果は前項に述べた通りである。

(三)職業選擇の自由。人口の激烈なる増殖と、生活の辛酷なる壓迫と、經濟の繁雜なる分業と併せて、個人自由の思想の發達とは「家業」といふものを破壊して、職業は個人の自由についたものであつて、「家」に屬すべきものではないと見るやうにならしめた。「家業」は「家産」程に「家」の存続に取つて重要な意義を有つてゐる

ものである。我が國の上古の部曲しよきよの制度や氏族の制度は、その部曲の世襲の職業、氏族の世襲の職業があつて持續して來た所の制度である。その世襲の職業と一定の部曲氏族とが漸次分離するやうになつて來て、その存在理由を失ひ、漸次に崩潰するやうになつたのである。元來、甲の「家」は何職業、乙の「家」は何職業と定まつてゐて、祖先以來それに従事して來たとすれば、その職業と「家」との間に一種神秘的な聯絡があつて來、「家」を重んずるの精神はやがてその「家業」を重んずるの精神となり、「家業」を重んずるの精神はそのまゝ「家」を重んずるの精神となるのである。故に「家業」は「家」の存続には極めて重要條件である。然るに此の項の冒頭に述べたるが如く、人口の増殖生活の壓迫、分業の細別、自由の思想とは漸次に「家業」破壊の端を開いてゐる。即ち職業の自由選擇の精神は殆んど現代を支配してゐると見て宜い。一部の人人は此の状態を悲觀しながらも、矢張りその大勢には抗し得ず、仕方なしと諦めてゐる状態である。これも矢張り「家」の存続には極めて不利なる事情である。

(ハ)別居。別居といふのは謂ふまでもなく老夫婦と若夫婦とが別居することを

指すのである。次男以下のものが新婦を迎へて獨立の生計を營むことの出来るやうになつた時には、所謂分家して獨立の一家を構へるといふことは昔からあつた所の風俗であつて、敢へて異とするに足りないのであるが、少くとも長男の若夫婦は老夫婦と同居するのが原則であつたのである。然るに今日では長男の若夫婦も別居するやうになり、又別居する必要にも逼られてゐるのである。元來老若の同居は「家」の存続に取つて重要事である。「家」の存続とは、精密にいへば、「家」の精神、即ち祖先以來傳へられたる精神を子々孫々に繼紹するといふことである。而してその「家」の精神なるものは、何處に存するかといへば、例へば一國一民族の精神が、その國民族が生み出した制度、文物等の一切の文化に具體化されて存在してゐる様に、「家」の精神はその「家」に傳はつてゐる種々の傳説や習慣や、又一見瑣末で殆んど無意義と見ゆるやうな年中行事等に具象化されて存在してゐるのである。故に「家」の精神を繼紹して行くといふことはその傳説・習慣・年中行事等を能く存續させて行くといふことである。若し假りにそれ等を「家風」の一語で蔽はしめたとすれば、「家」の繼紹とは、語を換へれば「家風」の繼紹といふことであ

る。

さて此の點から同居別居を考察するに、若し老若の夫婦が一家に同居して居つて、老夫婦が日夕その家務についてそれ〴〵若夫婦の指導をなして行けば、種々の點から若夫婦は知らず識らずの間にその家風を了解することになる。即ち家風の授受が極めて丁寧に出来るのである。夫はその「家」に生れたものではあるが、男子の常として、その家風に遵へる煩瑣な家務年中行事等の執行には比較的冷淡で又迂濶なものである。さういふことは、どうしても一家の妻たるものの職分であらねばならぬ。然るにその妻は他家から嫁して來たものであつて、初めから夫の家風を知つてはゐない。故に實際日夕見習はねばその家風を知ることが出来ぬ。そこで同居といふことがあつて舅姑が側に居て日々の家務の捌き方を見習はしめる、そしてその方法で——恐らく教へる方も、教はる方も、共に不識の状態にあるだらうと思はれるが——不知不識の間に家風の授受が出来るのである。斯くて「家」の繼紹も出来る譯である。然るに斯くてさへ嫁は、動もすれば、家風に反して自己流を出したり、里流を出したりしたがるものである。殊に舅姑たる老夫婦の

膝下を離れて若いものだけ別居することになると、嫁は曾て女學生時代に描いて居つた空想や、又自然に之に里方流をも加味して所謂ホームを作らうとのみ心掛け、嫁入先きの家風などを習得しようといふ氣組を起さぬのである。斯くしては「家風」の授受が出来ず、従つて「家」の繼紹も多分にその意義を失ふことになるのである。

然るに此の別居の制は我が國の現状に於いて漸次に智識ある階級に是認せられ、實行せられるやうな傾向を示してゐるし、又生活上實際に必要な迄られて、次第に行はれるやうになつて來たのである。その必要といふは、今日は最早「家」として活動するといふ場合は非常に稀になつて、多くは個人として活動するやうになつてゐる。それで老夫婦は田舎の祖先以來の邸宅に住まつて居るが、その息子等は自分の業務・職務上、天下の四方に散つてゐるといふことになつて來たのである。是が生活上の別居の必要といふことである。それ故若し別居が前述のやうに「家」の存續に不利なる事情であるとすれば、此の點に關する現代の趨勢は「家」の存續に不利益なるものと謂はねばならぬ。

二政治上・法律上の事情 「家」の存続に經濟的基礎が必要であるが如くに、政治的・法律的基礎も亦必要である。若し政治上・法律上に於いても「家」の存在を認め、「家」の活動を許してくれるならば、その「家」の存続力は甚だ強大なるものとなるのであるが、然るに今日の政治上・法律上の實狀はそれと正反對であつて、却つて既に成立つてゐる「家」をさへ破壊せんとする狀況を示してゐる。即ち法律は殆んどすべて臣民を唯一人の個人又は「人」と見て立てられてゐる。法律から見たる國家と個々の臣民との關係は全く直接關係であつて、その間に「家」その他の中間物の介在を認めてゐない。唯民法の一部に戸主權を認めてゐるのが、國家と個々の臣民との間に或る仲介物を認めてゐるすべてといつても宜い位である。

(い)所有權の制度。今日の法律では所有權の主體は個人又は個人と見做され得る「法人」であつて、「家」の所有といふものを認めてゐない。是はむしろ今日の實際とも異つてゐる位である。今日は「家産」といふものを法律上では認めて居らぬけれども、實際に於いては却つて「家産」の如きものがあつて、名義は法律上戸主の所有となつてゐる田畑の如きものはその實は「家産」の如きものになつてゐる

のである。而かも法律では之を認めて居らぬ。元來民法には「家」といふ文字は諸條(民法。第七三二條・七三三條・七三五條・七三七條・七三八條・七三九條・七四〇條・七四一條・七四二條・七四三條等)に見えて居るけれども、その「家」とは何ぞやと規定したる箇條は見當らぬ。又その「家」の權利義務を規定したる箇條も見當らぬ。民法第四編第二章第二節の戸主及び家族の權利義務といふのが、多分それであるかとも見られるのであるけれども、それも直接に「家」といふことを稱してゐない。此等民法上のことは、私は門外漢であつて、その専門の人人の説明を聽かねば何も解らぬものであるが、兎に角文字の上で、「家」の權利義務を規定してゐぬやうに思ふ。さういふ理由で、所有權などもその主體は常に個人又は個人と見做され得る「法人」だけであつて、「家」は法人として認めて居られぬやうに思ふ。況んや我が民法には夫婦財産制を立てて(民法第四編、第三章、第三節)明瞭に妻の財産といふものさへ認めてゐるのである。この妻の財産などいふことは、日本の國俗に於いて果して行はれてゐたか、又現在に於いても行はれてゐるか否や疑はしい位である。西洋でも妻の財産を認めるなどいふことは、餘程近時のことであつた。英吉利などでも、一

千八百八十四年に至つて始めて妻の勤勞に依て得たる妻の財産を認めることになつた程なので、獨逸の民法などでは、まだそこまでも行つて居らぬといふことである。然るに日本ではもう妻の財産を立派に認めてゐる。兎に角所有權は個人又は「法人」のみ有し得るものと見るのが、法律の精神であるやうに思はれる。

(ろ)租税の制度。従つて租税の制度も亦同様で、納税者は個人又は「法人」であつてその中には「家」といふものを認めぬやうである。租税は「家」が納むるのでなく、「家」の内の誰彼が納むることになつてゐる。父は一定の資産を有つて居り、その子供も亦一定の資産を有つてゐるか、又は勤勞によつて收得したる收入に對して納税の義務ある場合に於いては、その父も子供も皆別々にその義務を果たさねばならぬのである。つまり今日の納税の義務は「家」に課せられてゐるのでなく、「家」の中の各員に課せられてゐるのである。納税義務といふ眼でも、矢張り「家」といふものを見ずして、唯個人を見てゐるのである。

(は)選舉權制度。それ等と聯關して選舉權制度を考察して見ても同様である。選舉權は「家」に與へられたる權利でなくして、個人に與へられたるものである。

「家」は唯一つの選舉權を有つてゐるのでなく、「家」の中に於いてその資格を有つてゐるものは各別に一つの選舉權を有つてゐるのである。父は政友會の候補者に投票し、息子は國民黨の候補者に投票することがあつても差支ないのである。されば此の選舉權といふ眼から見ても、國家と臣民との關係は直接關係であつて、「家」といふ仲介物の存在を認めぬことが解る。

(に)徴兵制度。帝國臣民の男子で、丁年に達したものはすべて兵役に就かねばならぬといふのが今の徴兵制度である。此は恐らく凡そ日本臣民たるものは、誰彼の差別なく、皆直接に護國の大任に當るべきものであるといふ精神より出でたる制度であると思ふ。今日の徴兵制度は一「家」から一人、又は幾人かの兵を出せば宜いといふのではない、苟くも男子で丁年に達したものであらば幾人でも出すべしといふ制度である。それ故、此の制度は矢張り「家」といふ中間物の介立を認めないで、直接に個々の男子を認めてゐるのである。若し飽くまで「家」といふものを認めたとすれば、それを相續すべき長男と次男以下のものは多少之を差別して徴兵制度を立てねば徹底せぬものとなるであらうと思ふ。

(ほ)義務教育制度。此の制度も亦、國家と臣民との關係は直接關係であつて、間接關係でないことを示してゐる。即ち今日の義務教育制度では、父兄は學齡に達した自分の子女はすべて之を就學させなければならぬ義務を負うてゐる。一「家」から何人の就學者を出しさへすれば、それで宜いといふのでない。義務教育は國家が自己保存、乃至自己發展の爲に國民に課した義務であるが故に、國民たるものはすべて之に服従すべきものであつて、誰彼の差別あることを許さぬのである。若し飽くまで「家」の制度を認めて、その存續を圖らんとするならば、當然「家」にあつてその「家」を相續すべき義務ある所の長男と、何處へ行つて如何なる職業に就いても構はぬ二男以下と、幾分かその教育の仕方を異にしなければならぬであらう。さうでなければ「家」の制度を存續するといふ精神を徹底させることが出來ぬ譯である。しかしさういふことは果して出來ることであらうか、又出來るにしても、國家の爲に果して利益なことであらうか。随分込み入つた問題になるであらうと思ふ。

以上臣民として最も重大なる權利・義務である所の財産・納税・選舉・兵役・教育等に

ついて調べたのであるが、此等のすべては國家と臣民との關係を直接關係と認め、間接關係と認めない。即ちいづれも「家」といふ中間物の介在を認めない。個人からいへば、個人がある所有權の主體となり、租税を納め、議員を選舉し、兵役に就き、教育を受けるのは、すべてその資格ある個人として之を爲すのであつて、「家」といふ中間物を通じて爲すのではないといふのである。その他刑法なども國家統治の要具であるが、處罰をうけるものは常に犯罪者その人だけであつて、決して昔時に行はれた連坐刑などを認めぬのが、その精神である。即ち「家」なるものが刑法上に於いてある犯罪行為の主體となることを認めてゐない。この國家と臣民との關係が直接關係であるといふことはすべて近世國家の特質で、歐羅巴などでは漸次に此の方向に向つて發展して來た跡が明瞭に辿られる。日本も既に列國と交際を結んで萬國並列の道に進んだ以上は、その萬國の趨勢と背馳したことを施設する譯には行かぬ。萬國の趨勢と相並んで而かも「家」の制度を諸法律の上に編み込んで、有效なものにしようといふのは、随分困難なることであらうと思ふ。

三 思想上の事情 思想上にも亦「家」の存続に不利益な事柄が幾つかある。第一に全體の上から見て、歐洲の近代文明は自由主義、個人主義の文明であると概評し去ることが出来るのであつて、あらゆる文物制度は鮮明に皆その色彩を帯びてゐる。日本はその文物制度に倣つて明治の新文明を作つたのであるから、その大體の色彩が自由主義、個人主義になつてゐる。是が先づ以てそれと反對の色を帯びてゐる「家」の存続に不利益な點である。加之、從來は新文明を吸収した、攝取したとはいひながら、根が舊文明に培はれてそれで根本精神が固まつて居つた明治以前に生れた人人が、多く日本の舞臺に立つて働いて居つたので、幾分か從來の制度などを維持する上にも便利なることがあつたであらうが、今や舞臺は轉じて最早明治の新文明で養はれたものがその主なる役目を演ずることになつたのである。是等は我が日本の文明に更に一轉機を興へる事情になりはせぬかと思ふ。

以上は思想上の大體論であつて、詳しく述ぶるのには近世の政治論、法律論、經濟論、道德論、哲學等に亘つて仔細に論じなければならぬのであるが、今はその暇なきが故にすべて省略する。唯近時に見る二大傾向丈けについては一言して置きた

い。二大傾向とは文學と宗教との事である。近時の西洋文學は極端な個人主義的色彩を帯びたものが甚だ多い。イブセン、トルストイ、ハウプトマン、ゾーダーマン、メーテルリンク、ショー、ダンヌンチーその他の人人の小説、戯曲は著しく個人主義的色彩に富んでゐる。是等の文學が續々輸入され、續々翻譯又は翻譯されて讀書社會に擴まる。曾て警視廳ではノラの演劇に干渉したことがあつたが、演劇の方はそれで差止めることが出来ても讀む方は差止めることが出来ぬ。非常な勢で擴まる。西洋新刊書の中で、最も多く輸入されたのは文學書であるといふことである。此の勢は又「家」の存続に不利なる勢である。次に宗教である。こゝ十五年の間、青年間に求道の精神の鬱勃として起つて來たのは著しい現象である。而して彼等は或は佛に歸したり、耶蘇を信じたりする様である。私は宗教、少くとも佛耶兩教の如きは、その本質からいへば、世界教であつて國民教でなく、從つてその信者は世界民であつて、ある特定の國民でないもののやうに思ふが、兎に角佛教は千有餘年間も此の國土に養はれ、國土化して、今ではさまで國俗との間に矛盾を感じないやうになつてゐると思はれるが、しかし是は佛教といふ眞面目から

いへば、或はその墮落かも知れぬ——耶蘇教の方はその傳來がまだ新しい丈けに、國俗との一致が十分うまく行つて居らぬ處がある。さういふ宗教が漸次青年の間に信ぜられるやうになることは「家」の存續に不利な事情であるやうに思ふ。

以上經濟と政治、法律と思想との三方面に亘つて、我が「家」の制度の存續に不利なる事情を述べたのであるが、若し「家」の制度が今や崩潰せんとしつゝあるのが、果して今日の實況であるならば、以上の如きはその現象を惹起した原因中の主なものであると思ふ。

五 「家」と女子

一 女子の自覺 女子教育の普及とその進歩とは女子の自覺を促がし、その結果は「家」の存在にも大なる影響を及ぼすやうになつた。それは第一に教育をうけたる女子が、結婚に對して甚しく疑懼の念を懷くやうになり、従つて容易に結婚を敢てしようとせず、甚しきは公然獨身主義を言ふものさへ生ずるやうになつたの

である。かういふ傾向は如何にして起つたものであるかを考へて見るに、第一には男女共に結婚に對して用心深くなつた結果であることと見ることが出来る。生活が漸次困難となるにつれて男の方では妻を迎へて果して一家を支へて行くことが出来るであらうか否かを、能く考へねばならぬやうになつた。例へば大學卒業者に就いて見るも、約二十年若しくは二十四五年前であつたならば、大學卒業の學士といへば、何の方面へ向いても、引つぱり風のやうに歓迎せられ、羽が生えて飛ぶやうに賣れ、昨日までの下宿樓上の青書生が今日は堂々たる紳士となつて、立派な生活をする事が出来るやうな有様であつたのである。従つて結婚などのことを考へるのにも、將來の生活は果して如何うなるであらうなどといふことは深く顧慮する必要がなかつた位である。然るに今日の狀態は如何うであるかといへば、學士位の肩書を振り廻しても中々容易に職を求められない。官廳に入つても、銀行・會社へ廻つても、教育界に投じて、大抵は皆小僧扱ひにされ、待遇の如きも、自分一人の下宿料を拂ふにも足りない位の手當を給せられ、それで何年かは辛棒しなければならぬといふ有様である。併し幾何でも手當を得る職業を得たといふ

だけでも、むしろ幸運の方であつて、それすら得ずに青息吐息で苦しんでゐるものさへ少くない。かういふ有様であるから、結婚のことなどでも、餘程用心してやらねばならぬことになつて來たのである。つまり結婚に對して用心深くなつたといふのは、右の如き事情から用心深くならざるを得ずしてなつたものである。女子の方でも同様である。結婚は果して女子を幸福ならしめるものか否かを疑はざるを得ぬやうになつて來たのである。全く資財も何もない男の腕一本を頼みにしてその男と結婚するのは素々甚だ危険なることである。その男が十分働ける時には宜からうが、一朝病にでもなつて働くことの出來ないやうになつた時や、殊にその夫たるべき男が死にでもした場合には、後に遺された自分等母子はその日から路頭に迷はねばならぬ。さういふ場合に母子の立ち行くやうにするには、母も何か身に一藝一能を修めて置かねばならぬ。それには結婚前に十分の素養を積んで置かねばならぬといふので、中々容易に結婚をしないと云ふことになり、結婚に對して用心深くなるのである。

第二には自覺した女子の眼から從來の「家」に於ける妻の位置を見ると、それが

甚だ奴隸的にも見え、又甚だ危険にも見ゆるのである。從來の「家」に於ける妻の位置を見るに、夫よりも何よりも先づ第一に舅姑の氣嫌を取つて、その氣に入らねばならぬ。處がその氣に入るといふことは、理窟からいへば何でもないやうなことに思はれるが、それが實はさうでなく中々容易なものでない。實際十軒の家で姑と嫁とが甘味く調和して行つてゐるのが二軒三軒もあらうかと疑はれ得るのである。佛の様な方といはれた人も嫁にはそれが鬼の様になる。極めて素直な温順い娘と謳はれたものもそれが姑の眼には邪見な夜叉とも見える。お互に東といへば西と讀み、熱いといへば冷いと覺り、曲げて曲げて腹の探り合ひをするのが姑と嫁との間柄である。この兩者の心理は色々に解釋される。第一に嫁は實際他家に養はれて新たに入り來れるものなれば、その嫁した「家」の家風に同化するまでには相當の時間と練習とを要する。而かもその性質によつて、比較的同化の上手なものや下手なものがある。その下手なものに至つては、中々同化が六ヶしく、その結果は所謂家風に合はぬといふ理由の下に離縁せられる方の人もある。又姑と嫁との時代が違ふ。姑は三十年も四十年も前、自分の娘時代に仕込まれた

まゝの思想感情を有つてゐる。然るに嫁の方は三四十年も後れて、新しい時代の思想と感情とに養はれてそれに浸潤してゐる。この時勢の差違は兩者をして隔たらしめることになる。よしんば假りにその時勢に大差なしとしたところが、而かも姑と嫁との年齢が違ふ。老年には老年の思想感情があり、若年には若年の思想感情がある。それが又異つてゐる。感情的な若い者と、意欲的な老年と、進歩的、冒險的、空想的な若いものと、保守的、顧後的、因循的な老年とは調和し難い。又老年の姑は漸次孤獨を感じる、而して割に我が強くなつてゐながら、女だけに外に表はさずして内に藏して置き、そこで僻ひがみが起きる。若いものには此の心理が十分飲み込めない、そこで姑の天分を量りかねる。かくして、姑と嫁とは如何にも調和し難いものとなつて居り、而かもそれが世間大多數の有様である。

新たに結婚した婦人は必ず先づ此の第一難關を通らねばならぬ。その難關を通るのには新婦は全然我といふものを殺して、見識もなく、意見もなく、全く木偶でいのやうであらねばならぬ。少しでも我流を出して今の時世、世間について云々するならば、或は物知り、或は賢婦人と呼んで悪評する。如何うしても木偶になつてゐ

ねば納まらぬ。然るに今の教育をうけた婦人には、全く自分といふものを殺した、木偶の生活といふものが堪へ切れない。かういふことを知り抜いてゐる婦人等が結婚に對して疑懼の念を懐くのは、無理であらうか。

嫁は姑に對して頭が擧らない許りでなく、夫に對しても亦頭が擧らないのである。夫は一「家」に於ける專制の君主である。家務萬端を自分の一存で裁決する。妻たるものは、唯自分の命令に服従してゐさへすれば宜い。苟くも夫のする事に、一言半句たりとも、彼此申すべきでない。そこで我儘氣隨といふことが夫の特權となり、妻は唯女中頭のやうなことになる。男は男の腕と稱へて貞節を破る。それでも妻たるものは、毫末も嫉妬がましい言動をなすことを嚴禁され、それが女の嗜たしなみとせられる。眞乎に女たる亦辛い哉である。

而かも「家」から見た嫁は種を下ろす所の畑に過ぎない。つまり祖先の祀を絶やさないやうに子孫を取る所の要具に過ぎない。かくて支那の古禮の七去中の「無子去」といふことが「家」の制度の確立した我が國にも適用せられるやうになつた。現行民法の離婚の規定中には此の條件は規定せられてゐぬけれども、「慣

習は時として法律よりも有力である。」矢張り實際に於いては、「無子去」が今日でも猶行はれてゐる。

姑との不調和、夫の我儘慣習、それ等の爲に我が國には離婚が甚だ多く、世界で有名な離婚國となつてゐる。名譽ならざる名譽を有つてゐる。西洋では男女の關係の亂れるやうになつたのは、離婚が容易に出来るやうになつてからであると論じてゐる學者が少くない。それは多く舊教辯護の爲にする議論であつて偏見たるを免れないが、しかし幾分の眞理を有つてゐる所がある。斯く離婚の多い日本に於て男女の關係が正しく行はれてゐるであらうか。まことに残念なことが多い。殊に一度離婚されたる女こそ無慘である。貞女は二夫に見えず、一旦男に嫁したものは、更に他の男に嫁する法はないといふ理由から、一生孤獨、冷濕、闇陰な生活を送つたり、或は女の命と頼む彼のふさ／＼した縁の髪を斷つて桑門に入つたりするものもある。たとひ再婚するにしても、「出戻り」はその離婚の事情の如何に拘はらず、再び良縁を得ることは非常に困難である。その内に年を取り、性は振、愈困難になつて結局、一生獨身で暮してしまふといふことになる。實に一旦離

縁せられた女には甚だ同情すべきものが多いのである。而かもその離婚は甚だ容易に行はれる國であつて見ると、結婚といふことは自覺した女の眼から見れば、随分危険なものと思ゆるのは無理もない處が多いのである。

貞節は女の重大なる徳義であることは説くまでもない。殊に「家」の制度のある處には、更に重大なる意義を有つのである。何となれば「家」の繼紹は血統の繼紹で、血統の亂れざるやうにしなければならぬ。若し妻にして貞節を破るやうなことがあれば、それが爲めに、その「家」の血統が亂されることになる。この故に「家」の制度に於いては妻の貞節を非常に重大事とするのであつて、民法に於いても之を離婚の一條件(民法第八一、三條第二項)となし、刑法に於いても姦淫の罪となして之を罰してゐるのである(刑法第一八三條)。是は「家」の制度のある我が國には當然である。しかしたとひ「家」の制度なくとも、貞節は男女共に嚴守すべき徳義であつて、女は守つても男は如何うでも宜いといふのではない。西洋では裏面は兎も角も、表面丈けでも貞節の徳は、男子に對しても嚴重なものであつて、然るべき人であつて一度貞節を破つたといふことが世間に漏れたが爲めに、その從來の名譽と地位とを失つた人は

尠くない。然るに我が日本に於いては、堂々たる紳士で醜聲動もすれば外聞に漏れても、當人も平氣であり、世間でも餘り八ケましく之をいはず、尋常茶飯事のやうに思つてゐる。女の方から見れば是は又あまりに片手落の批判のやうに思ふのも、まことに無理のない話である。而かも嫉妬は女の嚴禁すべき所と頑固に教へ込まれ、七去の中にも「妬去」といふのがある位である。

次に女には三従の教がある。「在家従父、適人従夫、夫死従子」がそれである。この三従の教は随分廣く行はれた風俗のやうであつて、印度にも、巴倫にも、羅馬にも文句までが殆んど同様に行はれてゐたやうに見える。かくて、女は何時までも頭の擧る筈はないのである。始終人に従つて殆んど奴隸的生活をやり通さねばならぬ。「三界に家なし」とは眞に然りである。これは必ずしも結婚に即した事柄ではないけれども、女の社會上、家庭上に於ける位置を説明する所の一材料になるが故に今此處に擧げたのである。

以上に説明したやうに、女子の社會上、家庭上に於ける位置は寔に憐れなものである。さればイブセンの「人形の家」を讀んだり、ペーベルの「婦人と社會主義」を

讀んだり、エレン・ケイや、ボサンケー夫人の論文を讀んだりしたものは猶更のこと、たとひそれ等を讀まなくとも、新時代の教育をうけて多少自覺を惹起した若い婦人等が現時の結婚に對して疑懼恐怖の念を懷くのは、必ずしも無理とのみは言はれまい。

二女子の職業 以上の如く、女子は一方に於いて、結婚その者に對して疑懼の念を懷きつつある間に、一方に於いては、彼等自身獨立の生活をなすに恰好なる職業を見出したのである。この二者相俟つて、益双方の勢を助長するやうになつたのである。一方では經濟上の事情から高等の教育をうけたものの結婚が事實困難になり、一方には女子の自覺があり、又一方には經濟活動の發達の爲めに、女子にも相當の職業が起さるやうになり、更に一方には外國の影響の爲に女子は漸次獨立的職業を取ることが出来るやうになり、又實際取るやうになつたのである。前二箇條の事情は既に説明した通であるが、後二箇條の事情は次の如くである。經濟組織の發達の爲に例へば從來農家の女子は専ら農業に従事してゐたのに、更に今日では種々の工場労働者事務員となることが出来るやうになつたのである。そ

の主なるものは製絲女工、紡績女工、百貨商店及び大商店の店員、それ等の商店や銀行、會社、官廳の事務員、小學校の教員等である。又女子には此等の外に猶獨立の職業が開かれるやうになつた。看護婦、産婆、醫師等それである。斯やうに女子は漸次新しい職業を起して先人未踏の地に臨まんとしてゐるし、又從來既にあつた處の職業でも、漸次男子からそれを奪つてそれに代らうとしてゐる。それ故に女子に相應はしい職業は段々に殖えて來るのである。それで、少しでも理想を懷いて、而かも實際社會に於ける結婚などは甚だ以て信賴し難いものと見た所の女子は、結婚して奴隸的となり、屈從的とならんよりは、寧ろそれ等の職業中、自分に相應はしいものを選んでそれを取り、それによつて生活するのが何處にも氣兼ね苦勞もなく、結局樂であるといふやうな考を起してその方面に向ふやうになつたのである。又始めは必ずしも職業の爲めに學問したものでなくとも、學問が出來、眞面目に又批判的に現代の結婚といふものを考へたものは、以上に述べたやうな事實が明に眼前に浮び來るが故に、むしろそれを避けたいやうな氣も起し來るのである。それ故若し現代の女子中に、獨身主義、非婚主義を振り廻すものありとすれば、その

多數は稍高等な教育をうけたるものであるのは事實である。

次に外國の影響を述べよう。今日の西洋で最も多く女子が獨立の職業を有つてゐる所は亞米利加合衆國である。然るに我が國の西洋風といふものは、多くはその亞米利加風及英國風である。そこでこの女子の獨立の職業も自然アメリカ風が移つて、次第に増殖して行く傾向があるのである。

三 女子の教育 以上のやうな事實を觀て、論者は女子が職業教育、専門教育をうけると、右のやうに獨身主義や非婚主義を振り廻すやうになる故にそれは不可である。女子には敢へて職業教育、専門教育を施すな、徹頭徹尾良妻賢母主義の教育にて固めねばならぬと論するのである。是は一を知つて二を知らざるの論である。所謂獨身主義、非婚主義を唱へるもの多くは稍高等なる教育をうけたものであることは事實である。しかしながらそれが爲に、高等教育をうけたものは獨身主義者となり、非婚主義者となるものであると見るのは當を得たる見解でない。何となれば、前にも述べた機會があるが如くに、人の異性相戀ひ慕ふはその本來の天性に本づいてゐるのである。此の性は生物以來傳へられたる性であつて、

非常に根深い根柢を有つてゐるものである。教育をうけたからとて此の性がなくなり、若しくは弱くなり、教育をうけないからとて、此の性が猛烈になるといふやうなものでない。人間一代や二代やの後天的の練習で之を如何うすることも出来るものでない。唯教育をうけたものは此の性をより多く合理的にするのである。而して夫婦の制度、殊に一夫一婦の制度は、此の性情に本づいて起り、而かも最も圓滿に此の性情を満足せしめる所の制度である。この一夫一婦の制度の如きも、ウエスターマルクの研究によれば、動物以來永い間に進化して自然に出來て來た所の制度であつて、決して人類に至つて始めて現はれたものでないとのことである。されば人に既に此の性情あり、此の制度ある以上は、精神に多少の狂のない限りは、自ら好んで獨身主義や、非婚主義を唱へるべきものであらうか。然らば現今の教育をうけたるものが何故獨身主義非婚主義を唱へるかといふに、それは教育をうけたが爲めではない。教育をうけた結果、すべて物事を慎重に考へ、徹底的に思ふやうになり、又その結果は人生の一大事たる結婚のことも十分に考へて見る

やうになつた。その結果は又結婚に關して色々の注文を發するやうになつた。概括的にいへば結婚といふことにつきての理想を明にするやうになつた。さてその理想的結婚の眼光で現實の結婚を見ると、それは又餘りに大なる懸隔があることを發見した。而かも現實の結婚は從來の習慣や、教育や、傳説等で固く固められて居つて、容易に之を突崩すことの出來るものでないと見た。即ち現實の社會に於いては理想の結婚を實現することが殆んど不可能であると見た。而かもその現實の結婚なるものは多くの點に於いて女子の人格の尊嚴を認めないものであると見た。斯かる理由からして稍高等な教育をうけたものが漸くにして獨身主義、非婚主義を言ふやうになつたのではあるまいか。して見れば教育の直接の結果、結婚そのものを非認するやうになつたのでなく、唯多くの點に於いて女子の人格の尊嚴を認めざるやうな現實の結婚に對して疑懼嫌惡の念を懷くやうになつたと見るのが實際の真相を説明するものであらうと思ふ。尤も彼の所謂理想の結婚中には理想ならざる不純の分子もあらう、又誤謬の點なども含まれてゐるであらう。それ等があれば、勿論それを矯正してやらねばならぬ。しかしそれは

特にその場合にのみ責むべきものでなからう。理想的と想はれたものの中に、然らざる分子の包含されてあることは、多くの場合に於いて發見するのである。故に獨身主義や、非婚主義を言ふものを、「生意氣」なる一言の下に刎ね付けるのは、彼等に對しては餘りに同情のない遣り方であり、又一方では現代の弊を革むる所以の道でもない。

以上述べ來つた理由であるから、今日の獨身主義や非婚主義を言ふものに向つて正面からその非理なるを論すが如きは、實は餘りに「お人」が「宜過ぎる」のであつて、影を捕へて余は盜賊を捕へたりと叫ぶのと同じ事である。それよりも、彼等の口上を彼等自身で内密と引き込ましめんが爲めには、先づ彼等に同情して彼等と共に現實の結婚といふものを改善する事に努めれば宜いのである。即ち家庭に於ける、「家」に於ける妻の位置を引き上げれば宜いのである。女子の人格の尊嚴を認めるやうになることを努むれば宜いのである。一面からいへば、男子がその專横を慎しむことは此の問題の解決に與つて力あるのである。しかし「家」の制度を極めて嚴格な意味で存在せしめんには、既に述べたる道理によりて姑と嫁

とは必ず同居せねばならず、又「無子去」的の筆法は之を用ゐねばならず、たとひその極端にまで走つてゐぬにしても、蓄妾の俗などは大に寛大に見なければならぬといふことになる。つまり吾等は今や一種のデレンマに陥らされてゐるのである。

身妻賢母主義の教育とは私の甚だ屢々耳にする所の言である。而して私はその言を聽く毎に、その如何なる意味なりやを考察して見るが、何時も之を了解しかねてしまふのである。第一女子たるものは必ず良妻たらざるべからず賢母たらざるべからざることは、男子たるものの必ず良夫たり賢父たらざるべからざるが如く、生きて行くには飯を食はざるべからざるが如く、之を一つの主義として標榜するには餘りに自明のことであると感するのである。吾は生きたが爲に飯を食ふ主義を取つたと揚言するものあるを聽かば、誰か噴飯せざる。而して噴飯に次ぐに、その人の精神の健全を疑はざる。而かも堂々たる有識の人人が今日頻りに此の事を口にする以上は、そこに何等か一段の意味が潜んでゐはしまいかと更に考へ直して見る。凡そ主義といへば、必ず何等か他にそれに對立するものあるこ

とを豫想する。理想主義イデアリスムスは現實主義レアルリスムスの對立を豫想し、唯心主義スピリチュアルリスムスは唯物主義マテリアリスムスの對立を豫想し、急進主義ラディカルリスムスは保守主義コンゼヴァティヴリスムスの對立を豫想するが如くである。されば今、良妻賢母といへば、何かそれに對立するものがなくてはならぬ。何であらう。先づ文字の上からして直に考へ付くのは惡妻愚母主義である。しかしこれは茲に於いては對立になるが意味に於いては全然對立にならぬ。何となれば、未だ曾て惡妻愚母を女子教育の主義としたものがないからである。然らば他に何か對立するものがあるかと考ふるに、それは非妻非母主義である。女は人の妻となるべきものにあらず、従つて母となるべきものにあらずといふ主義である。所謂彼の獨身主義、非婚主義はやがてそれであつて、これはつまり非妻非母主義の別名に外ならぬ。之が良妻賢母主義の對立となるものである。しかし是れは一見した處では良妻賢母主義の對立となるやうであるが、仔細に考察すれば、それも對立にならぬのである。何となれば、古今の女子教育の理論家及び實際家の中に女子は人の妻となるべきものにあらず、従て人の母となるべきものにあらずといふことを主義とした人が、唯だの一人でもあるであらうか如何うか。私の寡聞なる未だその人

あるを聞かないのである。されば良妻賢母を主義とする人が、之を自分等の對立なりとして良妻賢母を唱ふるのであつたならば、白地の浴衣を幽霊なりと見てお念佛を唱ふるやうなものである。しかしかくいへば、良妻賢母主義の人人はいふであらう。成程學者實際家の中に非妻非母主義を標榜した人は一人もない。しかし或る女子教育の結果は事實として獨身主義、非婚主義を振り廻はすものを生じたのである。吾等はそれに對して良妻賢母の主義を唱道するのである。しかしこの説も彼の主義の標榜を辯護する説とならぬ。何となれば、彼等二三子が獨身主義や非婚主義を振り廻はすのは、前項に論じたやうに、彼等の真相ではない、已むを得ずして發する言であつて、實は主義でも何でもないのである。この人に依つてこそ自分の理想的結婚も實現せられると思ふ好配偶者を得るまでの獨身主義であり、非婚主義である。偶には眞に獨身主義、非婚主義を思つてゐるものもあらう。しかしそれは千萬人中唯一人あるかなきかであつて、眞に除外例である。而してその場合、もしその一人を除いた千萬人をノルマルといふを得とすれば、その一人はアップノルマルの人間であるといふことが出来る。而かもかういふ

アップノルマールの人間は、必ずしも女に限つてあるのではなく同様に男にもあるのである。かういふ除外例のアップノルマールの人間のいふ事を眞に受けて、それを敵に廻して學者、有識のものが一々主義を立てねばならぬものであらうか。考へれば可笑しいことではないか。斯くいへば、彼等良妻賢母主義者は猶いふであらう。汝は吾等の良妻賢母といふ意義をいやにひねくり廻して故らに吾等の唱ふる所を了解しまいとするやうであるが、吾等の所謂良妻賢母主義はそんな抽象的な主義の議論ではない、高等女學校の教科目及びその課程を、將來中流階級以上の家庭に於いて妻となり、母となるに適したるものになし、又さういふ方針で生徒を教育しなければならぬといふ實際上の主義である。若しそれを主義といふのが宜しくなければ、女子教育の方針といふても宜いといふであらう。しかし、それならそれで宜しい。謂ふまでもなく高等女學校は男子の中學校が、必ずしも専門教育、職業教育を施す所でなく、唯中等階級以上の日本臣民として活動する事が出来るやうな普通教育を施す所であるやうに、高等女學校に於いてその中學校以上の學校の卒業生に配して妻として母として活動することの出来るやうな普通教育

を施すといふに何等の異議のあるべき筈はない。之をしも良妻賢母主義の教育と力説するを得べくんば、同様に何故中學校を良夫賢父主義の教育といふことが出来ないか。斯くいへば、彼等良妻賢母主義の論者は重ねていふであらう。男子の良夫たり賢父たらざるべからざるは勿論であるが、しかし男子の活動はそれのみに限るべきものでない、その以外にも大に活動すべき方面があるのである。それが爲めに男子には、良夫賢父といふことのみを標榜することが出来ぬのである。が、女子の方は良妻賢母がその天分のすべてである、その外に女子の活動の地盤はない、それが故に女子の方には良妻賢母といふのであると辯ずるであらう。そこで此の説を表裏から分析してその意味のある所を擇ぬれば次の如くなる。女子の天分のすべては良妻賢母にあるが故に、高等女學校に於いて、それに適した教育を施せばそれで女子は完成したものであつて、彼等にはそれ以上の専門教育、職業教育を施す必要はない、否、そんな専門教育、職業教育を施すから良妻賢母主義に反するやうなものが出て來るのであつて、實に以ての外のことである。しかして恐らく良妻賢母主義の教育といふ眞面目は實に此の點にあらう。否、私は此點なら

ば、彼の主義も意味のある事であつて、此の點の外には、殆んど何等の意味をもなさぬものであると察する。而かも彼等が正面から明々地に女子の高等専門教育職業教育を排するとあつては、色々の非難攻撃が揚がるであらうと恐れて、故らに言を婉曲にして良妻賢母主義と銘を打つて、巧に攻撃の鋭鋒を避けようとしたものであらう。然らば右の辯護は意味のある辯護であるとして、次に私はその意味のある辯護は吾等の果して承服し得るものなるや否やを吟味したい。高等女學校は女子に對する高等普通教育を施す所として、所謂良妻賢母の方針を以て教科目を選定し、その程度を定めること、是れには何の異存もない、恐らく何人も異存はなからう。しかし、そのことは、直に女子の高等専門教育、職業教育を否定することにほならぬ。第一今の高等女學校なる者はその程度の男子の中學校よりも遙に下つてゐる。その學校の卒業者が、大學教育等の我國に於ける最高等の教育をうけたる男子に配してその好配偶者たるの資格があるであらうか。人は能くいふ、良妻賢母論者も亦能くいふ、妻たるものは、能く夫の心理を了解し、夫の事業仕事を了解し、以て夫に對して精神的に慰安を與へねばならぬと。されど今日の高等女學

校程度の卒業生が果して、大學教育までうけて世に活動してゐる夫の心理を了解し、その事業、仕事を了解し、夫に精神の慰安を與へることが出来るであらうか。それで良妻たることが出来るであらうか。又、今日の高等女學校は前に述べた程、低度のものであるが故に、その子を教育して行くにも尋常小學校位の間は、如何にしてもやるが、中學校になるとそろ／＼困難となり、さうして三年級以上になると、殆んど全く手に負へなくなる。勿論子供の中學校あたりでやるすべての學科の如何なることでも知らねばならぬといふものではなからう。しかし、その大體は之を了解して置かねばならぬ。それが出來ずに如何うして賢母となることが出来るよう。右の譯であるからして、良妻賢母主義にしても、今の高等女學校で十分だ、その以上の學校は必要でないといふ論は僻論であるまいか。

勿論、高等女學校の卒業生は、すべてそれよりも上級の學校へ入學しなければならぬといふ譯がないと同様に、すべてがそれよりも上級の學校へ入學してはならぬといふ譯もある筈がない。故に國家としては、高等女學校の外に、それ以上の女子の教育機關を施設しなければならぬものと思ふ。而して女子にしても志あ

るものはドシ／＼それより上級の學校に入つて何等差支ないものと思ふ。嘗にそればかりでない、女子にも種々の天才を有つてゐるものが決して尠くないことは、古來からの女子の歴史がそれを證してゐる。それ等の天才は良妻賢母を離れても、その天才を發揮せしめる方が、國家の爲めにも人類の爲めにも望ましいことではあるまいか。

そればかりでない、女子の職業教育といふことも、決して排斥すべきことでない。女子に相當した職業は幾何もある。その相當した職業教育を施すことが何の不都合があらう。今日でも裁縫刺繡造花等技藝に關したものは、既に職業教育を施してゐるが、それ以外にも、又その以上にもあつても可然よことであると思ふ。我が國でも既に二名の女子の大學本科學生を出した。此の傾向は決して咀ふべき傾向でなく、漸次順當に發達せしむべき傾向であるまいか。男子の教育は一般には中等國民として働く上に於いて中學校だけで十分だといへるにしても、すべてそれ以上は不必要だといへぬやうに、女子の教育も極く普通には高等女學校で澤山だといへても、すべてに對してそれ以上は不必要だ贅澤だといふ道理はさら／＼

あるまい。されば、此の點が良妻賢母主義の意味のある處であつて、而かも、此の意味のある點が、穩當な意見として成立つことの出來ぬものと思ふ。

「家」と女子とは、兎に角ヂレンマに懸かつてゐる。吾等は如何にしてか之を解決しなければならぬ。

六 族制に定形なし

さて以上數節に亘つて「家」の制度について、道德上の見地から種々の問題について述べて來たが、今やこの家族制度の倫理の結論を擧ぐべき時期に際會した。顧て上來の論述を察すると、「家」の制度には、慥かに道德上頗る優秀なる點もあるが(第三節)、しかしその制度は色々の事情で崩潰せんとしつゝある(第四節)。惜しいけれども致し方がない。恰度敗け軍になつた將軍が、是まで攻守共に非常に便利なる地點を占めて居つたが、敵の猛烈なる攻撃に堪へず、頑強に死守すれば、全軍の滅亡、眼前に明かなる場合に、その地點を捨てるのは、實に殘念であるが、全軍を滅亡させ

るよりも、姑く退いて後圖を爲すに若かずとなし、一時已むを得ず、軍を他の地點に移すやうなものである。その場合に能く敗殘の軍を收めて毫も士氣を沮喪せしめず、後圖を爲すに便利なる地點に、巧に移ると否とは、將軍の賢愚の岐かるゝ所である。之と同じことで、若し時勢の推移は族制をして如何様にか變改せずんば已まずといふことであつたなら、その大勢に抗するのは愚の至であるから、この際如何にすれば最も圓滑に自然に、急激の變化なしに變改し得るかを考察するのが、賢なるものの所爲であると思ふ。

さて熟ら古今東西の族制を考ふるに、一つとして古今を通じて變りない族制とはなく、何れも皆社會の進運と、時勢の變化とに應じて變化してゐる。我が國にても、上古には多く氏族制が行はれてゐたのである。氏族制とは、皇別・神別・諸蕃に屬する大小の諸氏あり、その諸氏には皆氏の上なる一人の家長があつて、その氏に屬する諸家及び私有の部曲とくべを統率して更にそれ以上の大氏に統括せられる。大氏の氏上は、それ等の一切を統率して皇室に臣事してゐたのである。氏上は正嫡相繼紹して行つて、苟くもその分を紊ることは出來ないことになつてゐたのであ

る。そして各氏には皆世襲の官職があつて、それで朝廷に仕へ奉つてゐたのである。それで朝廷に於いて國家のために臣民を徵發し、使役せんとする際には、先づ氏の上にその由を申し傳へるのを順序として居たのである。然るに年所を経るに従てある氏族の勢漸次強大となり、互に相爭奪を事とするのみならず、動もすれば專横の弊を生じ、爲に朝廷の御勢甚だ振はざるの有様となり、如何にか之を變改せざれば仕方がないやうになつたのである。加之、氏族制に於いては飽迄血統關係を重んじ、本末嫡庶の分甚だ八ケましく、詰らぬ人間でも、本家の家長であるならば、その氏の者は一切それに従はねばならぬし、才幹の秀でたものでも、末家のものならば、又その地位に甘んじてゐねばならなかつた。併し是は人物經濟の上に甚だ不利なことである。又、實際に於いて年所を経るに従て本家衰へて分家榮えて來た氏も尠くなくなつて來た。それこれの事情で、氏族制は實際に支持し難きものになつたし、又之を支持して行けば、朝廷の御威勢を振ひ興す事も困難であり、又人物經濟の上にも不利なものであるといふことが漸次明になつて來たので、そこで彼の思切つた所の大化の大改新があつたのである。この改新で諸氏の私有の

私民私領といふものもなくなつたし、又必ずしも血統の本末尊卑に依らずして、ずん／＼人材を登用することになつたので、從來の氏族制は漸次新たなる形に變つて來たのである。その新たなる形は氏族制に對して之を「家族制」といふことが出來よう。同じ平氏の中からも幾つかの「家」が分れ、源氏からも藤原からも菅原からも橘からも多くの「家」が分れ出たのである。而してその「家」々は必ずしも血統上の本末尊卑に依てその序列を正すのでなく、才能次第で高位高官にも登ることが出來たのである。而して今日「家」と稱してゐるものは、藤原氏の攝關時代から源平時代、猶その以後の時代に於いて「家」と稱へてゐたものよりも、更に小く分れて來たものである。かやうに我が國に於ける族制も、始めから今日まで常に同一であつたとはいへぬのである。

西洋でも、希臘、羅馬及び日耳曼民族等の中に見えたる族制は、決して變らないものでなく、皆それ／＼時勢の推移につれて變化して來たのである。社會學者は此の事を族制の進化と名づけてゐる。

果して然らば、今日我が國の「家」の制度も幾分動搖しつゝあるといふことが事

實ならば、それは從來のまゝの形の「家」の制度は最早變化せる社會の一切の周圍に順應することが出來ず、如何やうかの形に進化しなければ已まないといふ勢を示してゐるものであるまいか。往者は止むべきでない、來者を如何にせんかが問題である。試みに今日の「家」の制度に伴ふ所の長所と短所とを列擧して、將來取るべき「家」の形の案出に資し、以て此の講話の局を結びたいと思ふ。

一。自己を棄て我を棄てて、團體に殉ぜんとする精神は如何にも強い處があるが、しかし自己の人格者たることを自覺し、又その當然の權利を主張せんとする念慮を發達せしめるのに都合宜くない處がある。

二。ある特殊の人倫關係例へば親子の如き、夫婦の如き關係の道德の發達には都合よいが、凡そ人、即ち社會公衆に對する道德は發達し難い。

三。家族内の道德は多く情的に起る。それ故、人情敦厚といふ點はあれども、責任といふ感は餘り強くないやうに思ふ。

四。あまりに家を尊び祖先を尊ぶの結果、唯その「家」や祖先を鼻にかけて、自己の修養をなすを努めず、木偶にてありながら「家」「祖先」を以て人に傲らう

とする傾向に陥り易い。

五。一致協同、休戚相共にする結果、家族の各員に相牽制し合ひて、個人の天才を十分に發揮せしめる機会を尠くしてしまふ。

六。「家」を尊ぶの結果、「家」に依て生活せんとするの傾向を生じ、獨立自營の精神を癡痺せしめ易い。

七。家郷に愛著して、他郷異域に出でるのを厭ふの風を増長し易い。

八。「家」を尊び祖先を崇ぶの餘り、何事でも古法に泥み、格式に囚はれ、保守に流れ易く、濶達進取の氣象を養ひ難い。

—「小學校」(同文館發行)大正三年度夏期講習錄所載—

六 家族制度の問題

一 家族制度問題の起れる道德上の理由

家族制度の問題は今や我が思想界教育界の重要な一の問題となつた。之に關する論議も尠からず各方面の人人によつて發表せられたが、未だ徹底解決にまでは至らぬやうである。而も教育界では、既に決定した事項のやうにして取扱はれて居る傾向がないこともない。然り、既に解決のついた問題であるかも知れぬ。しかしながら、少くとも私自身に取つては未だ考察研究の餘地が遺されてあるやうに思はれる。そこで私も數年前から此の問題に關して、斷片に愚見を公表して(中央公論、東亞の光帝國教育等)大方の教を乞うたことあるに拘はらず、今は少しく系統的に、此の問題について論述して見ようと思ふのである。しかし、此の論文で

此の問題に對して最後の鐵案を下した、又は下さうといふのではない。聊か此の問題の由來と、その含蓄する意義とを闡明して、後の君子を待たうといふまでである。

此の家族制度の問題を考察するに當つて、先づ第一に明かにしなければならぬことは、如何なる事情で此の問題が、我が思想界、教育界の問題となるやうになつたかと云ふことである。之に就いて考察して、私は其の主要なる事情二つを數へ得たのである。その第一は忠孝の基礎としての家族制度の問題で、その第二は婦人問題に聯關してのそれである。

イ、忠孝の基礎としての家族制度問題 我が邦振古未曾有の三十七八年戰役に於いて、我が國は、事の美事に敵露西亞を征服した、世界の列強は悉く驚歎の眼を瞠つて殆ど奇蹟のやうに思つたのみならず、我が國自身さへも餘りに痛快なる勝利に我と我が實力の偉大なるのに驚いた位なのであつた。そこで世界の列強も、我が國自身と同じやうに、今更のやうに急遽「日本研究」に着手して、立派なる勝利の最大原因は那邊にあるかを突き止めようとした。さて愈著手して見ると、兵數な

り、軍艦數なり、諸般の武器なりは、彼は我に比して決して劣つて居ない、むしろすべての點に於いて優つて居つたので、我が勝利の原因は多く之を軍事上に求めること、のむしろ困難であることが明かになつた。それならば何處にあるであらうか。仔細にいへば色々あるが、その主要なるものは、道德に於いて我が彼に優つて居るといふことであると見た。その道德とは我が國では、直接戦争に従事した軍人は勿論内にあつてその後援をなし、常務常業を擔當して居つた一般國民の、熾烈なる忠君愛國の精神をいふのである。世界の列強は略々此の見解に一致して、それらその熾烈なる忠君愛國の精神は、如何にして我が國民間に養成せられたであらうか、更にそれを研究するやうになつた。列強がそれぞれ専門の人人を我が國に派して、一面には、我が軍事を研究せしめると同時に、他面には、我が國の歴史、教育等を調査せしめ、更に又我が邦の學者を招聘してその講演を聞くに至つたのである。我が邦の識者、學者も亦従前より一層精細に、我が國民の忠君愛國の精神の熾烈なる原因を調査してそれを突き止め、益之を培養し振興せんと考へた。それには何か世界列強のそれと著しく異つて居る我が國情があるか、若しあればそれは何か